【清原氏】は天武天皇の皇裔である。此時代の初め夏野、清原氏を賜ひ右大臣に登り、一族長谷、峯成等公卿に列せられて居る。

清原氏系圖（一九八頁より）

舍人親王―御原王―小倉王―清原夏野―瀧雄
　　―守部王―猪名王―乙村王―清原峯成

【文室氏】は清原氏と同樣、天武皇裔で前時代淨三（ジヤウサン）、大市此時代には秋津、綿麿を出して居る。

文室氏系圖（一九八頁より）

天武天皇―長親王―智奴王（文室淨三）―大原―綿麻呂―卷雄
　　―大市　　―秋津

【橘氏】は諸兄の後である、諸兄正一位左大臣に登り一時光彩を放つたが、その子奈良麿、藤氏と爭ひて敗れ、その孫逸勢又藤氏に陷れられた。けれど仁明天皇は此氏の出なる檀林皇后嘉智子（カチコ）の御腹で、外戚の關係より其兄氏公は右大臣に登り、その後も峯繼、廣相、澄淸、良殖、公賴、好古等を出し、其隆盛を次の時代に送つて居る。

橘氏系圖（その二）（一三一頁より）

奈良麿―島田麿―眞材―峯範―廣相―公材―好古
　　―長谷雄―海雄―茂枝―公賴
　　―當主―安吉雄―良殖
　　　　　　―良基―澄淸
　　―清友―氏公―峯繼
　　　　　　―嘉智子（嵯峨后）―（仁明帝）
　　―入居―逸勢

【高階氏】は天武帝裔で此時代峯緒が此氏を賜はつたのであるが、あまり著はれた人がない。高氏は此裔である。

高階氏系圖（一九八頁より）

天武天皇―高市皇子―長屋王―桑田王―磯部王―石見王―峯緒―茂範―師尙

【在原氏】は平城皇子阿保親王の子行平、業平が此氏を賜はつた。けれどあまり榮えなかつた。

在原氏系圖（一九九頁より）

平城天皇―高岳親王―善淵
　　―阿保親王―行平

【源氏】　一體皇族は、大寶の制によると一世を親王と云ひ、二世、三世、四世を王と云ひ、共に皇親に列するが、五世以下は王を稱しても皇親の限りでないと定められて居る。しかるに嵯峨天皇は御子が多いので一々親王となすに堪へない。其處で弘仁五年特に勅して御子信（マコト）等八人に源朝臣を賜はり、其後皇子皇女三十人に及んで居る。これが源氏の起原で、此後仁明、文德、清和、陽成、光孝、宇多、醍醐、村上、冷泉等皆皇子皇孫に源氏を授けられた。斯樣な次第故、源氏と云つても十數流ある譯である。當時代に顯はれて居るのは嵯峨、仁明、文德の三源氏で、其内三公に登つたのは源常（ツネ）が仁明朝、左大臣になつたのが始まりで、次に源信（マコト）が文德朝、左大臣、源融（トホル）が清和朝、左大臣、源多が陽成朝、右大臣、源能有が宇多朝、右大臣、源光（ヒカル）が醍醐朝、右大臣になつて居る。内常、信、融の三人は嵯峨皇子、多、光は仁明皇子、能有は文德皇子である。

- 嵯峨源氏（一九九頁より）
  - 嵯峨天皇
    - 源信—保
    - 源弘—希
    - 源常—直
    - 源定—至
    - 源融—昇—仕—宛—綱—久（渡邊氏）
  - 仁明源氏（一九九頁より）
    - 仁明天皇
      - 源多—淵
      - 源光—靜
  - 文德源氏（一九九頁より）
    - 文德天皇—源能有

【平氏】　には、桓武、仁明、文德、光孝の四流あるが、後世榮えたのは桓武平氏丈である。此時代には桓武皇子葛原親王、御子平高棟（ムネ）（大納言）其子惟範、其子時望（トキモチ）（中納言）、伊望（ワレモチ）（大納言）等がある。

- 桓武平氏系圖（一九九頁より）
  - 桓武天皇
    - 葛原親王
      - 平高棟
        - 惟範
          - 時望
            - 珍材
            - 惟仲
          - 伊望
            - 兼以
              - 親信
              - 行義
              - 範國
            - 經方
              - 知信
              - 時信
              - 時忠
      - 高見王
        - 平高望
          - 國香
            - 貞盛

以上の如く舊族や、新興の氏で此時代の朝廷は賑はつて居るが、次第に藤氏との競爭に敗れて、源、平、橘、菅原、大江等數氏を殘すの外は全く政界から遠ざけらるゝに至つた。

【藤原三家】　しかし藤原氏と云つても、勝利を得たのは北家のみで、南家、式家は他の氏と同樣悲慘な敗北を遂げた。

藤原氏は前時代に四家に分れたが、京家は麻呂の後濱成を出したのみで微々振はないから、三家と云つてもよい。其内始め榮えたのは南家で、武智麻呂の後豐成　仲麿を出したが仲麿敗北の後又振はない。しかし猶此時代には是公、繼繩（ツグナハ）　次いで三守があつて餘威を存して居る。南家に次いで榮えたのは式家で、前時代の終りから此時代の初めに當つて威を奮つた。けれど後北家の爲に敗られる。

第十三章　氏族競爭（延曆より延喜に至る權門史）

【式家の隆盛と其衰微】　此時代の初期に於ては其官位の次第から云へば藤原、南北式の三家共、略同じ位の勢力であつたが、其實最も勢のあつたのは式家である。其は百川（モヽカハ）、良繼（ヨシツグ）、及び種繼（タネツグ）の如き非凡な人物を出したると、皇室に對して外戚の地位を占めて居たからである。

此時代の初め藤氏大臣には南家に是公、繼繩、北家に魚名、式家に田麿等があるが、式家良繼の子乙牟漏（オトムロ）、桓武皇后に上つて平城（ヘイゼイ）、嵯峨（サガ）の二帝を生み、百川の子旅子、又桓武夫人となつて淳和（ジユンワ）帝を生み奉つた事は、式家にとつて大きな强味である。その勢力を代表したのは種繼で、かの長岡遷都を献策したのも彼であつた。しかるに其宮殿未だ完成せない内に横死を遂げた。（延曆四年九月、一四四五）これは式家にとつて非常な打擊と云はねばならぬ。種繼を暗殺したのは大伴繼人、同竹良等であるが既に前月（八月）薨去した大伴家持も此の事件に關係があると云ふのだから、氏族競爭の結果として大伴氏一派が藤原氏中最も威を奪つて居る種繼を射殺したものらしい。猶皇太弟早良親王（後諡して崇道（スヽ）天皇と申し奉る）も此事件に關係があると云ふ所から察すると、式家の人は前から此の皇太弟を廢して自家の腹から生れ給うた平城帝を立てようとしたものらしい。しかし表面に顯はれた所では皇太子が佐伯今毛人（イマヘビト）を參議にしようとしたのを、先例がないとて種繼が反對をした。それが起因だと云はれて居る。

平城帝も嵯峨帝も、式家の御腹である上、種繼の女藥子（クスリコ）が平城帝の寵を得て居たので、此二代は式家にとつては最も好都合の時代であつた。けれど惜しい事には種繼死して大人物がない。唯その子仲成が寵を擅にするばかりであつたが爲に、遂に北家の內麿に乘せられた。

【藥子の亂】　平城天皇は多病であらせられたので、位を御弟にお讓りになつた。（一四六九）嵯峨天皇がそれである。斯樣な關係があるので、嵯峨天皇は萬事について平城上皇に遠慮せられて居た

が、仲成はそれをよい事として平城上皇の命だと矯つて、朝廷の重臣の行動を掣肘する樣な行をした。北家の内麿は此時右大臣、其子冬繼は藏人頭であつたが殘念でたまらぬ。何か事あれかしと待つて居た。こんな事で天皇と上皇との間がだん〳〵疎隔したらしい。その内に仲成は平城遷都を献策したが上皇が御採用になつたから、朝臣も殘念ではあるが、如何ともする事が出來ないやむなく平城遷都にも同意した。しかし若し此の遷都が實現せられんか、今後仲成等が又如何なる干渉をするか知れぬ。それは朝臣の堪へ難い所であつた。時偶々遷都の爲に人心動搖した。この動搖は内麿等朝臣にとつては實によい機會であつた。遂にその口實のもとに天皇に勸め、間もなく上皇の嬖臣を除くの勅を發せられた。藥子、仲成は上皇に重祚を勸めたから東國御幸とならうとしたが、朝廷では先づ仲成を殺し、田村麻呂等が東國の途を塞いだので上皇薙髮し給ひ、藥子は自殺した。此の亂の爲め平城皇子にして時の皇太子たる高丘親王は廢され給うた。（大同五年九月一四七〇）親王は後僧となり眞如と號し、入唐して眞言宗を究むる事十餘年、更に印度に赴かんとなさつたが途にて薨去せられた。

【藏人所の設置】　此の亂のあつた前弘仁元年（一四七〇）始めて藏人所を設け、頭二人を置きて、殿上に侍せしめ、機密の文書及び諸訴を取扱はしめた。これは朝臣の内にも密かに心を仲成、藥子に寄する者があつて、極めて注意を要する時代であつたから、近臣をして之に與からしめたのであらうと近藤芳樹氏は說いて居る。しかし之は此後常置の官となり、宇多朝に至つて官制が備はつた。其長官を別當いふ。公卿第一の人、通常は左大臣が兼補し、其下に頭二人、一人は辨宮より之を頭辨、一人は近衞中將より之を頭中將といふ。共に貫首と云ひ、位階に拘はらず侍臣の上座に着席する。次を藏人と云ひ、五位三人、六位四人、之を職事と云ふ。新藏人とは此の六位藏人の第四の人の事である。以上藏人は禁中に侍して勅命の宣傳を掌るので、甚だ權勢があつた。これが爲に少納言や、侍從は其職を失ふに至つた。又瀧口二十人あつて武勇の士が補せられる事になつて居た。

【冬嗣】　内麿は式家の仲成を破つたが程なく薨じて、（弘仁三年一四七二）從弟園人右大臣となり（弘仁三年）次いで内麿の子冬嗣職を繼ぎ、（弘仁十二年一四八一）後左大臣に進んだ。（天長二年一四八五）冬嗣器局温雅、才文武を兼ね、專ら藤原氏勢力の增進を計り、或は施藥院を設けて一族の貧者、病者を救ひ、或は勸學院を立てゝ（弘仁十二年）一族の學校とし、又南圓堂を建てゝ（弘仁四年）家門の興隆を祈つた。殊に其子順子が仁明天皇の後宮に入つた事は、北家興隆の最も大きな原因となるのである。けれど冬嗣薨去、後繼者若く、振はざる事二十年に及ぶ。

【式家掉尾の活動】　けれど未た北家の地位は安全でない。嵯峨天皇位を御弟淳和天皇に讓り給ひ、（弘仁十四年一四八三）冬嗣薨（天長三年一四八六）後式家の緒嗣右大臣となり（天長二年一四八五）次いで左大臣

に進んで朝政に與つた。(天長九年一四九二)淳和帝に次いで嵯峨天皇の皇子が位に卽かれた。(天長十年一四九三)これが仁明天皇である。緒嗣引き續いて左大臣、清原夏野(天長九年)南家の三守(承和五年)源常(承和七年)相次いで右大臣となり、承和十年(一五〇三)に至り緒嗣(ツグ)薨去して式家人なく、三守(承知七年薨)の後南家より三公に登つた人がない。式家、南家全く衰微したと云ふ事が出來よう。

【橘氏の復興】　式家に次いで起つたのは橘氏である。これ仁明天皇の御母檀林(ダンリン)皇后は橘氏の出にして、且才德高く、よく橘氏復興に力を盡されたからである。皇太子恒貞親王又皇后の腹なる正子內親王の生む所であつた。故に若し順當に事が運んだならば、橘氏の勢力は永く續いて藤原北家の復活は一寸むつかしかつたであらう。けれど、それは北家の忍び能はざる所、殊に仁明皇子道康親王は冬嗣の女順子(ヨリコ)の生み奉つた方であるから、親王にして帝位を踐み給はんか、北家の隆盛は期して俟つ事が出來るのである。於是冬嗣の子良房は奸策をめぐらして皇太子を陷れ、天皇に勸めて道康親王を立て奉つた。かくして橘氏衰へ藤原北家が復活するのである。

【檀林皇后】　橘氏は諸兄の後久しく三公に上る人がなかつたが、仁明天皇の御母嘉智子(カチコ)は橘清友の女であつたから、橘氏又盛んとなり、皇太后の兄氏公は右大臣に登つた。(承和十一年一五〇四)皇太后は嵯峨皇后にして、美貌淑德、深く佛法を信じ、檀林寺をお建てになつたので、檀林皇后と申し奉る。后は橘氏の興隆を計らんとて兄氏公と共に學舘院を立てゝ、橘氏の子弟を敎へ給うた。かくて一時橘氏は世に時めくのである。かの南家の三守が大臣に登つたのも、三守の妻は橘清友の女で、檀林皇后と姉妹の間柄であつたからであらう。又皇太子恒貞親王は淳和天皇の御子で、母は嵯峨皇女正子內親王だが、正子內親王は仁明帝と同樣檀林皇后の腹であるから、その卽位後はやはり橘氏が外戚となり、長く權勢を續ける事が出來たであらう。

藤原氏系圖(その二)(一三四頁より)

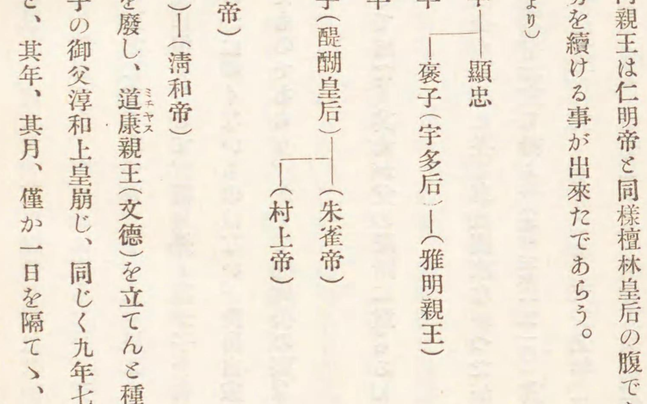

【承和の變】　良房は皇太子恒貞親王を廢し、道康親王(文德)を立てんと種々劃策したのであるらしい。然るに承和七年(一五〇〇)皇太子の御父淳和上皇崩じ、同じく九年七月(一五〇二)には嵯峨上皇も崩御せられたので、好機到れりと、其年、其月、僅か一日を隔てゝ、伴健岑(ハヤミチ)橘逸勢(ハヤナリ)東宮を奉

じて東國に亂を起さんとして居るとの風說を立てた。天皇は信じ給はなかつたが、後數日何人とも知らず東宮謀叛の由を奏した。良房の陰謀である事は云ふ迄もない。天皇遂に東宮を廢し、健岑、逸勢等を東國に流し、道康親王を東宮に立て奉つた。（承和九年）思ふに仁明帝は、先帝淳和が我子を舍きて御自分に位を讓られた德に報いむとて、御自分も我が子を舍きて、淳和の子を太子に立てられたのであつた。けれど子のかはゆくないものはない。良房自家の權勢を得る爲、此人情の弱點に乘じて、蜚語流說を放つたものであらう。かくて橘氏公の薨（承和十四年一五〇七）後、良房右大臣に登つた。（嘉祥元年一五〇八）

橘逸勢は書に巧みにして又文學に長じて居た。其女が父の配所に送らるゝに從つた話は有名である。後尼となりて妙冲と云ふ。

【北家の復活】 冬嗣薨後二十年間北家は全く三公に登る事は出來なかつたが、良房權謀術策を弄し、仁明朝大臣に登り（嘉祥元年）文德天皇（道康親王）立ち給ふや（嘉祥三年一五一〇）其女明子の生み奉りし生後（同年三月生）僅に九ケ月なる惟仁（コレヒト）親王を皇太子に立て（同年十一月）天安元年（一五一七）人臣にして初めて太政大臣に登り（註一）弟良相右大臣となり、（同年）翌年（一五一八）清和天皇（惟仁親王）立ち給ふや、御年僅に九歲、よりて良房外祖父なるが故に人臣にして初めて攝政となる（同年十一月）（註二）かくて天下の政良房の手に歸し、藤原北家の勢初めて盛んである。紀氏、伴氏、何れも藤氏と爭ひて敗れ、又藤氏と爭ふ者がない。

【註】一、太政大臣は則闕之官と云つて、特に立派な人がなければ置かない。大友皇子とか、高市皇子、刑部親王、穗積親王舍人親王、など皇族に限られてゐた。二、攝政は神功皇后、聖德太子、中大兄皇子など母后又は皇太子に限られて居た。

【紀氏の敗北】 良房は文德帝の外伯父なる故を以て信任を得たが、猶外戚關係を持續して權勢を維持する爲に、皇長子惟喬（コレタカ）、惟條、惟彥の三皇子を越えて、己が女明子（アキラケイコ）（註一）の生み奉つた生後僅に九ケ月なる惟仁親王を皇太子に立て奉つた。文德天皇は長子惟喬親王を鍾愛せられしも、良房の權威を憚つて如何ともする事が出來なかつたのである。當時既に其權皇室を壓した事がわからう。惟喬親王の御母は紀梶長の子名虎の女靜子であるから、此親王にして皇位に登らんか、紀氏は外戚として再び權勢を得る事が出來たであらう。しかし此の事で敗れた爲に、紀氏は終に政爭から落伍するのやむなきに至つた。けれど此後文人、歌人を多く出して居る。

【註】一、染殿の后と云ふ。

【良房の得意】 良房は其女明子（アキラケイコ）皇后となり、清和天皇を生み奉るや、得意の情押へ難い。嘗て后の御前に挿されたる櫻花を見て、「年經れば齡は老いぬ、しかはあれど、花をし見れば、物思ひなし。」と口ずさんだと云ふ。

【伴氏の敗北】 伴氏は桓武朝繼人、竹良等藤原氏と爭ひ、種繼を暗殺して罪せられ（延曆四年一四四

五)又仁明朝伴健岑(ハヤミネ)は皇太子惟喬親王の寵を得たが讒せられて敗れた。(承和九年一五〇二)しかし繼人の孫善男(ヨシナ)流人より身を起し、才略を以て大納言に上り一度此氏を復興したが、復又藤原氏に陷れられたのであらう、貞觀八年(一五二六)應天門放火の嫌疑にて失脚して此氏全く衰へた。應天門の災は其實情を詳にし難いが、表面に顯れた所では善男が燒いて置きながら左大臣源信(マコト)の所爲だと誣ひたと云ふのである。けれどそれは疑はしい。信は良房に媚びて左大臣に登つた人である。(伴氏とはもとの大伴氏)

此時善男に連座して紀夏井(キノナツヰ)も土佐に流された。夏井は當時地方官として名聲を擧げた人で、百姓相率ゐて留任を乞ひ、又流罪の時には老幼路を遮つて泣哭したと云ふ。

良房の時代には初め源常(ツネ)左大臣(承和十一年より、齊衡元年薨)次いで源信(天安元年より、貞觀十年薨)藤原良相(天安元年任、貞觀九年薨)左右大臣となり、其歿後氏宗右大臣となつた(貞觀十二年)氏宗も北家の人である。次いで源融(貞觀十四年任、寛平七年薨)藤原基經(貞觀十四年任)左右大臣に上つた。つまり三大臣の内二人は北家、一人は源氏、此割合はこれから永く續くのである。

良房の薨(貞觀十四年)後、基經家を嗣ぎ、右大臣を以て政を攝し、(貞觀十四年)次の天皇陽成(ヤウゼイ)朝又外伯父なるを以て政を攝し(貞觀十八年)次いで太政大臣に登り、(元慶四年)遂に御心疾を名として天皇を廢し、光孝天皇を立て奉つた。(元慶八年一五四四)その專横蘇我氏に劣らない。かくて太政大臣を以て大政を關白し、政權全くその手に歸し、次いで宇多天皇の朝復た關白となつた。

良房は貞觀十四年薨じたが男子がないので、兄長良(ナガラ)の子基經が家を繼いだのである。其妹高子(タカコ)は清和天皇の皇后で、陽成天皇の御母だから、陽成天皇は基經と血緣が近いが、あまり好み給はず、敬遠の態度をとられたから基經はこれを忌み、御心疾を名として天皇を廢し奉つたのである。

五十八代光孝天皇は仁明天皇の第三子(時康親王)で、御母北家總繼(フサツグ)の女澤子は、基經の母乙春と姉妹の關係があるので此の方を帝位に卽け奉つたと思はれる。

【攝政】は天皇御幼冲、又は御病氣の時、又は女帝の塲合に置き、天皇に代つて萬機を總攬するのであるから、母后又は皇太子が、これに當り給ふが例であつた。然るに前述の如く良房清和天皇の外祖父にして、天皇卽位の時僅に九歳なるが故に、人臣なるも政を攝するに至つた。これ人臣攝政の初めで、養子基經これを繼ぎ、つひに職名の如くなり子孫世襲するに至つた。

【關白】とは天皇に代りて政治を關(アツカ)り白すの義で、一切の奏文天覽に供する以前、内覽して萬機を統べ、後天皇に奏するのであるから殆んど攝政と異ならない。もと光孝天皇が基經を待遇して「萬政を領行し、入つて朕躬を輔け、出でゝ百官を統ぶべし。奏すべき事、下すべき事、必づ先づ諮禀(シリン)せよ、朕垂拱(スヰキヨウ)して成を仰がん」と仰せられた。これが關白の職掌であるが、此時まだ關白なる名がない。其れは宇多天皇に至り、「皆太政大臣に關白し、然る後奏下」とあるに初まる。

關白と攝政とは殆んど同じてあるが、仔細に調査すると違つた點がないではない。卽ち天皇に代つて宸筆の宣命を書いたり、除目叙位の申文に名字を書かないで、判を用ふる如きは關白の行ふを得ざる所である。

宇多天皇は光孝天皇の第七子、御母は桓武天皇の曾孫班子女王である。光孝帝御病重らせ給へる際、基經を招きて繼嗣を謀り給ひしに、基經此の帝を推し奉つた。斯樣に基經は先帝迎立の功と今帝冊立の事があるので、萬事について宇多帝は基經に遠慮せられて居たが、計らずも阿衡の事起り、遂に藤氏抑壓を企て給ふ事となつた。

【阿衡の紛議】　天皇初め基經に詔して、萬事を關白せしめんとせしに基經辭して當らなかつたから、更に詔して「卿は社稷の臣にして、朕が臣に非ず、宜しく阿衡の任を以て卿が任となすべし。」とあつた。これは當時能文の聞え高き橘廣相の草する所であつたが、藤原佐世なるもの「阿衡とは支那般の名臣伊尹が賜はりし稱號で、定まりたる職名ではない、殿は政を遁れしか、阿衡は職掌なき稱號なり」と言つたので、基經怒りて「然らんには吾は用なき身なり」とて政治を見なかつた。天皇之を憂ひ給ひ、源融を基經の第に遣し、前の關白の詔によりて政務を行はんことを命じ給へども、基經阿衡問題の決せざるを以て詔を奉ぜない。彼に媚びて病と稱して參朝せない公卿も多かつた。天皇憤慨し給へども如何ともなし難く、遂に又「朕は諸事大臣をして關白せしめんと欲せしに、橘廣相詔を草して朕が本意を失ひ、遂に大臣をして疑を持たしめたり、今より後奏宣の事、必ず先づ太政大臣に諮禀せよ、朕は垂拱して成を仰がん」と詔して事なきを得た。

佐世は式家の流であるが、基經の家司で、對策の時も基經の力で纔に及第した者である。廣相が天皇の親任あるを嫉んで、かやうな事件を惹起したのだと云ふ。此際廣相を處分しようとしたが天皇許し給はず。又菅原道眞は書を基經に送つて廣相を辯護した。

【宇多帝の藤氏抑壓】　宇多天皇は藤氏の專横を憤つて居られたので、基經薨去の翌月（寛平三年二月、一五五一）菅原道眞を藏人頭に補し、次いで權大納言とし、基經の子時平を大納言として相並んで政治に與らしめ（寛平九年）程なく位を御子醍醐天皇に讓られた。（同年七月、一五五七）天皇は父上皇の遺誡により、時平を左大臣に、道眞を右大臣に任じ、（昌泰二年）遂には上皇と謀つて、道眞に萬機を關白させんとさへなさつたと云ふ。けれど、それは時平一派の人には堪へ難い事であつた。遂に讒を構へて道眞を陷れ、（延喜元年正月、一五六一）宇多法皇の藤氏抑壓計畫をして水泡に歸せしめた。

【道眞の左遷】　宇多天皇が敦仁親王（醍醐天皇）を皇太子にせられた（寛平五年）時も、道眞とのみ此事を密議し給ひしは、基經の娘女御溫子に御子なき間にとて、急いで立太子の事を決定せられたのであらう。その位を讓られる際も道眞と相談せられた。道眞の信任の篤かつた事がわからう。宇多天皇は讓位の後太上天皇の尊號を辭退せられたので單に法皇と申し奉る事となつた、これが法皇

の初めである。時平大臣となるの時二十九、世に云ふ程惡い政治をした譯でないが、道眞の既に老功着實なるに及ばなかつたらしい（道眞時に五十六）從つて道眞が人望を集めたけれど、橘氏公以來全く三公の位置を獨占して居た藤源二氏にとつては之を喜ぶ筈がない。殊に大納言源光（ヒカル）は仁明帝の御子、中納言藤原定國は高藤の子にて天皇の外舅になる。共に道眞の下風に立つを喜ばない。又藏人頭藤原菅根（スガネ）は嘗て道眞の推擧によつて侍讀となつた人だが、殿上庚申の夜の御遊の時辱かしめられた遺恨がある。そこで此等の人々は皆時平と相結んで、「道眞竊に廢立を圖り、皇弟齊世（トキヨ）親王を奉せんとして居る」と密奏した。親王は菅門の學者橘廣相の女の御腹で、道眞の女の婿、其女の腹には英明と云ふ方もあつた。おまけに宇多上皇の御寵愛も深かつたから、御聰明ではあるが御年少の事だから天皇（時に十六）も遂に此の讒を信じ給ふたのであらう。延喜元年太宰權帥（ダザイゴンノソツ）に左遷し、男女二十三人殆んど所を異にして流された。道眞は法皇に「流れ行く、吾れは水屑となりぬとも、君柵（シガラミ）となりて止めよ」なる歌を奉つた、法皇は救助せんとせられたが、菅根等宮門を鎖して、奏聞せなかつたので空しく遷御せられた。かくて道眞今はとて住みなれし紅梅殿を出づる時、

東風吹かば、匂ひおこせよ、梅の花、主なしとて春な忘れそ

又道にて都なる夫人の許に、

君が住む宿の梢の、行く〳〵も隱るゝまでにかへり見しはや

と、太宰府に下りて詠ぜし

都府樓纔（ハ）ニ看ニ瓦色ヲ一　觀音寺只（ク）聽ニ鐘聲ヲ一

また

去年今夜侍（シ）ニ清涼ニ一　秋思詩篇獨斷（リツ）レ腸（チ）
恩賜御衣今在（ハ）レ此（ニ）　捧持（シテ）毎日拜（ス）ニ餘香ヲ一

と云ふ如き、また

海ならず、たゞよふ水の底までも、清き心は月ぞ照さん。
山わかれ、飛び行く雲の歸りくる、影見る時ぞ猶頼まるゝ。

など人口に膾炙して居る。（延喜三年二月、一五六三薨去）後數年ならずして定國（延喜六年）菅根（延喜八年）時平（延喜九年）光（延喜十三年）等相次いで歿し、又文獻太子（基經の女穩子の御腹、保明親王延喜二十三年薨）時平の子保忠、敦忠（ジツ）等早世したので、世人道眞の祟とて恐れ戰いた。後正一位太政大臣を賜り（註一）現今北野神社、九洲太宰府神社に祭られ、共に官幣中社に列せらる。

【註】一、醍醐天皇延長元年本官に復し、正二位を贈り、後、一條天皇正曆四年左大臣正一位。次いで太政大臣を贈る。（同年閏十月）

【延喜の治】しかし道眞左遷せられて後、すぐに藤原氏の世となつたのではない。醍醐天皇は宇多

上皇の御心を受け繼ぎ給ひ、關白を置かず親しく萬機を裁決せられ、決して臣下に政を委ね給ふ事がなかつた。道眞配流の後、時平、源光、（延喜元年任、十三年薨）次いで忠平、（延喜十四年任、時平の弟）同定方（延長二年任、承平二年薨）等左右大臣であつたが、唯天皇を助け奉つたに過ぎない。

醍醐天皇は在位三十四年、鋭意治を圖られたので後世延喜の聖主と申し奉る。天皇が寒夜に御衣を脱がせ給ひ、下人民の苦を恤ませ給ひしは有名な話で、今更詳しく云ふ必要があるまい。又時平を叱責して朝臣の奢侈を禁じ給ひしが如き、或は公卿大夫に詔して各意見を上らしめしが如き、政治に意を用ひ給ふ事極めて深かつた。而して下には三善清行、紀長谷雄等の學者朝に列して、よく天皇を助け奉つた。清行の意見封事は此時奉つたものである。

醍醐天皇の御母胤子は良房の弟良門の子高藤の女である。その關係から高藤内大臣に登つたが（昌泰三年正月任、三月薨）間もなく薨じ、其子定方天皇外伯父の故を以て右大臣に登つたのである。

【忠平攝政】 しかるに御惱に罹らせられ位を皇太子（朱雀（スザク）天皇）に讓り給ふ（延長八年九月、一五九〇）や、天皇御歳僅に八歳、止なく忠平を攝政とせられた（同年）。まもなく上皇崩御せられ（同年九月）、翌承平元年宇多法皇も崩御せられたので、忠平の一人舞臺となり、遂に藤氏專横の基を啓く事となつた。

始め醍醐天皇は基經の女穩子（オンシ（シヅコ））の腹なる保明親王を皇太子とせられたが早世せられたので、（延長元年）其御子時平の女仁善子の腹なる慶賴王を東宮に立てた。處が此方も早世せられたので（延長三年）又も穩子の腹にして保明親王の弟なる寛明（ユタアキラ）親王（朱雀天皇）を皇太子とせられたのである。

以上の如く藤原北家は、皇室との姻籍關係と權謀術策を以て、巧みに他氏を陷穽して優勝的地位を贏ち得た。勿論源氏にも融の後、多、能有、光等大臣に登つて居るが、源氏の大臣は多く一代きりで、恰も臣下に降つた皇子の特種の待遇と思つてもよいのだから、他の氏と同一視する譯に行かぬ。此を除けば三公は全く藤氏獨占になつたと言つてもよい。

【納言と參議】 此時代の始め、大納言となつた氏は藤源以外、九氏を數へるが（註一）陽成以後は道眞のみで、他は藤氏、藤氏でなければ源氏である。而して次の時代に至つては平伊望、橘好古以外、凡べて藤源二氏である。中納言又同樣で、初め十五氏あつたのが、光孝朝以後は僅に藤源以外平、紀、橘、大江の四氏を交ふるに過ぎない。次に參議は三十二氏あつたのが、後には唯藤源以外僅に平、菅原、大中臣、高階、大江の五家を殘すのみである。以て上は大臣より下參議まで、つまり高位高官は年を經るに從ひ、藤源二氏の獨占（他は十の一にも足らない）となつた事がわからう。

【註】一、紀、坂上、橘、安倍、伴、南淵、平、良峰、清原の九氏。

第十四章　新宗派の勃興と密敎の流行

奈良の六宗の内、此時代に入つて猶盛んなのは法相（ホッソウ）宗である。之に次いで三論宗だが、二宗は屢々

烈しい論爭をして居た。而して此等六宗が古京の七大寺(註一)を根據として法勢を維持して居る際、新京平安に二大新宗派が現はれた。一は天台宗、他は眞言宗である。前者は最澄之を稱へ、比叡に據り、後者は空海之を開き、東寺に基礎を置いて居た。

【註】一、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺の七つを云ふ。

【天台宗】　最澄は近江滋賀郡の人、氏は三津首、父を百枝と云ふ。初めは法相宗であつたが法華經を見るに至り、これによつて世に起たんとし故郷の附近なる日枝山に登り、草舍を營み心靜かに支那天台宗を研究した。時は延曆四年(一四四五)彼の十九の時である。これが後の延曆寺の起原で當時は比叡山寺と云つて居た。かくて彼は天台宗(法華宗)の大意に通じたが、その奧旨に於ては不明な點が多い。其處で官に願ひ、延曆二十三年(一四六四)遣唐使に從つて入唐し、天台山國清寺に登り道邃(スヰ)に謁して天台の眞髓を得、又他に行きて天台法華宗の外、密敎、禪宗、又び戒律をも得た。これを四種の相承と云ふのである。彼は此の四つを練り合せて日本天台宗を創造した。翌年(二十四年)歸國し、朝野の尊信を得、翌二十五年(大同元年)奏して天台法華宗なる一宗を立つるを得た。これから比叡山寺は漸次榮えるのであるが、この繁昌は單に彼の才と學とに因るのでない。時代と寺の位置がよかつた。時は奈良朝佛敎の墮落、法權失墜の後で、正に健全なる新宗敎の發生を促して居たのである。寺は平安新京に近く、其鬼門に位置して居て、奈良の諸宗よりは朝廷並びに貴族に接近し易かつた。是等が彼の大なる成功を得た所以であらう。一體彼が比叡山を選んだのは深い考へがあつた譯でない、自分の鄕里だからと云ふに過ぎぬ。當時は微々たる者であつたが、思ひもかけず都が平安に遷り、彼の寺は丁度その鬼門に當つた。これが彼の開運の最も大きな芽となつたのである。

【天台宗と奈良六宗との衝突】　其後彼は圓宗大乘戒壇を叡山に造立したいと願つたので、遂に奈良の古宗と衝突した。當時天下に東大寺と筑前の觀音寺と下野の藥師寺との三戒壇あつて僧侶の受戒をやつて居たから、叡山がいくら威張つても南都へ行つて戒を受けなければ一人前の僧侶になれぬ。其處で彼は比叡山にも戒壇を設けたいと願つたのである。けれど南都の諸宗では自分の勢力に關係するから烈しく之に反對した爲容易に許可されず、やうやく彼の死後許可を得、天下に一戒壇を增す事が出來た。けれど藥師寺や觀音寺は後に廢滅に歸したから、この叡山の戒壇と東大寺のそれが、永く後世に傳はるのである。彼は此の爭ひの後、程なく入寂した。(弘仁十三年一四八二)年五十四。貞觀八年傳敎大師と謚された。寺も弘仁十四年に至り延曆寺號を賜はつた。

【眞言宗】　空海は讃岐多度郡の人、氏は佐伯、父は田公、十五歲京に上つて大學に入り、經史を修めたが後佛敎に志し、三論宗の碩德勤操(ゴン)に學び、更に最澄と時を同うして入唐した。(延曆二十三年)在唐三年密敎の蘊奧を極め、大同元年(一四六六)歸朝し密敎の流傳を許され、弘仁に入りて諸宗

の碩德と法論を闘はして勝ち、彼の名は天下に高い。弘仁十三年（一四八二）には平城上皇に秘密灌頂を授け奉り、又十住心論を著はして眞言宗を確立した。猶彼は宗教上の智識が深かつたばかりでなく、諸道殊に詩文書道に秀でゝ居たので、此點に於て嵯峨天皇の寵遇を得、又圓轉滑脱巧みに人を操縱するの才に富んで居たので、南都の六宗とも調和を保つて、東大寺の別當にもなつて居る。

弘仁十四年正月（一四八三）東寺を賜ひ、こゝを眞言宗の本據とした。又高野山に金剛峯寺を建て（弘仁七年一四七六）承和二年（一四九五）其寺で入滅した。後延喜二十一年弘法大師の諡を賜ふ。

【密教の流行】　當時の世風は漸次迷信的に傾いて居たので加持祈禱と云ふやうな事が時流に適して居た。其處でさう云ふ風を帶びた密教の方が流行し易かつた。これ眞言宗が大流行した所以である。斯樣の風だから、天台宗の如きも法華を主とするよりも密教による方が都合よい。其れ故最澄の法統を襲ぐ天台座主なる圓仁（慈覺大師）、圓珍（智證大師）の如きは孰れも入唐して密を學び、延暦寺も密教を主とするに至つた。此の密教は天台宗に屬するより台密（ダイミツ）と云ひ、眞言の密は東寺を根據とするより東密と云ふのである。

圓仁は第三代の座主、下野都賀（ツガ）郡の人で、承和年間（五年一四九八）入唐し、在唐十年主として密を學び、歸朝して朝野の尊信を得た。慈覺大師と諡を賜ふ。

圓珍（チン）は第五代の座主、讃岐那珂（ナカ）郡の人、空海の姪になる。仁壽三年（一五一三）唐商船に乘りて入唐し、歸朝後朝廷の寵遇を得、又園城寺（三井寺）を中興した。智證（チシヨウ）大師と諡を賜ふ。

以上二人は天台宗弘布について非常な功績がある。叡山が法界第一の勢力を振ふに至つたのは、主として二人の力であると云つてもよい。そこで此の二人の法系を受けたものが、一山中二派に分れ、相爭ふに至つたのは無理もない。圓仁の法系のものを慈覺門下と云ひ、圓珍の流を汲んだものを智證門下と云ふ。初め智證（チシヨウ）門下相繼いで天台座主として勢力を振つて居たが、後慈覺門下嶋起し、爲に二門法流の爭鬪となつた。然し慈覺門下に良源出づるに及び、智證派を排斥して慈覺派の天下とした。智證派は圓珍が三井寺を復興して以後、其の寺を根據とし、其の長吏に任せられたので、寺門派と云ひ、後者は延暦寺を獨占したので山門派と云ふ。

眞言宗にも俊才が多かつた。空海門下には實慧（ツツエ）、眞濟、眞雅等相繼いで東寺長者に補せられた。平城皇子高丘親王（眞如法親王）も空海の門である。後聖寶（シヤウハウ）出たが、此人は三論、法相、華嚴、眞言に通じ、醍醐（ダイゴ）寺を闢きて顯密二教を演じ、奈良に東南院を建てゝ三論宗を講じ、又東西二寺、醍醐、東大、興福等の大寺を管攝し、南北二京を往來して勢力を振つた。

高野山金剛峯寺は空海の死後、其甥眞然その遺志により拮据經營、後世盛大の基を造つた。その高弟壽長これに嗣ぎ、初めて座主となつた。その後三世の座主無空、東寺の長者觀賢と爭ひ、延

喜十六年離山して後は東寺長者の兼攝となる。

第十五章　平安初期の文物

【文章道の隆盛】　當時學問としては明經、明法、紀傳、文章、算、書、醫、陰陽等の諸道あつたが、唐代文學偏重の影響を受けて、文章道を重んじたから、俊秀多くは此道に走り、文學は盛んだが經學衰へて文弱の弊を生ずるに至つた。

奈良朝時代には、どの學問でも博く淺く學ぶと云ふ風で、極めて幼稚であつたが、此時代に入つては、やゝ專門的に深く研究する風が生じた。

【明經道】　は經書を明かにする學問で、修身、治國を講ずるのであるから、極めて必要なのであるが、隋唐の學風を受けて準據する註釋書が極つて居たので、唯々先人の蹤を履むに過ぎなかつた。盛んに讀まれたのは三傳（左傳、公羊、穀梁）三禮（周禮、儀禮、禮記）で、又孝經も流行した。學者としては滋野貞主がある。博學多才、天長年間勅を奉じて諸儒と共に秘府略を著はした。その書古今文書を探り、類を以て集めたもので、冊數實に一千卷、けれど今傳はらぬ。後參議に登る。その德行高く、その薨ずるや知己と不知とを問はず、流涕愍惜せざるものなかつたと云ふ。其他善淵永貞、大春日雄嗣等有名である。

【紀傳道】　歷史の學問である。延曆二十四年に始まつたが、後文章道に合せられた。此學は三史と云つて、史記、漢書、後漢書を尊ぶ。又日本史をも研究する。此道の仕事としては日本書紀の講讀と、國史の編纂が後世を益して居る。

【國史の編纂】　前時代に出來た日本書紀の後を受けて、延曆十六年（一四五七）續日本紀が出來た。文武天皇元年（一三五七）から桓武朝延曆十年（一四五一）迄の記事がある。四十卷。略して單に續紀と云ふ。

續日本紀に續いて日本後紀が承和七年（一五〇〇）に出來た。延曆十一年（一四五二）から天長十年（一四九三）までの事が載つて居る。全卷四十、今日では殆んど十卷を殘すのみ。略して後紀と云ふ。

次に出來たのが續日本後紀、天長十年（一四九三）から嘉祥三年（一五一〇）まで、つまり仁明帝一代の歷史で、二十卷、貞觀十一年（一五二九）に完成した。藤原良房、春澄善繩が編纂に與つて居る。略して續後紀と云ふ。

日本文德天皇實錄、續後紀につぐ國史で嘉祥三年（一五一〇）から天安二年（一五一八）迄の記事を載せて居る。十卷、元慶三年（一五三九）十一月に出來た。藤原基經、菅原是善が編纂の衝に當つた。略して文德實錄と云ふ。

次いで日本三代實錄が出來た。天安二年（一五一八）から仁和三年（一五四七）までの國史で、五十卷、

延喜元年(一五六一)に出來上つた。藤原時平、菅原道眞等が編纂に力をつくした。畧して三代實錄と云ふ。

以上五國史に、さきの日本書紀を加へて六國史と云ふ。菅原道眞は六國史の文を類聚して部門別にした。それが類聚國史二百卷だが、今六十二卷を殘すのみ。

【明法道】は和漢の律令を研究する學問で、此時代の學者として最も有名な人は讃岐永直である。

【格式の編纂】當時は律令を一定不變のものとし、格式を以て之を補ふ事になつて居た。格とは時を量りその宜しきを裁するもので、式は律令の闕遺を補ふものであつた。そして共に前時代から必要な場合には、いつも發布されて居たのであるが、これを集めて一の法典としたのは弘仁の格式が最初である。これは藤原冬嗣等が修撰したもので、大寶元年(一三六一)から弘仁十年(一四七九)まで式四十卷、格十卷、弘仁十一年に施行された。次に貞觀格式、貞觀格は弘仁十一年から貞觀十年(一五二八)までの格を集めたもので十卷、臨事格を合せて十二卷、貞觀十一年に出來た。貞觀式は同十三年に出來た、二十卷、藤原氏宗、南淵年名、大江音人、菅原是善等がその編纂に與つた。

最後に出來たのが延喜格式である。その格は貞觀十一年から延喜七年(一五六七)までを集め十卷、臨事格を合せて十二卷になる。延喜式は前後二十三年かゝつて出來たもので、延長五年(一五八七)完成した。全部で五十卷、藤原時平、紀長谷雄、三善清行等が編纂に與つて居る。

【法令の解釋】に關する者には令義解がある。これは天長十年(一四九三)に完成したもので十卷、清原夏野等が勅を奉じて編纂したのである。次に令集解、これは惟宗直本の著、古來令について註釋したる古記類を集めたもので三十卷、同人の著には猶ほ律集解、三十卷もあつたが今傳はらない。

【算道】今の數學である。當時は算木を用ひて研究した。

【陰陽道】とは陰陽、天文、曆、漏刻の四道の總稱である。陰陽道は天地萬物凡てを陰陽五行で說明する學問であるが、それは唯迷信を助長させたに過ぎぬ。天文道も天象の變化によつて吉凶を判斷するのであつて、やはり迷信的のものであつた。曆道は日月行度の盈縮を推考し、時序節候の進退を計り、曆をつくり、時日を知らしめる學問で、此時代には大春日眞野麿と云ふ學者がある。此の時代に宣明曆を初めて用ひた。この曆は德川時代の貞享年間まで用ひられて居る。漏刻道は時間をはかる術を研究する學問である。

【醫道】當時の制度では醫、針、案摩、呪禁、藥園の五科に分れて居た。そして醫道は更に體療(內科)、創腫(外科)、少小(小兒科)、耳目口齒(耳鼻咽喉と眼齒)の四科があつた。

【文學】と云つても漢文學で、六朝の風を帶びた四六駢儷の文や、聯句が盛んに流行した。その最も隆盛であつたのは嵯峨朝弘仁時代で空前絶後とも云ふ事が出來よう。次に貞觀時代（淸和朝）寬平延喜時代（宇多醍醐朝）又盛んである。

【四六駢儷の風】當時唐では既に韓愈（カンユ）、（神護景雲二年一四二八生、五十七歳）柳宗元（リウソウゲン）、（一四三三寶龜四年生、四十七歳）が革新した古文が流行して居たが、あちらの影響は遲れ勝ちで、我國の此頃はまだ六朝や初唐の四六文が全盛を極めて居る。四六とは文中多く四六の句を用ふる事で、駢儷とは對句多きが爲に名づけられた。斯樣に外形の虛飾のみに思ひを凝らしたから、內容の充實せない浮華の文となり終つた。それは單に美文ばかりでない。實用文まで形式に囚へられた、虛飾を主とする、一寸見ても意味の通じ難いものが流行した。

嵯峨（サガ）天皇が漢文學を好まれた事は想像以上であつたらしい。けれど單にそれ丈で、あんな流行があつたのではなからう。永らく續いた太平は文學の花を咲かせ、實を結ばしめるに丁度適當な時代を形成して居たからに違ひない。當時天皇を始めとして平城（ヘイゼイ）上皇、淳和（ジユナ）、仁明の諸帝皆詩を好まれ、皇子源弘、同明、同信、同常、同寬、同啓、（皆嵯峨皇子）臣下では藤原冬嗣、淸原夏野、菅原眞道（マミチ）、仲雄王、賀陽（カヤ）豐年、良岑安世（ヨシミネノヤスヨ）、小野岑守（ミネモリ）、小野篁（タカムラ）、菅原淸公、滋野（シゲノ）貞主、桑原腹赤、安野文繼（アノノフミツグ）、南淵弘貞（ミナブチ）、安倍吉人、女流では有智子（ウチコ）內親王、僧侶では空海最も有名である。御遊幸の時も、御遊宴の折も、多くの詩人、文人が陪從して詩を作るのが常であつた。上巳（註二）の節句に曲水の宴（註三）を開き、文人をして詩を賦せしむる位の事は、前時代にもあつたが、此時代では年中行事、臨時の御遊、何につけても詩がつきものとなつて居る。正月の內宴にも、子日（正月初の子の日）の曲宴にも詩を作らせたのは此時代からである。花の御宴を催し、重陽（九月九日）の節句に御宴を開き、詩をつくらしむるに至つたのも此天皇からであるらしい。

【註】一、三月上の巳の日後には三月の三日となる。　二、水邊にて盃を流し酒を飲む。

此等の詩は勅撰集となつて殘つて居る。先づ凌雲（リヨウウン）集は小野岑守が嵯峨天皇の勅を奉じて撰んだもので、延曆元年から弘仁五年まで二十三人の詩、九十首が集つて居る。菅原淸公、勇山（イサヤマ）文繼、賀陽（カヤ）豐年も關係した。

次に文華秀麗集三卷は仲雄王が嵯峨天皇の勅を奉じ、當時有名なる詩人菅原淸公、勇山文繼、滋野貞主、桑原腹赤等とはかつて撰んだもので、凌雲集以後の詩、二十六人、一百四十八首がのつて居る。

次に經國集は詩ばかりでなく、文をも集めたもので、淳和（ジユナ）朝天長四年滋野貞主が、弘貞、淸公、文繼、と撰んだものであるが、嵯峨上皇の御心から生れたものである事は云ふ迄もない。慶雲四年から安倍吉人等天長四年迄作者百七十八人の賦、詩、序、對策が收まり、廿卷あつたが今六卷を殘すのみ。

【詩風】　當時の詩は初唐の風を帶びて、七言律が最も多く、次に五言律、七言絶句が多い。そして全體の結構よりも聯句に力を用ふる傾が見える。後には此風が、だん〳〵甚だしく纒つた詩を作らないで聯句のみを弄ぶに至つた。

【小野篁】　當時多くの詩人が顯はれたが、最も有力なのは小野篁である。嵯峨帝が河陽館に幸して、「閉レ閣唯聞朝暮鼓、登レ樓遙望往來船」なる句を篁に示された。これは白氏文集が僅に一部舶來したのを天皇御覽じて、篁の才を試みんとて、白氏の句の空を故らに遙に改められたのである。篁、卽座に「遙を空に改め給はゞ、更に殊絶であらう」と申し上げたので、天皇汝の詩才は樂天に同じと讃嘆せられたと云ふ。

貞觀より寬平頃の詩人には菅原是善、同道眞、大江音人、春澄善繩、島田忠臣、都良香、橘廣相、大藏善行、藤原佐世、紀長谷雄、巨勢文雄、三統理平、三善淸行等がある。都良香には「氣霽風梳二新柳髮一、氷消浪洗二舊苔鬚一」と云ふのや「三千世界眼前盡、十二因緣心裏空」など云ふ有名な句がある。又橘廣相は僅か九歲で昇殿を許されたが、その時「荒村桃李猶應レ愛。何況瓊林華苑春」とよんで人を驚かせた。

【假名の發明】　假名は片假名、平假名共に誰が作つたか、何時頃から用ひられるに至つたのかわからぬ。しかし此時代に出來たものである事丈は疑ひがない。此の發明が我國文化にどれ位大きい効果を與へたか、それは漸次わかるであらう。

一體漢文では、どうしても我國人がその思想、感情を充分明白に、且容易に表はせぬので、既に前時代に於て漢字の音を借りて國語の一部を現はす古事記風の書き方や、祝詞、宣命風の書き方が行はれるやうになり、又歌の如きは萬葉集に表はれたやうに、殆んど全部漢字を表音文字として使用して居る。此等表音的に用ひられた漢字を調べて見るに、一つの音を表はすにも種々の文字を使つて居る。けれど同じ人が同じ音を表はす爲に、漢字を幾度も書く內には、なるべく書きよい文字を選んで行くのが自然の傾向だが、書きよい字は大體誰れにでも書き易いから、年代を下るに從つて一つの音を表はす漢字は、自然に一定されて行く傾向があるに違ひない。そして漢字に限らず、どんな字でも同じ字を幾度も用ふる場合、又は早く多く書く場合には、その字を省略したり、甚しく書き崩したりする。此の自然の傾向によつて、誰にでも書きよい字が省略されて、遂に片假名が生れ、書き崩されて平假名が生じたのであらう。しかし、まだ此時代のものは一つの音の假名でも幾通りもあるのがある。全く今日の姿になつたのは餘程後である。大矢透氏の說では片假名が五十音圖に排列さるゝに至つたのは、承和から元慶頃の事で、天台圓仁の流派のものゝ作だらうと云ふ。

いろは歌は從來空海と云ふ說があるが、同じく大矢氏の說ではその歌調や思想から天祿前後から

永觀頃に空也、千觀の徒がつくつたのであらうと云ふ。

【國文學】　けれど、まだ支那文學の移植と、理解と、撰擇に忙しく、且それに心醉して居る此時代には國文學の勃興を見る事が出來ない。それは日唐の交通が絶えて我國の文化が全く獨立する次の時代を待たねばならぬ。けれど既に國文學の曙光とも見るべき竹取物語、次いで土佐日記、伊勢物語が此時代の末期に著はれて居る。

【竹取物語】　は作者も時代もわからぬが、我國最古の物語で此時代のものである事丈は確からしい。かぐや姫と云ふ美人を中心とし、親王、貴族五人がこれを得んとして苦心慘憺する狀を寫し、更に朝命をも奉せないで昇天するをえがたいのである。行文流麗にして古色を帶びて居る。

【土佐日記】　は紀貫之が土佐守となり、任滿ちて歸京する際、假名文を以て土佐より都までの舟行を筆にしたのであるが、子を失つた悲哀をまぎらさうとてか諧謔の筆を揮ひ、文輕妙を極めて居る。

貫之は紀長谷雄の孫である。（系圖を見よ）地方官として淸廉潔白、到る所善政を布いた。和歌に巧みであつたが文も又秀でゝ居た。土佐日記の外、古今集の序、大堰川行幸和歌序等がある。

【伊勢物語】　從來この書は業平の日記だとか、それを後人が加筆したものだとか云つて、延喜以前のものと考へて居たが、種々の點から考へて延喜又はそれ以後のものとせなければならぬ。業平を主人公とした物語だが、歌に最も力を注ぎ、文はたゞ歌の序書の觀がある。歌集と云ふ方が適當であらう。しかし文また簡勁、面白味がないではない。

【和歌】　前時代にあれ程盛んであつた歌も、支那模倣の漢詩文の流行で一時衰微せざるを得なかつたが、此時代（平安切期）の初期、中期には殆んど歌人と云ふものが現はれて居ない。唯ひとり弘仁時代に小野篁があるのみである。しかし貞觀、寬平に至つては六歌仙が現はれ、次いで延喜の和歌復興となつた。

【六歌仙】　とは小野小町、在原業平、僧遍昭、喜撰（キセン）法師、文屋（フンヤ）康秀、大友黑主だが、眞に歌仙の價値あるのは小町、業平、遍昭のみで、殊に業平は古今獨步と云つてよい。

蓮の露を見てよめる　　僧正遍昭

はちす葉の濁にしまぬ心もて何かは露を玉とあざむく

なぎさの院にて櫻を見て　　在原業平

世の中に絶えて櫻のなかりせば春の心は長閑からまし

深草の帝の御國忌によめる　　文屋康秀

草深き霞の谷に影隱してる日のくれしけふにやはあらぬ

題しらず　　大友黑主

春雨の降るは涙か櫻花散るを惜まぬ人しなければ

題しらず　喜撰法師

わが庵は都のたつみしかぞ住む世をうぢ山と人はいふなり

題しらず　小野小町

色見えで移ろふものは世の中の人の心の花にぞありける

【古今集】貞觀頃より盛んとなつた和歌復興の機運は、延喜に熟して、萬葉に比すべき古今和歌集が生れた。これは延喜五年(一五六五)當時の歌人なる紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬士忠岑の四人に命じて撰上せしめたもので、勅撰歌集の嚆矢である。凡て二十卷、萬葉以後の歌千百十一首が集つて居る。萬葉に比して莊重を缺くが、思想は巧妙優美となつた。長歌衰へて短歌秀で、五七變じて七五となつた事は注目の値がある。

寛平の御時后の宮の歌合の歌　紀貫之

夏の夜の伏すかとすれば時鳥なく一聲にあくる東雲

同上　紀友則

花の香を風の便にたぐへてぞ鶯誘ふしるべにはやる

なが月のつごもりの日よめる　凡河内躬恒

道知らば尋ねても行かむ紅葉ばを幣と手向けて秋は往にけり

題しらず　壬生忠岑

かみなびの御室の山を秋ゆけば錦斷ち切る心地こそすれ

【書道】は前時代から王羲之の書風が流行し、專ら支那風のものが流行して居たが、小野道風に至り幾分和樣を帶びて來た。

此時代には三筆と云つて先づ嵯峨天皇、橘逸勢、空海を擧げるのであるが、猶淳和帝、恒貞親王、小野篁、小野恒柯等がある。そして後期には篁の孫道風が出て居る。

【繪畫、建築、彫刻】等も此時代に入つて次第に唐風から離れて日本風になつて行く傾向が見える。しかし完全な日本化は次の時代を俟たねばならぬ。舞樂は仁明朝、帝の嗜好につれて大いに勃興し、次いで延喜時代(醐醍朝)盛んである。

【繪】家としては大同年間(平城朝)の百濟河成、貞觀(淸和)寛平(宇多)頃の巨勢金岡は共に有名だが、其畫は殆んど殘つて居ないから其才腕を窺ふによしがない。現在殘つて居る當時代の畫の殆んど凡ては佛畫である。

【彫刻】に於ても同樣で、殆んど佛像だが、獨り松尾神社の神像は當時代のものとして有名である。

【建築術】も平安宮殿の造營や、大寺院、貴族の邸宅の爲に非常に進歩したのであらうが、現存するものは唯大和室生寺の金堂と五重塔に過ぎない。

【私學私塾の流行】氏族の競爭激烈にして氏族政治再現せんとするに當つては、各氏族とも大學國學の如き、超氏族的の教育機關に滿足する筈がない。有力なる氏は各競つて私學を經營して自家子弟の養成に務めたのである。

かやうな私學の內で一番古いのは弘文院、これは和氣廣世が、父淸麿の遺志を紹いで建てた和氣氏の學校だが、程なく衰へたものらしい。

【勸學院】これは藤原冬嗣が藤氏子弟を養成する爲弘仁年間に建てたもので、藤氏の隆盛に伴つて榮え、後には其卒業生の昇進は大學生に優つて居た。

【學館院】檀林皇后が兄氏公と相談して設立した學校で、橘氏子弟を教育した。

【奬學院】元慶五年在原行平が創立した學校で、冬嗣が勸學院を設立してから藤氏に才學の秀でた人の多いのを見て、彼は王氏にもかくあらしめんとして建てたのである。

以上諸院は弘文院を除く外後には全部大學の別曹となつた。猶此以外文章院と云ふのがある。これは大江音人、菅原淸公との奏請によつて出來たもので、大學寮中東西二曹に分れて居たのだから、私學とは云へない。東曹は江家の學舍で、西曹は菅家のであつた。これは以上の諸院の如く一族の子弟を養成したのではなく、自家の門人の爲に創めたのである。これから兩家の門人は東西兩曹に割據して、その學風を傳へた。以上總て氏族的色彩を帶びて居るが、たつた一つ純粹な私立學校がある。それは綜藝種智院(シュゲイシュチイン)で、天長中に空海が建立した。佛儒二道を教へたのである。つまり宗教的普通學校とも云へる。

以上述べた私學の外、學者が私宅で教授する、つまり塾めいたものもあつた。殊に有名なのは菅原氏の塾で、橘廣相(ヒロミ)、大江音人、島田忠臣の如きは是善(道眞の父)時代、紀長谷雄(ハセヲ)、平篤行の如きは道眞の弟子である。猶宇多天皇も其門であつた事を注目せねばならぬ。時平が菅門に教を受けた者を放逐せんとした時、三善淸行が菅家は累代の儒家、その門人弟子諸司に半すと云つて居る。

大藏善行の門は菅門に對抗する程盛んであつた。かの時平も、仲平もその弟子である。其他平惟範、平伊望、藤原興範、紀長谷雄(後菅門に行く)三統理平等有名な人が少くない。其他三善淸行は巨勢文雄の門、賀陽豊年は石上宅嗣の芸亭に遊んだ人である。芸亭は石上宅嗣が作つた日本最初の圖書館である。

かやうに塾が流行するにつれ、學閥の競爭が激しかつた。前述せし阿衡事件、道眞左遷も一部此處に源が發して居ると云ふ事が出來よう。

皇室系圖（その五）（九七頁より）

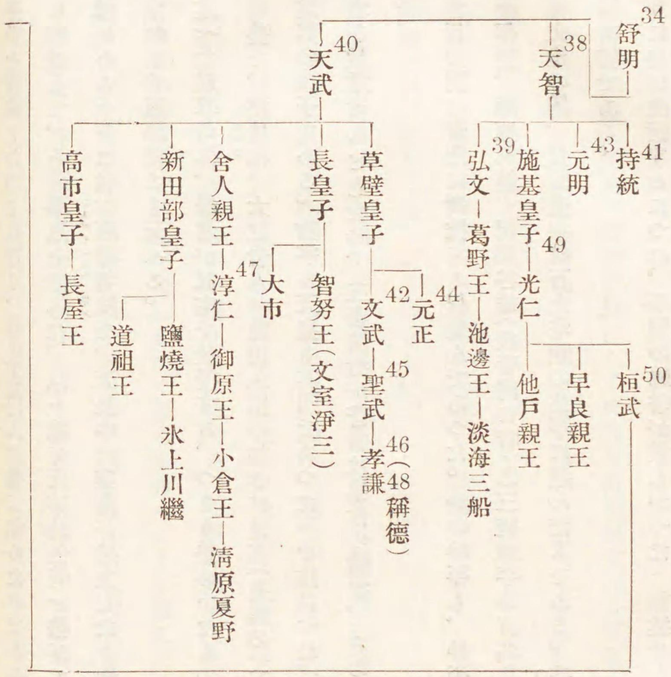

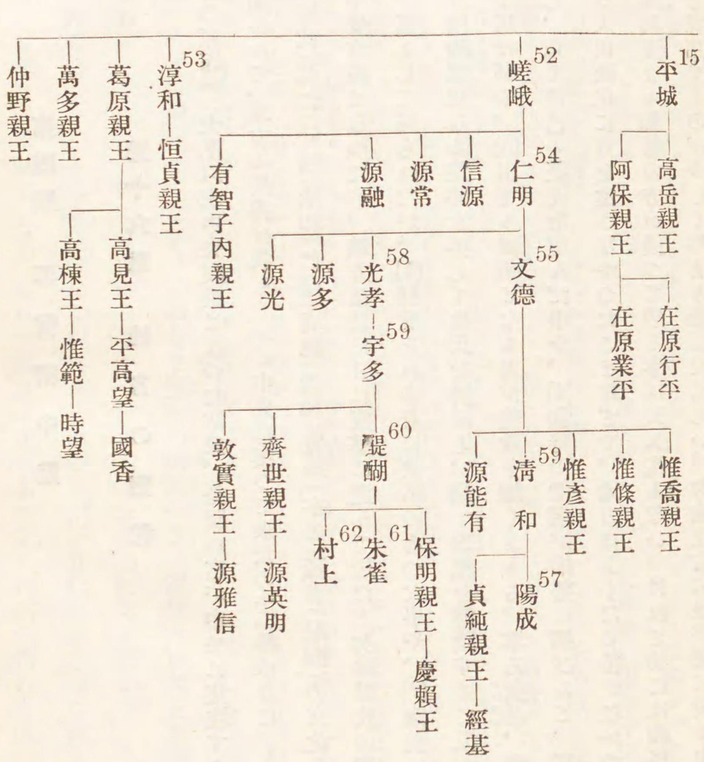

第四期　平安朝中期

第十六章　地方の疲弊

【疲弊の原因】　大化以來中央集權となつた結果、全國の富が中央に集注すると同時に、人才登庸の道が開かれて、地方の俊秀は我も〳〵と中央に集つて來たので、都は日に〳〵榮えて天平（聖武孝謙）延曆（桓武）弘仁（嵯峨）承和（仁明）貞觀（清和）寛平（宇多）延喜（醍醐）の文化を生み、或は大佛となり或は平安宮殿となつたが、地方は日に月に疲弊に進んで居た。勿論歴代の聖帝は絶えず人民の爲に宸襟を惱まして居られたが、(1)制度それ自身に缺陷のあつた事や、(2)廟堂に立つ宰相にその人を得ず、唯陰險惡辣なる策略を弄して他氏を排斥し、以て政權を壟斷するに汲々たる藤原氏一族に占められて居た事や、(3)出でゝ國司となる者が善政を施くよりも、寧ろ貪婪（ドンラン）、私腹を肥して中央大官に贈賄し、以て自己の榮達を望んだ事や、(4)當時の僧侶が權勢に媚びると、富貴を得るを目的とし、殆んど人民教化に力を盡さなかつたことなどで、地方はよくなる筈がなかつた。

封建制度より郡縣の方が優つて居る事は云ふ迄もない。けれど物には順序がある、我國が郡縣制度を採用するのは少しく早まり過ぎたらしい。勿論上古の後半期に於て中央權力が漸次增大して集權的機運は兆して居たが、此の制度を採用した最大原因は隋唐制度の模倣に外ならぬ。自然に任せて置いたなら、もつと大化の改新は遲れたであらう。遲れて來るべき優れた制度が早く來たのは喜ぶべき事のやうだが、それ丈の道筋を履まなかつた危險を澤山伴つて居ると云はねばならぬ。何處の國でも郡縣になる迄には幾多の經驗を嘗めてから、その域に達した。獨り我が中古の郡縣制度は其れ等の多くを省略して一躍その域に達した。從つて素養がない、訓練が缺けて居る。殊に此の制度には缺點が尠くなかつた。それで唐自身でも、うまく運用出來ないで、弊害が百出したのである。まして國情の違ふ我國が、唯これを模倣してうまく行く筈がない。やつと、これを補ふ爲に、屢々命令を發して一時を彌縫したに過ぎぬ。それでも此等の法律や、時々發せらるゝ命令が充分實行されたなら、かなり其の効果を擧げる事が出來たであらう。しかるに當時の政府のやり方は、此の點に於て最も手ぬるかつた。その命令を見るに充分時弊を救ふ事が出來ようと思はれるものが多いのに、實行が缺けて居たから何にもならない。再三同じ命令を出して、しかも少しの實行が見えてない。この命令實行の驚くべき不徹底は民政を紊亂させた最も大なる原因であるが、それは貴族、官吏がわるかつたからと云はねばなるまい。

上に藤原氏のやうな陰險惡辣なる政治家を戴いて、下忠臣良吏を得られる筈がない。たとへ時に相當の見識と、手腕とを兼ね備へた忠良の士もあつたのだが、何れも其の力を發揮する程の地位

を得ないで一生終つてしまつた。猶彼は惡政を施したばかりでない。政權の手中にあるを惡用して墾田を貪り、到る所に莊園を設け、爲に國庫の收入は著しく減じ、遂に中央政府は地方を顧るを得なくなつたのである。

藤原氏が政權を壟斷するや、他の貴族、朝臣はこれに阿諛して、その地位を失はざらんとして賄賂公行したが、殊に人民を災したのは直接民政に當る國司の惡政であつた。

【國司】は守（カミ）、介（スケ）、掾（ジヨウ）、目（サクワン）の四部官であつたが、後には權守（ゴンノカミ）、權介（ゴンノスケ）など云ふ員外の官が增加した。任期は始め六年であつたが、四年になり、又六年になり、五年になり、四年、五年と始終變つて居た。此國司は奈良朝から前時代にかけては清廉の士が、かなり見出せるがその人物は次第に下落する傾向を示して居る。それは其任命が賄賂によつて行はれる事などが一原因だが、都が繁榮するにつけて、立派な人は都をはなれる事をいやがつた事も一の原因と云ふ事が出來よう。此の國司の收入（公廨の分配）は大きいものであつたが、貪婪飽くなき國司は、それで滿足せない。或は出擧で、或は墾田で、時には官物を費消して利益を得ようとあせつたのである。その罪ある者は年限に達せないでも貶降する定めであつたが、地方の事はなか〳〵中央にわからぬ上、當時の命令は不徹底で、實際は容易に貶降せなかつたから、つひそのまゝになる。つまり惡い事をせねば損だと云ふ有樣であつたから地方の政治は亂れるばかりである。

此地方官を監督する爲に大化の時は朝集使、（地方を巡察して國司の治績を調査する。）次いで巡察使（諸國を巡察して國郡司の治否を考へ、人民の疾苦を問ふ。）按察使（アゼチ）（數國を總督し、國司の治蹟を察し、之が黜陟を行ふ）などが奈良朝に置かれてあつた。桓武朝から勘解由使（カゲユシ）（內外諸司の解由（註一）を勘査する）を置き、又平城朝には觀察使（諸國の治否を觀察し、國郡司の淸濁を黜陟する）、その他桓武朝には問民苦使と云ふのもあつた。兎も角、奈良朝から淳和朝頃までは、此の地方官の監督に隨分苦心された形跡が見える。殊に觀察使は參議待遇で立派な人を任じたから、その成績は大いに擧つたが、嵯峨朝に至つて北家の內麿等がやめてしまつた。次いで良房が頭をもたげる頃から、かう云ふ制度は寬んだのである。

【註】一、國司等內外の官人、任期が充ちて交替する際、任官中公事の取扱ひについて、少しも懈怠がなかつたと云ふ事を誌して、新任の人から前官の人に渡す、その書付を解由狀、又略して解由とも云ふ。

【郡司】は上古の國造、縣主、又それに相當する位の地方豪族が任じられたもので、上國司に對しては頭が擧らなかつたが、下人民には依然勢力を奮つて居た。そして大體世襲職で終身官だつた。勿論延曆年間一時世襲を廢して（註二）才能ある者を採用したが、弘仁になつて從前通りとなつた。此の郡司の內にも惡い奴がないではないが、大體地方民の信賴を得て居たらしい。殊に班田が行はれず、土地の兼併盛んに流行するや、郡司はその富あるに任せ、多くの土地を手に入れ、

又群盜蜂起するや、百姓を指揮して賊に當つたから、いつとはなく人民との間に主從關係が生ずるに至つた。

【註】一、代々その職についたと云ふ家系を有する者を譜第（譜代）と云ふ。

【僧侶の跋扈】　國司に次いで人民を苦しめたのは僧侶である。その害毒を流し、民間の煩ひとなつた事は奈良朝から引き續いて居る。單に學德を修めず、戒法を棄てるのみでない。或は靈驗と誣稱して愚民をまどはして邪法を行ひ、或ひは墾田、山林を貪り、或は高利をかして貧民を苦しめた。しかし佛敎に心醉して居る世の中の事として、之を匡正する事が出來なかつた。つまり、したい放題な事をして居た譯である。

【出擧の弊】　出擧とは利息を附けて金穀を貸借する事である。もと貧困の百姓の稻籾まで食つてしまつて、稻を作る事の出來ない者に貸し與へ、秋の收穫に利子をつけて返してもらふと云ふ事から起つたのであるが、後には諸般の費用や、役人の俸給を得る爲、又は寺院、貴族が其の所得を增す爲に强制的に貸すのであつた。その上その利息が三割、五割と云ふ高利であつたから、貧民の苦しみは一通りでない。勿論度々法令を出して私人の出擧を禁じたが命令に實行が伴はなかつたから何にもならなかつた。殊に法律では一倍以上の利息はとれないとなつて居たが、事實は數年にして十倍百倍にもなつたと云ふ。かくて督促急なるより抵當物なる田宅を以て償ひ、住むに家なく他國に流浪する悲慘事が續出したのである。

猶貴族、寺院は競つて墾田、山野、藪澤、濱島を貪つた結果、莊園徒らに增し、公田、公地日に狹まり、班田制弛びて、遂に全く行はれざるや、土地の兼併盛んに起り、貧富の懸隔日に甚だしくなつた。

【墾田】　とは未開の地を開墾するのであるから惡い事とは云へない。その地百姓が口分田耕作の餘力で、荒地を開墾する事は必要だが、貴族や、寺社や、國司はそれを奪つて自分の名にし、權勢を笠に着て貧弱の輩を驅使したのである。殊に墾田の內でも、勅旨田と云ふのは全く租稅を納めないものだから、言を勅旨に託して私田を闢くものもあつた。此等の墾田や勅旨田、それから寺社田、その他上古の皇族、臣連、伴造、國造の遺領、また賜田、功田等何れも莊園の起原をなすもので、その淵源極めて遠い。朝廷では屢々墾田、山野、藪澤、濱島の占有を禁ぜられたが、少し時がたつと空文に歸したのである。

殊に百姓の方でも公の土地に居つて租庸調をとりたてられるよりは、浪人して貴族の莊園に住みその主人の勢力をかり、調庸を免れる方が、餘程得だと云ふので、莊園に集る者や寺院領は租稅がいらぬので自分の田宅、園地を寺に捨施、若しくは賣却するものも多かつた。かくて莊園は日に月に增して行つたのである。

中古の始め、一旦班田收授法や租庸調税によつて、平民の所得を一定されたが、狡猾な百姓は家人が死亡しても、届けずに田を多く貪ると云うやうな不正事件が多かつた上、一々戸籍を作り直す必要があつたので、班田の法は次第に弛んで、六年のが延暦には十二年となり、後には五六十年經つても班給せないと云ふ有様となつて、到頭有名無實となり終つた。かくて貧者の口分田は次第に豪族に買收され、貧富の差次第に增して行つたのである。

【人民の不正】　斯様な有様は單に貴族僧侶の罪ばかりでもない。人民の不正また與つて大なるものがある。殊に窮乏を告ぐるや、相率ゐて群盜となり、益々地方を疲弊に導いた。しかしこれ僧侶の教化が足らなかつた結果に外ならない。殊に慈悲の考へから死刑を廢止した事は盜賊をして益々跳梁跋扈せしむる原因となつた。

口分田を詐つたり、自分の土地を貴族、寺院の莊園として租税を免れたりする事は前述したが、猶男を除いて女のみ戸籍に載せて課役を免れたり、貢物を麁惡にし、滯納し、時には未進の場合も多かつた。かくて公民と官物は次第に減少して行つた。猶時としては貴族と結託して國司を苦しめる者もあつた。

斯様な有様だから、旱魃、飢饉の際は群盜蜂起して、官物を奪ひ、良民を苦しめたが、後には盜を以て職とするもの日に多く、山賊、海賊横行跋扈して、盜賊は平安朝の一名物となつた。殊に佛教心酔の結果、慈悲を誤りて死刑を廢し、又牢獄を開いて獄囚を盡く放免した。これが社會の安寧秩序を亂した事は非常なものである。當時眞意義を誤りし佛教が流した害毒の大なる唯々驚くの外はない。

【武士の起原】　盜賊を討伐すべき軍團の兵は平安朝の初め、既に用をなさゞるを以つて歸農せしめ、健兒を以て、之に代へ猶檢非違使、押領使等を設けたが、それ等は限られたる部分を守衛し得たに過ぎないから、其他の地方は地方民自身で守らなければならないのであつた。其處で郡司、庄司等の豪族は部下强壯の者を率ゐて武藝を習ひ、自ら守るの策に出でた、これが武士の起原である。

軍團の兵士は桓武朝之を停廢し、健兒をして國府、兵庫等を守衛せしめた。健兒は主として郡司の子弟や、外散位の强壯な者を簡ぶのであつて、之より前からあつた。後にはこれも役にたゝなくなつたらしい。

【檢非違使】　は非違を檢察するもので、今の警察事務を執つて居た。その起原は詳かでないが恐らく弘仁頃からであるらしい。その長官たる別當は天長十一年に始めて出來た。これは中納言、參議中公達たる左右衞門督の兼職で、その下に佐、尉、志、府生、火長九人（二人看督、一人案主、四人佐尉の從（各二人）、志の從一人、府生の從一人）等の職があつた。もと此等の職掌は衞府、彈正、刑部、京職等の分擔であつたが、統一する方が便利であるので斯様な職が起つたので

あらう。その廳は京都に二箇所、初めは左右衞門府内に在つたが、寛平七年始めて左右檢非違使廳を定められた。けれど後に右廳廢されて左廳丈になる。其權威は甚だ重く、別當の命令は勅宣に準じて廳宣と云ひ、違ふものは違勅を以て論ぜられる程であつた。

此の檢非違使は單に京都ばかりでない。國、郡、社寺にもあつた。けれど一つの制度のもとに、どこにもあつたと云ふ譯であるまい。漸次各地に及んで行つたものらしい。殊に郡、社寺の如きは特にさうであつたらう。

押領使は兵士を管拘、統領する職で、戰時、朝廷又は大將軍から任命したものであつたが、後には常置の職となつて諸國に設け、以て奸盜を鎭壓せしむるものとなつた。

郡司が地方民の主領となつた事實は前時代に於て、既に多く現はれて居る。其地方の利益を保護する爲に國司に反抗したり、他國の郡司と衝突したりして居る事實は後の地方武士と變る所がない。多數の武士は此の子孫と見てよからう。

又中央にても高級の官吏は藤原北家殊に冬嗣後裔の人々に獨占され、下級官吏は公地、公民減少して、國庫の收入日に窮乏を告ぐる結果として、俸祿を給されないので、生活極めて困難である。其處で才能、力量があつて志を得ない者は地方に走りて豪族に據り、或は地方民の信賴を得て、莊園を占有する者が多かつた。かくて地方は豪族割據の狀態を作りつゝあつたのである。

下級官吏生活困難の狀は宇治拾遺物語に、年久しく勤めた五位の人が、「いかで薯蕷粥に飽かばや」（註一）と言つたとあるので察しられよう。

當時都で苦しんで居る貧乏貴族でも、地方に行くと、其門閥や、才能や、人品から頗る尊敬を受けて地方豪族の聟となり、そして其の家を繼承するやうな事が頗る多かつた。殊に國司となつて其國に行き、任期滿ちても歸らないで其地に土着し、其勢力によつて莊園を占有する者がかなりあつたらしい。そして從來の豪族は、萬事につけて其等京都落ちの豪族に屬して居る方が都合よいので、漸次主從關係を結ぶに至つた。かくて小豪族の上に、それを支配する大豪族が出來て行く傾向が見えるのである。

以上の如く、後に武士となるべき地方豪族には二種類あつた。一は從來の郡司、鄕長等昔からの地方豪族で、一は新たに都落ちをした中央貴族である。後者の數は到底前者に比すべきでないが、後世地方豪族の大部分が關係あると、なきとに係はらず、源平若しくは藤原等、當時中央貴族として有力なりし氏を假冒したから、一見其大多數が後者らしく見えて居る。（此點に關して後世史家を誤らせた事が尠くない。）

【註】一、どうかして芋粥を飽くまで食ひたいものだ。

當時盜賊橫行する結果として、百姓の輩も武器を帶びるやうになつた位だから、其首領となつた豪

族は、昔から其土地に居た郡司郷長と、新に都落ちをした中央貴族の後裔たるとを問はず凡て武を以て生命とした。それでなければ位置を保つ事が出來なんだからである。斯樣に武裝した豪族が地方に割據して居るのであるから、勢ひ其間に爭鬪のある事は免れない。かくて全國到る所、此等豪族の私鬪が頻々として行はれたのである。その大きな者が天慶の亂と思へばよい。此の將門の亂（天慶二年、一五九九）は大宮人を震骸させた大事件ではあるが、その實初めは地方豪族間の私鬪に過ぎなかつたのである。

奈良朝から前時代にかけて極度の羸弱に陷つた我國民は、盜賊の横行によつて、再び武器を執るべく餘儀なくされた。其結果として武藝を勵み、尙武の風盛んに起つたのである。從つて其上に立つ豪族は其信頼を得、其地位を鞏固にし、又其勢力を發展せしむるには山野を馳驅して、弓馬の道を勵むにあつた。つまり上古の風に復つた譯である。

【武士道】　其の思想のよつて來る所は古代にあるのであらうが、後世の所謂武士道なるものは主として此頃から漸次發達したものである。

桓武平氏（その二）（一六三頁より）

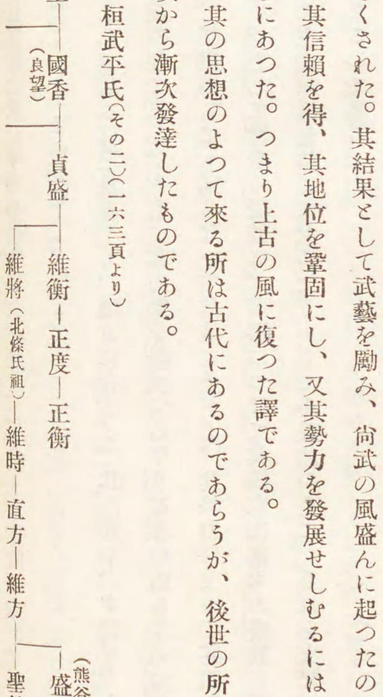

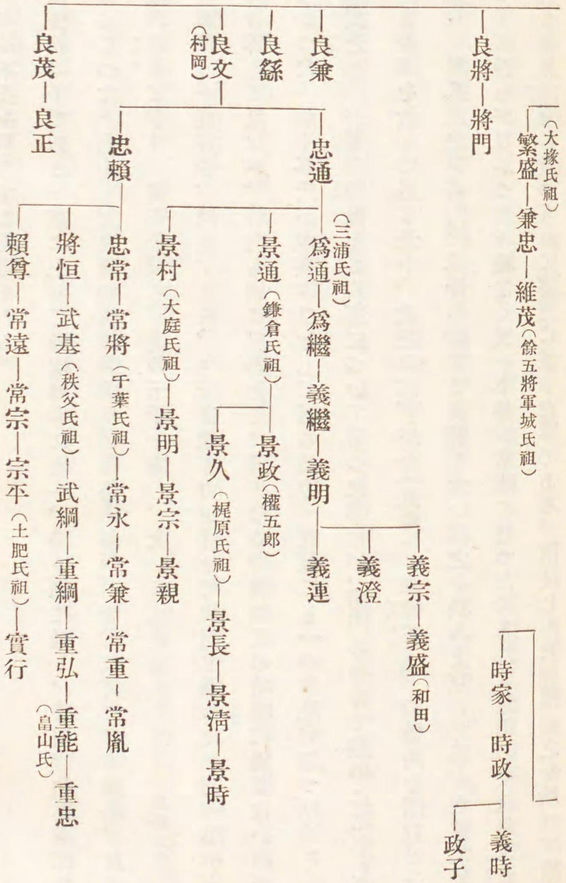

【東國に於ける平氏】　桓武天皇の皇子葛原（カツラハラ）親王には二人の子があつた。長子高棟（タカミネ）王家を嗣ぎ平朝臣姓を賜はり、官大納言に登り、子孫代々公卿に列して、其勢力藤源二氏に嗣ぐ。これ雲上平氏である。（一九九頁を見よ）次子高見（タカミ）王は其事蹟詳かでないが、其男高望（タカモチ）王平朝臣姓を賜はり、上總介

となつて東國に降つた。これが武家平氏の元祖である。其子國香(クニカ)(本名良望)常陸大掾、良將(ヨシマサ)鎮守府將軍、良兼上總介、良繇鎮守府將軍となる。其他村岡良文、良茂等の兄弟いづれも前述せし地方豪族の仲間入りをして、常總の野に榮えた。こゝに於て關東の豪族多く其威望を仰ぐ、これ後に關東諸豪族が多く平氏を假冒する所以である。

【平將門】は良將の子である。京に上りて攝政忠平に仕へ、後下總に歸り、豊田、相馬兩郡を根據とする豪族となつた。しかし父良將の所領關係や、求婚の事(註一)で、叔父になる國香、良兼、及び前常陸掾源護(マモル)等と爭ひ、國香を殺し、護の三子を斃し、大いに良兼を破つた。(承平五年、一五九五)これから國香の子貞盛や、源護、良正、(註二)良兼等力を併せて將門と戰つたが勝つ事が出來ない。朝廷に告訴して見たが、將門も別に惡事をした譯でなく、親族間の喧嘩に過ぎないので、別に咎めがなかつた。かく平氏が親族爭ひをして居る最中、武藏にも一の爭亂が起つた。それは足立郡司(アダチ)武藏武芝(タケシバ)(註三)が權守興世(オキヨ)王と入部について爭つた事だが、將門の仲介で無事に和解した。しかし其仲直りの酒を飲んで居る最中、武芝の部下が介(武藏)の源經基(ツネモト)(註四)の營所を圍むと云ふ樣な事件が起り、經基は之を將門、興世の所業と誤解し大いに之を怨み上京して訴へて見たが無實の事なので又も咎めがなかつた。程なく又一事件が常陸に起つた。それは無賴の豪族藤原玄明(ハルアキラ)なる者が常陸介藤原維幾(コレチカ)に責められて將門に據つた事である。博徒じみた將門は之を助けて維幾を討ち、國府に迫つて印鑰を奪ひ、國司等を擒としたが、此時興世、將門に勸めて云ふ「一國を討つも責輕からず、同じくは坂東八國を取つて、時機を窺へ」と、將門之に從ひ下野、上野を降し、自ら關八州の國司を任命し、僞宮を下總の亭南に營み、新皇と稱した。時に朱雀天皇天慶二年(一五九九)である。

【註】一、將門は源護に婚を求めたが、護は承知せなかつた。　二、良正は良茂の子。　三、武藏國造の後裔。　四、淸和天皇の孫。源氏の祖。

【天慶の亂】しかし將門頻りに、勝ちて意の如くなるや、遂に叛旗を飜へして關八州を奪ひ、遂に新皇と稱するに至つた。(天慶二年)之より先南海の海賊猩獗、朝廷前伊豫掾藤原純友(スミトモ)をして追捕させたが純友反つて賊の首領となり、益々掠奪を恣にし、又部下を上せて都下に火を放つた。(天慶二年一五九九)反亂東西に起り(註一)京師震骸したが幸に平貞盛、藤原秀郷、小野好古、源經基等の力により將門は天慶三年、純友は其翌年(天慶四年一六〇一)共に誅に伏した。けれど其實この亂は地方豪族の力によつて平定された事を忘れてはならぬ。

南海の海賊は前時代から盛んに出沒して居た。純友伊豫掾となりて彼國に下るや、海賊と通じて任滿つるも歸らなんだ。朝廷が之に命じ海賊を討たせた事は頗る滑稽と云はねばならぬ。東西の叛亂都に聞ゆるや、朝廷、藤原忠舒を東海道追捕使とし、小野維幹を東山道追捕使とし、小野好

古を山陽道追捕使とし、次いで參議藤原忠文を征東大將軍とし、弟忠舒、源經基を副將軍としたが、猶官符を下して地方豪族に賞を懸け、之を討たせたので、忠文未だ到らざる内、將門は秀郷に討たれて誅に伏した。

秀郷は下野の土豪鳥取氏の裔、田原氏を稱す。其の藤原氏と云ふは假冒であらう(註一)。下野押領使であつたが、兵を率ゐて貞盛と共に將門の寡兵なるを窺ひ、攻めて大いに之を破り、逐うて猿島に行き、射殺した。次いで興世亦上總にて誅せられた(註二)。將門、秀郷、貞盛皆地方豪族である。つまり地方豪族の叛を地方豪族の力で平げたのである。以て其等豪族の勢力が察しられるではないか。

純友は部下の賊將藤原恒利の歸順により大打擊をうけ、敗れて太宰府に走り、之を陷れて再び勢を得た。そこで朝廷又も藤原忠文を征西將軍としたが、未だ發せない内に、小野好古に攻められて又も伊豫に逃げ歸り、警固使橘遠保に捕へられた。その時筑前博多の合戰に大藏春實が大いに奮戰努力した。これが九州大藏氏、秋月、田尻の先祖である。

【註】一、此時叛亂が東西に起つたので、其間に連絡があつたと云ふ傳說もあるが、其實將門と純友とは全く關係がない、偶然同時に兵を擧げたに過ぎない。　二、秀郷は從來の系圖に從へば、藤原北家房前―魚名―藤成―豐澤―村雄―秀郷と、しかしそれはうそらしい。　三、將門の亂の事は將門記が精しく且正しい。

戰後秀郷、貞盛、經基前後して鎭守府將軍に任せられ、嶄然頭角を現はして武士の頭梁となり一族蔓り子孫大いに榮えた。これより武士の間の階級が鮮明になつて行く。

先づ貞盛、經基等直系子孫は武士の内の最高階級と云つてよい。此の事件の前迄は、他にも有力なる豪族も多かつたが、此の戰功で此等の氏が一方中央の親任を得、他方地方豪族の尊敬を受けて他の豪族との間に非常な懸隔が生ずるに至つたのである。

【武士の亂鬪】　そして割據の狀態は益々顯著となり、私鬪爭亂は已む時がない。加ふるに盜賊跋扈跳梁する有樣なので國司は任國に赴任せざる者多く、唯目代(註一)を下して國務を執らせた。かくて地方は日に月に亂れて行くばかりである。

武士の私鬪として有名なのは平良文と源宛(註二)との爭、藤原千常(秀郷の子)と源肥との爭(圓融朝)、平維茂と秀郷の孫澤胯師任との戰(一條朝)、貞盛の子維衡(餘五將軍)と再從弟致賴との戰(一條朝)、其他因幡守橘行平と介藤原千兼の爭の如き極めて多い。

【註】一、目代には人格下劣な者が多かつたから地方民の苦しみ方は一通でなかつた。　二、嵯峨皇子源融の曾孫で、渡邊綱の父になる。

【盜賊橫行】　地方ばかりでなく、京都にも盜賊の橫行が甚だしいので、源平二氏をして禁中を警衞せしめ、又盜賊を追捕させた。斯樣な事で源平二氏の勢力は益々盛んになつたが、源氏は滿仲以來

藤原氏と結託する事が多かつたので、其勢力は漸次平氏以上になつて行つた。

京都に盗賊の多かつた事は此時代通じての事だが、かの文學、美術の最も盛んであつた御堂關白道長時代には有名な藤原保輔（ヤススケ）、袴垂（ハカマダレ）等の賊が居た。かの源頼光が渡邊綱（ツナ）、卜部季武（ウラベノスエタケ）、碓永貞光（ウスヒノサダミツ）、坂田金時（サカタノキントキ）を從へて都内外の賊を討つたのは此頃の事である。

【註】一、源氏藤原氏結託の事實は後に云はう。

【忠常の反と源氏の勃興】　殊に後一條天皇の朝、平忠常房總に據りて反するや、（長元元年一六八八）源頼信之を平げて關東に於ける平氏の根據を覆し、自家の勢力を扶植した。しかし此際維衡流の平氏は、去つて伊勢を根據とする、これが後の伊勢平氏である。

平氏は其祖高望以來常總に榮えて居る。將門其地に反せしも同族貞盛が之を討つたのだから其勢力には增減がなく、其子孫益々其地に蔓衍し、關東の諸豪族多く其勢力に服して居た。所謂かの三浦、鎌倉等の諸氏が平氏と稱するに至つたのは此頃の事であらう。

平忠常は良文の孫である。一族の强大を恃みとして國司の命を奉せないばかりでなく、兵を擧げて上總の國府を陷れ、又安房を侵して國守を殺したから（長元元年一六八八）朝廷、平直方（註二）をして討たしめたが久しく功を立てる事が出來なかつた。（長元二年）其處で更に甲斐守源頼信をして討たしめたが、（長元三年）頼信は子の頼義と共に、常陸より湖を渡りて敵の不意を打ち、忠常を降して凱旋した。（忠常は美濃にて病歿す）朝廷功を賞して鎮守府將軍となし、又降人を以て其の家人たらしめたから、關東の豪族多く平氏を去つて源氏に歸した。これ源氏の家人に平姓の人多き所以である。勿論源氏に屬するを屑しとせざる人もあつたらうが、抵抗する者は叛人視さるゝ恐れがあるので、當時は已むなく從つたのであらう。しかし源家代々名士を出し、殊に義家巧みに、武士を操縱したので、後には全く源氏に服從するに至つたのである。

【註】二、直方は北條氏の祖先二一〇頁系圖を見よ。

清和源氏系圖（その一）（一九九頁より）

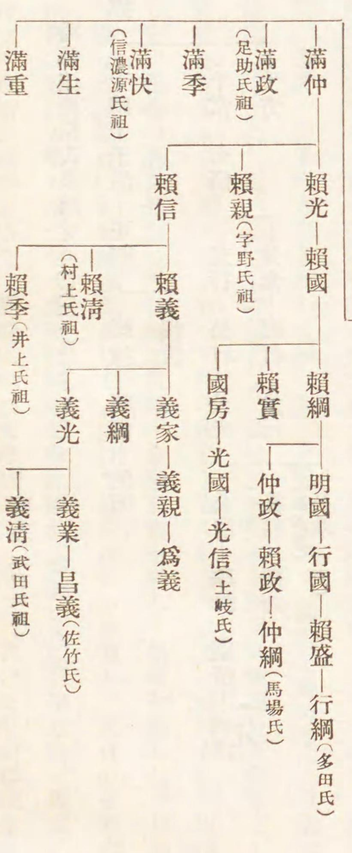

秀郷流藤原氏系圖（その一）（二一四頁より）

- 秀郷
  - 千晴
    - 千清
      - 正頼
        - 賴遠
          - 經清
            - 清衡
            - 盛義（平賀氏祖）
        - 賴清
  - 千常
    - 文脩
      - 文行
        - 公行
          - 公光
            - 公清
              - 季清
                - 康清
                - 義清（西行）
            - 經範（佐藤）
              - 經秀
            - 公季（波多野）（伊賀）
  - 千方
    - 兼光
      - 賴行
        - 兼行

安倍氏系圖

- 忠頼
  - 忠良
    - 賴良（賴時）
      - 貞宗
        - 千代童子丸
      - 貞任
        - 高星
      - 宗任（厨河二郎）（島海彌三郎）
      - 正任（黑澤尻四郎）
        - 賴嗣
      - 家任（弊井五郎）
      - 重任（北浦六郎）
      - 則任（白鳥八郎）
    - 爲元（安村介）
    - 僧良昭
    - 女子（藤原經清室）
    - 女子（平永衡室）

次いで後冷泉天皇の朝、安倍氏陸奥に反するや、（永承六年一七一一）賴義討ちて之を平げ、（康平五年一七二二）源氏の勢益々東國に榮える事となつた。

【前九年の役】　安倍氏は八七頁にて述べたやうに、大彥命以來中古の初めまで常に奥羽征伐の任に當り、蝦夷を降して部下とした其數は極めて多かつた。此等安倍氏配下の蝦夷は丈部を稱し、或は安倍氏を冒した。そこで此の奥州安倍氏は皇別安倍氏か、蝦夷安倍氏か詳かでない。忠賴に至り蝦夷俘囚の長となり、其子忠良陸奥大掾であつた。其子賴時父祖の遺業を繼ぎ、膽澤、和賀、江刺、稗貫、志波、岩手の六郡を領して居たが、貢賦を納めず、調役を勤めない。永承六年（一七一一）國司藤原登任之を討つたが反つて敗られた。茲に於て賴義を陸奥守兼鎮守府將軍として之を討たせた。賴義赴任するや大赦の事があつて彼の舊惡を盡く赦したので、賴時大いに喜び元の名賴良と云ひしを、賴義の名を憚かつて賴時と改め、金絹駿馬を献じて恭順を表した。しかるに賴時の子貞任、權守藤原説貞の女を娶らんとして、はねつけられたのを憤り、説貞の子光貞の陣所を襲ひ、奥州再び亂れる事となつた。此時賴時の聟藤原經清（秀郷の後裔）平永衡、賴義に歸服したが、賴義疑ひて永衡を斬つたので、經清は恐れて賴時の許に走り、次いで氣仙郡司金爲時、賴時

を攻めたが勝利を得ない。しかし俘囚安倍富忠が官軍に屬して奮戰したので、賴時は流矢に中つて死んだ。けれど其の子貞任猶ほよく戰ひ、賴義大いに敗られて、子義家以下僅に六騎を餘すのみとなつたと云ふ、時に天喜五年である。（一七一七）

其後康平五年（一七二二）に至り、賴義、出羽山北の俘囚長清原光賴及び弟武則に救ひを求めるために、武則早速承諾して陸奥に來り、賴義と力を併せて賊を討つ。先づ小松柵を燒き、貞任を磐井河畔に破り、次いで衣川柵を陷れた。此時である義家が逃げ行く貞任を見ながら「衣のタテは綻びにけり」と云ひしに、貞任が「年を經し絲の亂れの苦しさに」と答へたのは。又鳥海柵を破り、遂に厨川柵を拔き、貞任を誅し、又亘理經清を斬り、宗任を虜とした。（康平五年）宗任が此後義家に心服した事は有名な話である。

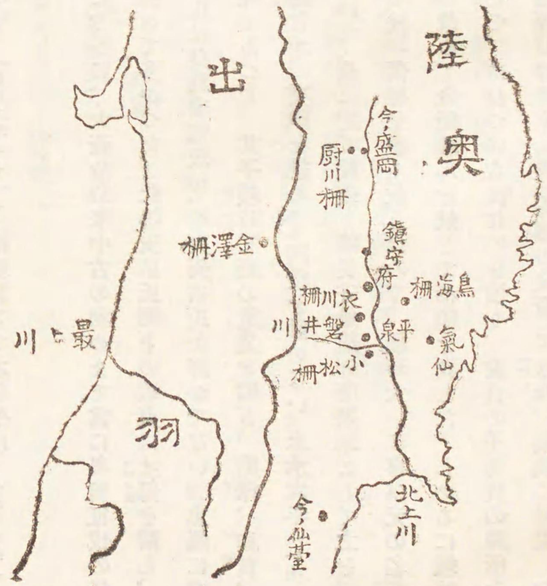

（又義家が大江匡房に兵書を學んだと云ふのも此戰ひの後である。）賴義歸京の途、鎌倉由比ヶ濱に八幡宮を勸請す。これが後の鶴岡八幡である。（康平六年一七二三）

此戰爭の經過を見るには群書類從中にある陸奥話記が最もよい。

此役出羽の豪族清原武則官軍に屬して、軍功ありたるにより、亂後鎮守府將軍となり、奥州に威を振ふ事となつた。

第十七章　攝關政治

【朱雀天皇と藤氏】　醍醐天皇は宇多天皇の御心を紹いで關白を置かず、親ら政治をなさつたが、御子朱雀天皇は御踐祚の時、（延長八年一五九〇）御歳八歳、やむなく忠平（時平の弟）を攝政とせられた。忠平後關白となつたが、（天慶四年一六〇一）萬機その手に決するのだから、名稱の變更のみで實質に於て何等變る所がない。

朱雀天皇は基經の女穩子の腹であるから、忠平は天皇の外伯父となる譯である。此朝弟仲平右大臣となり、（承平三年一五九三）次いで左大臣に遷り（承平七年）忠平の子實賴右大臣に任ぜられた。（天慶七年一六〇四）

かくて天皇長じて二十二歳となり給ふや、御本意ならずして、突然御弟成明親王に讓位あらせられ

た（天慶九年一六〇六）これを村上天皇と申す。

これは忠平が藤氏以外の御腹の皇子誕生を恐れて、同じく藤原穩子の腹なる成明親王を太子とし、皇太后穩子に内奏して讓位をやむなくせしめたものと思はれる。

忠平關白なる事元の如く、村上天皇卽位の翌年（天曆元年一六〇七）長子實賴を左大臣とし、次男師輔（モロスケ）を右大臣とした。つまり父子三人が天下の政治を擅にする譯である。剩さへ天皇の皇后安子は師輔の女であつて、其勢力は天皇を凌いだと傳へられて居る。

【天曆の治】　天曆三年（一六〇九）忠平薨後天皇政を親らし、政務に心を用ひ給ふ事深かつたが、內外藤原氏に阻まれて、何等の革新をも成されなかつたやうである。世に此時代を天曆の治と稱へるのだが、御仁慈と當代文藝の發達より外には稱へ奉るものがない。

しかし天皇の末年（康保三年一六二六）御弟源高明（タカアキラ）を右大臣にせられた事は注目に値する。

【安和の變】　次いで冷泉（レイゼイ）天皇立ち給ふ（康保四年一六二七）實賴關白となり、太政大臣に進む。同時に源高明は左大臣に、實賴の弟師尹（モロタダ）右大臣となる。初め村上天皇、冷泉（レイゼイ）天皇の皇太子として其の御弟爲平（タメヒラ）親王を立て給はん御心であつたが、爲平親王の妃は高明の女であるから、藤氏外戚の他に移るを恐れ、遺詔に背いて御弟守平親王を皇太子とした。後二年、讒によつて左大臣高明、太宰權帥に左遷せらる（安和二年一六二九）これを安和の變と云ふ。

憲平（冷泉）、爲平、守平（圓融）は共に村上皇子で御母は師輔の女安子である。村上天皇が高明の女婿爲平親王を寵し、冷泉帝の次に帝位に卽けんとなさつたのは婉曲に御父醍醐天皇の遺志を紹ぎ、藤原氏を抑へんとなさつたのであらう。高明も醍醐天皇の皇子である。

皇室系圖（その六）（一九九頁より）

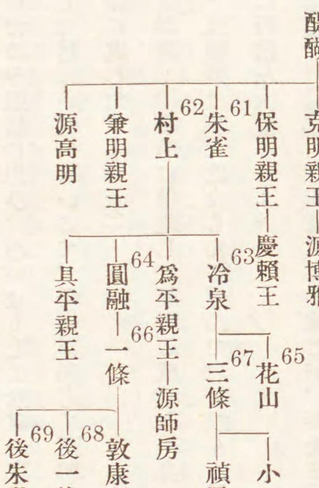

冷泉天皇が急いで皇太子を立てられたのは、御病身の故である。此の時誰でも爲平親王が太子に立たれると思つて居たのに、御弟守平親王が兄を越えて立たれたので世人は驚いたと云ふ。實際此事は實賴一派の外には誰も知らなかつたらしい。

【安和の變】　こんな事で世人は藤原氏を憎んだが、殊に橘繁延（シゲノブ）、藤原千晴（チハル）（秀郷の子）、僧蓮茂等は此事を憤り、又かねゞ〳〵藤原氏の專横より他の氏の進路が塞つたのを怒つて源經基の子滿仲と謀り、爲平親王を奉して兵を東國に擧げようとした。勿論源高明を頭梁にする積りであつたらうが、未だ高明は知らなかつたらしい。しかるに此内にて滿仲は腹黑い男である。その上繁延（シゲノブ）と相撲して負けたのを遺恨に思ひ、心がはりして陰謀の事を右大臣師尹に密告した。師尹は高明が此事に關係して居ない筈がないとて、參内奏聞して高明を太宰權帥に貶し、繁延、千晴、蓮茂等を捕へて流罪に處した。（安和二年）

高明は學博く、政治に錬達して朝野の威望を一身に集めて居た。實賴は之を恐れて憚つて居たらしい。又師尹は左大臣たらんと望んで之を嫉んで居た。そこで斯樣な讒を設けた譯である。高明は世に西宮左大臣と云ふ。

【源氏興隆の一因】　源氏は武將の家だが、平氏や秀郷流藤原氏のやうに將門、純友討伐に功がなかつたので其後の立身が思ふやうでない。其官位は遙に平氏並びに秀郷流藤原氏よりは下つて居た。滿仲は其れがかねゞ〳〵殘念でたまらなかつたので、斯樣な所業に出でたと思はれる。此後兼家（カネイヘ）（師輔の子）薙髮するや、滿仲（註一）亦薙髮し、其子賴光は兼家が宴會を催す際、駒三十疋を献ずるなど、ひたすら藤原氏にとり入つた。これが源氏興隆の最も大きい原因であらう。

【藤原在衡】　此後師尹（モロタダ）はかねての望を達して左大臣となり、藤原在衡（アリヒラ）（註二）が右大臣に登つた。（安和二年）在衡は文學を以て身を立てた人で、人格の立派な人である。

【註】　一、滿仲は攝津の多田に居たので世に多田（タタ）の滿仲（マンヂウ）と云ふ。　二、在衡は魚名の後裔である。その系左の如し。

魚名流藤原氏（その一）（一三四頁より）

房前―魚名―鷲取―藤嗣―高房―山蔭―有賴―在衡―國光―忠輔―相任―相繼（秋田城介祖）
　　―末茂―總繼―直道―連茂―佐忠―時明―賴任―隆經―顯季
　　―時長―利仁―叙用―吉信（安達氏祖）

【圓融天皇】　間もなく冷泉天皇の讓を受けて守平親王卽位し給ふ。（安和二年一六二九）圓融天皇と申す。實賴政を攝し、翌年（天祿元年一六三〇）在衡左大臣に、師輔の子伊尹（コレタダ）右大臣になつたが、程なく實賴薨じて、伊尹外叔父を以て攝政となつた。（天祿元年）しかるに伊尹も程なく薨去したので（天祿三年）其弟兼家は天皇の御眷遇渥きを賴みとして、關白たらんとしたが、兄兼通（カネミチ）に妨げられ、反つて兼通が關白となつた。（天祿三年）そして淺ましい兄弟喧嘩が續いた爲に、次いで實賴の子賴忠が關白となる。（貞元二年一六三七）

藤原氏系圖（その三）（一六九頁より）

―敦敏―佐理―賴房

- 忠平
  - 實賴
    - 賴忠
      - 公任
        - 定賴
        - 諟子（圓融皇后）
    - 齊敏
      - 實資
        - 資賴
  - 師輔
    - 伊尹
      - 義孝
        - 行成
          - 行經
      - 義懷
      - 懷子（冷泉女御）
        - （花山帝）
  - 師氏
    - 兼通
      - 顯光
      - 媞子（圓融皇后）
    - 兼家
      - 道隆
        - 伊周
          - 顯長
        - 隆家
          - 良賴
            - （弟）經輔
        - 定子（一條皇后）
          - （敦康親王）
      - 道兼
        - 兼隆
          - 兼房
            - 宗圓（宇都宮祖）
      - 道綱
        - 尊子（一條女御）
    - 遠量
    - 忠君
    - 遠度
    - 遠基
      - 道長
        - 賴通
          - 師實

- 師尹
  - 高光
    - 爲光
      - 怳子（花山女御）
      - 詮子（圓融女御）
        - （一條帝）
      - 婦子
        - （三條妃）
    - 超子（冷泉女御）
      - （三條帝）
  - 公季
    - 實成
      - 公成
      - 安子（村上皇后）
        - （冷泉帝）
        - 賴宗
          - 俊家
        - 能信
          - 能長
        - 教通
          - 信長
        - 長家
        - 彰子（一條中宮）
          - （後一條帝）
          - （後朱雀帝）
        - 妍子（三條中宮）
        - 威子（後一條中宮）
        - 嬉子（後朱雀妃）
          - （後冷泉帝）
        - 盛子（三條女御）
        - 寬子（小一條院女御）
        - 尊子（源師房室）
      - 女（源高明室）
        - （圓融帝）
    - 怤子（冷泉女御）
  - 定時
    - 濟時
      - 娍子（三條后）
        - （小一條院）
  - 貴子
  - 女

【兼通と兼家との爭】は、藤氏の人が政權爭奪のために最も見苦しい所業をする其の幕明きである。彼は他氏を排斥し、皇親を陷れ、次いで一族近親と爭ひ、兄弟に及び、遂に父子相爭ふに至るのである。

兼家は父師輔の寵愛を受け、又天皇の御眷遇も厚かつたが、兄の兼通は人づき惡い爲に、村上の

朝には皇太子の叔父と云ふので東宮亮にもなり、藏人頭ともなつたが思召に協はず、弟兼家が之に代つた程である。其後の立身も常に弟に劣り、天祿三年（一六三二）伊尹の死んだ時には、漸く權中納言だのに、弟は既に大納言であつた。こんな事で碌々參朝もせなかつたが、弟兼家が關白にならうと運動して居る事を聞き、一期の浮沈と親しく内奏しようとしたが、天皇は日頃疎々しき伯父の事とて、奥御殿に立ち入らうとなされるのを、急に奏覽すべき事があると申し上げて、懷中より一通の書き物を出した。これは天皇の母后（村上皇后安子）がまだ世にあらせられた頃兼通に賜はつたもので、關白職は官位の上下に係はらず、兄弟の順を違つてはならぬと云ふのであつたから、天皇もやむなく兼通を内大臣に上せて關白となさつた。

兼通は其女媓子を奉りて皇后としたが、當時源兼明は左大臣として世の望みが高かつたから、兼通之を忌み恐れる事甚だしく、特に奏請し、陽に尊んで親王に陞せ、賴忠を左大臣に、源雅信（註一）を右大臣とし、意のまゝに朝政を專らにした。これ一は兼家を抑へる爲である事は云ふ迄もない。（貞元二年一六三七）

源兼明は先きの高明と同樣に醍醐皇子で、博學多才、文を能くし、又書に巧みであつたが、かく罪なくして閑地に移されたのを深く憤つて菟裘賦（キフクフ）を作られた。世に此方を中書王（註二）と云ふ。この方の事は、なほ二四四頁を見よ。

【註】一、源雅信は宇多天皇の孫、敦實親王の子である、子孫多い。　二、中書とは中務省の唐名で、此方左大臣をやめられて、中務卿となつたから云ふ。

此年（貞元二年）十月兼通病む。時に弟兼家は兄の病危篤と聞き、喜び勇んで參内し關白職を得ようとした。兼通の宅では兼家の車の來るを見て、病氣見舞に來たかと早合點をし、かくと兼通に通じたので、兼通も喜びて關白職をも讓らんと待つ程に、車は行き過ぎて内裏に向ふ。之を聞いた兼通の憤りは察する事が出來よう。彼は今日明日かと云ふ重態なるにかゝはらず、病を押して參内した。此時兼家は關白の事を天皇に奏上中であつたが、兄の來たのを見て驚き恐れて他に避けた。兼通益々氣色惡しく、顧はくは最後の除目を行はんとて、賴忠を關白とし、兼家の大將を奪ひて從弟濟時に授け、邸に歸つて薨じた。（貞元二年一六三七年）

かくて兼家は快々として樂まなかつたが、翌年（天元元年一六三八）長女詮子女御となり、自も右大臣に登つた。（註一）

【註】一、此の年賴忠太政大臣に、源雅信左大臣に登る。

【花山天皇】　其後永觀二年（一六四四）天皇位を先帝の皇長子師貞親王に讓られた。これが六十五代花山天皇である。賴忠故の如く攝政し、左大臣は源雅信、右大臣は兼家であつたが、深く參議義懷と藤原惟成（註一）とを信任して朝綱を伸張せられた。

天皇の御母は伊尹の女懐子である。義懐は懐子の兄で、よく天皇を輔け奉つたから、朝綱張り、風俗善良に向つたのである。かの盗賊の張本藤原保輔の捕へられたのも此時代である。

【註】一、惟成は雅材の子である。雅材は村上天皇の寵を得たる學者であるが、家貧しく始めて用ひられた際、出仕する裝束もなかつたと云ふ。

【天皇の御出家】　しかるに弘徽殿の女御（爲光の子怡子）逝き給ふや、兼家其子道兼と計り、天皇を欺きて出家せしめ奉り、己が女の腹なる皇太子懐仁親王（一條天皇）を位につけ、自ら攝政となつた。時に天皇御年僅に七歳である。（寛和二年一六四六）

花山天皇は情深い方であつたので、寵姫怡子（弘徽殿女御と云ふ）の死を痛く悲しみ給ひ、厭世の御心が強かつた。兼家は久しく兄に抑へられて希望を達するを得なかつたが、己の女の腹なる懐仁親王が皇太子となられたから、いづれ皇位に登り給はゞ、己れ關白たらんと其を望みに待つて居た。しかし天皇はまだ御歳若く、且母后の兄義懐を寵愛して、いづれは關白にもと考へて居られるやうだから、自分にまはつて來るのはなか〳〵である。其處で此の機會に乘じ其子道兼と謀り、天皇が御悲しみの外何物もなきを幸として、頻りに世の無常を申し上げ、道兼は更に樣々勸めすかし奉りて、諸共に出家して御供せんと契つた。そこで天皇は寛和二年六月二十三日の夜、密に宮中を出でゝ東山に向はれたが、道兼は父に今一度變らぬ姿を見せたいと出て行つたまゝ返らない。天皇始めて欺かれしを覺り給ひしも時既に遲かつた。劔璽は翌朝疾くも東宮に遷つて居たのである。かくて天皇は花山元慶寺にて落飾し給ひ、義懐、惟成二人尋ね參りて同じく御前にて落髪した、時に天皇僅に十九歳である。義懐は藤氏中、珍しい純忠清廉の人であつた。

此時源氏の人々天皇及び道兼を警固し、一は道兼の出家をやむなく迫らるゝを警め、一は天皇を奪ひ去らるゝを防いだと云ふ。こは賴光なりとも、賴信とも想像されて居る。

【一條天皇】　一條天皇立ち給ふや、兼家かねての望みを遂げて攝政となり、賴忠薨（永祚元年一六四九）後太政大臣に任せられ、又三宮に准せられたが、其邸宅を清涼殿に模するなど僭上の振舞が多かつた。後職を長子道隆（ミチタカ）に讓り同年薨去す。（正暦元年一六五〇）道隆初め攝政、後關白となり、其女を入内せしめて皇后とし、病革るや、長子伊周に天下執行の宣旨を蒙らしめ、內覽の事を行はせたが、（註一）道隆薨後關白は其弟道兼に奪はれ、次いで其弟道長に移るのである。

【註】一、太政官並に殿上より奏下の文書を、前に內見して萬機を宣行するを云ふ。これは攝政關白の職だから、攝關のある時には置かない事勿論であるが、時に異例もある。つまり內覽の宣旨（又天下執行宣旨と云ふ）は關白の準備となるのであつた。

【道隆父子と道兼道長】　兼家志を得てより一族の人々其威をかりて誇り散らしたが、さきの關白賴忠は頗る謙讓の態度を維持して居た。兼家は病みて職を讓らんとする際、道隆にせんか、道兼

にせんかと迷つたが結局腹心の人に謀つて道隆に讓る事になつた。これが爲めに道兼は父を怨む事一通りでない、兼家薨ずるも悲しみの色なく、人を集めて遊び戯れたと云ふ。

道隆の薨後其子伊周は關白と自信せしに、道兼に奪はれたので又道兼を憎む事甚だしく調伏の祈禱さへしたと云ふ。然るに道兼在職僅に七日にて薨じたから、伊周大いに喜びて再び其後任たらんと期して居た上、天皇及び皇后定子は共に伊周にと心を傾けて居られたが、母后詮子（兼家の女）は伊周を嫌ひ、兄なる道長を關白にせんと天皇に奏し、若し聽かれずば、再び物を云はぬまで迫られたので天皇もやむなく道長に内覽せしめ、右大臣とせられた。（長德元年一六五五）次いで伊周、其弟隆家共に罪ありて（註二）左遷され（長德二年）道長の勢（同年左大臣）益々盛んである。

【註】一、過ちて花山法皇を射奉りし罪により流罪となる。

道長其女彰子（アキ）を立てゝ中宮とした。（長保二年一六六〇）これが上東門院で、皇后中宮兩立するの特例が開かれた。（註一）天皇皇后共に皇后の腹なる敦康（アツヤス）親王を後には東宮に立てんと思召されて居たが、中宮の腹に敦成（アツヒラ）親王生れ給ふに及び、（寛弘五年一六六八）其の計畫は水の泡となつた。此の天皇仁慈の御心深く民を憐み給ひしも、道長跋扈して萬事意の如くならずして崩御せられた。（寛弘八年一六七一）

伊周配流の後赦されて都に歸り、准大臣となつたが、猶敦康親王の立太子に望を屬して居た。しかるに其望も水泡に歸したので無念の涙を飲んで死んだが、其の病の時祈禱せしめんとしても、道長を恐れて招きに應ずる僧侶がなかつたと云ふ。

一條天皇崩後、御手箱の中に「叢蘭欲レ茂風吹破、王事欲レ章讒臣亂レ國」とあつたのを道長見て引破つたと云ふ。

【註】一、中宮とは皇后の別稱であるから、兩立せられるべきものでないのを道長權勢に乘じてかゝる異例を開いたのである。

【三條天皇】一條天皇の讓りを受けて三條天皇が踐祚られた。天皇は冷泉（レイゼイ）天皇第二の皇子にして、花山天皇の御弟である。天皇道長の女妍子（ヨシコ）を納れて中宮とせられたが、次いで、さきに妃とせし娍子（タケコ）を皇后に立て給ふ。時に朝臣共、道長の鼻息を窺ひ其式日に大臣以下參内する者がない。甚だしきは石を投ぐる者さへあるに至つた。漸く藤原實資（サネスケ）、同隆家（タカイヘ）等參内して大儀纔かに畢るを得たのである。（長和元年一六七二）

三條天皇の御母は兼家の女超子である。敦成親王を皇太子とせられたが素より叡慮ではない。（寛弘八年一六七一）

皇后娍子は藤原濟時（註一）の女である。其立后式日の日迄道長を憚かつて大臣以下參内をせない、藤原實資病床にあつたが之を聞いて大いに憤慨し、「天に二日なく土に兩主ない、吾豈權臣を恐れんや」と、病を押して參内したと云ふ。實資は實賴の孫後陞りて右大臣となる。世人賢人右府と

云つた。（齊敏の子）

【註】一、濟時は師尹の子也

天皇道長の專横を憎み之を抑へんとの御志があつたが、眼疾に罹られ給ひて、その事を遂げず、道長切に讓位を諷し、遂に位を皇太子（敦成）に讓らせ奉つた。（長和五年一六七六）

天皇が「心にもあらで、憂き世に存へば、戀しかるべき、夜はの月かな。」と歌はれたのは當時の事であらう。

【後一條天皇】は一條第二の皇子敦成（アツヒラ）親王である。天皇、道長の意に反して、先帝の皇子敦明親王を皇太子に立てられたが（長和五年）翌年（寛仁元年）先帝（三條法皇）崩御せられてより朝臣等、道長を畏れて東宮に伺ふ者がない。のみならず東宮職の役人より下部まで參仕を怠るに至つたから、雜草繁茂し、塵芥堆積する有樣であつた。東宮も遂に堪へかねさせ給ひ、皇太子たるを辭して、上皇の待遇を受け給ひ、東宮は新に今上の御弟敦良親王が立たれる事となつた。

道長は初めから外孫にして、後一條天皇の弟なる敦良親王を東宮にと望んだが、先帝許し給はず强ひて敦明親王を立て奉つたのである。時に天皇九歲、皇太子二十三歲であつた。

敦良親王東宮を辭し給ふや、太上天皇に准じて、小一條院の尊號を奉つたが、猶道長は其女寛子を納れてその妃とし、其の私宅に御幸あるや盛宴を張つて、饗應し奉つた。左大臣藤原顯光（兼通の子）は其女延子を東宮たりし敦良親王に奉り、兼通流の復興を夢みて居たが、かく事水泡に歸したので、之より憂憤數年にして薨去した。（治安元年一六八一）

【藤原氏の極盛】此年（寛仁元年一六七七）道長攝政を辭し、長子賴通に讓つたが、猶前攝政として天下の政治を統べた。次いで太政大臣となり、三女威子を納れて中宮に立つ（寛仁二年）時に道長の長女彰子は太皇太后、二女妍子は皇太后、三女は中宮にして、四女嬉子は後に皇太子（後朱雀）妃、五女寛子は小一條院の妃である。而して長子賴通は攝政となり、教通、賴宗、能信いづれも公卿に列し、天皇、東宮共にその外孫である。

彼が「此の世をば、我が世とぞ思ふ、望月の、缺けたることの、なしと思へば」と詠んだのは此の三女威子が中宮となつた時の事である。

太皇太后上東門院（彰子）は坤德高き方で、一條皇后定子の腹なる敦康親王を東宮に立てん事を幾度も道長に勸めたと云ふ。

翌年（寛仁三年）道長出家して法成寺を建つ。此時賴通は「公事を行ふより先づ此御堂を先にせよ。」と命じたと云ふ。萬壽四年（一六八七）病むや、天皇親臨病を問ひ給ひ、彼の求めによつて法成寺造營に與りし人々に爵一級を賜はつた。其後まもなくして彼は永久の眠りについた。之より長子賴通、その餘威により政治を擅にする事道長の時と變らない。

後天皇崩御せられ（長元九年一六九六）皇太子立ち給ふ。御朱雀天皇と申す。頼通關白たる事故の如くである。天皇御聰明で御在したが、頼通政治を專斷して居るから何事もなさらずに一生を終られた。

天皇東宮にある時道長の女嬉子を納れ、親仁親王を生み給ひしが、嬉子早世したので、三條帝の皇女禎子內親王を皇后とし、頼通の養女嫄子を中宮とせられた。

天皇は親仁親王を皇太子として位を讓り。（寛德二年一七〇五）更に禎子內親王の腹なる尊仁親王をその皇太弟とせられた。（後に後三條天皇と申す）親仁親王は七十代後冷泉天皇である。此朝、頼通關白左大臣より太政大臣に、教通右大臣より左大臣に、頼宗內大臣より右大臣に、つまり兄弟三人相並んで三公に登つた。而して頼通の子師實內大臣となつた。

尊仁親王の立太子については、勿論頼通は詔を奉ぜなかつたが、其弟能信、後朱雀天皇に奏して遂に皇太子と定めたのである。そんな事から頼通は立太子の時にも壺切の御劍を奉らなかつたと云ふ。

頼通は其奢侈父に優つた。彼は宇治の別莊を寺として平等院と名づけたが、其結構目を驚かすばかりであつた。（永承七年一七一二）

以上の如く藤原氏は常に陰險惡辣なる手段を弄し、一方皇室の外戚たる地位を繼續し、他方他氏族を排斥し、以て政權を壟斷して高等官職を獨占し、進んでは皇親を陷れ、又聖明を覆ひ、全く天下の權を掌握したから、天皇は唯虛位を擁し給ふに過ぎなかつたが、其れと同時に一族間の爭鬪は常に絶えず、叔姪兄弟より父子相爭ふに至つた。その結果として、藤氏の勢力は漸次幾派にも分裂する事となつたが、殊に道長薨後其傾向が益々著しく表はれて來た。此の勢力の分裂、これが藤氏をして衰運に向はしむる最も大なる原因となるのである。

第十八章　外國關係と世風

【唐の滅亡】　さしも盛んであつた唐の勢力も、次第々々に衰へて、前時代の終り、醍醐朝延喜七年（一五六七）遂に滅亡した。次いで後梁（一五六七—一五八三）後唐（一五八三—一五九六）後晉（一五九六—一六〇六）後漢（一六〇七—一六一〇）後周（一六一一—一六二〇）所謂五代の王朝興亡したが何れも全國を統一する能はずして、宋に至り支那始めて平定した。宋建國は我が村上朝天德四年（一六二〇）である。我と公の交通はなかつたが商人僧侶の往來は絶えなかつた。

宋建國の前天德元年（一六一七）十國の一なる吳越王錢弘俶なる者使を送りて、黃金を賜り釋書を求め、次いで三年其の使又來た。

【朝鮮半島】　新羅も前時代の終り頃から漸次衰へて、宇多朝には弓裔なる者泰封國を創め、甄萱は後百濟國を建て、再び三國に分れた。しかし程なく王建なる者高麗國を建て、（延喜十八年一五七八）先

づ泰封を滅し、次いで朱雀朝承平五年（一五九五）新羅を降し、翌年後百濟を亡ぼして半島を統一した。之が高麗の太祖である。

新羅王系（その三）（一〇三頁より）

- 神文王（三十一代一二）
  - 孝昭王（三十二代一一）
    - 聖德王（三十三代三六）
      - 孝成王（三十四代六）
      - 景德王（三十五代二四）
        - 惠恭王（三十六代一六）
        - 四炤夫人（孝芳室）
          - 宣德王（三十七代六）
          - 哀莊王（四十代一〇）
- 奈勿十二世孫
- 元聖王（三十八代一四）
  - 仁謙
    - 昭聖王（三十九代二）
      - 哀莊王（四十一代一八）
    - 憲德王（四十一代一一）
    - 興德王（四十二代一一）
    - 貴巳夫人
      - 閔哀王（四十四代二）
      - 忠恭
  - 禮英
    - 憲貞
      - 僖康王（四十三代三）
        - 啓明
          - 文聖王（四十六代一九）
            - 齋孫敬順王（五十六代九）
    - 均貞
      - 神武王（四十五代一）
        - 憲安王（四十七代五）
- 景文王（四十八代一五）
  - 憲康王（四十九一二）
    - 孝恭王（五十二代一六）
  - 定康王（五十代二）
    - 貞和夫人
      - 神德王（五十三代六）
        - 景明王（五十四代八）
        - 景哀王（五十五代四）
  - 眞聖女王（五十一代一一）
    - 朴乂謙（阿達羅遠孫）

醍醐朝後百濟國屢々入貢を乞ひ、昔時の朝貢禮をとらん事を願つたが許さなかつた。王建又入貢を乞ふたが許さない。しかし相互の交通は絶えなかつた。其の後高麗からも使が來たが我は應せなかつた。

【外寇】　一條朝に至り（長保元年一六五九）高麗の賊西海を犯したので、太宰府討つて之を却けたが、其後後一條朝寛仁三年三月（一六七九）刀伊（トイ）の賊船五十餘艘、對馬及び壹岐を侵し、人民を殺掠し、四月進んで筑前を犯し、怡土（イト）、志摩（シマ）、早良（サワラ）三郡を蹂躙し、虐殺を恣にしたが、太宰權帥（ダザイノゴンソツ）藤原隆家（註一）之を討ちて却けた。

初め文室（フンヤ）忠光、多治比（タヂヒ）久明等よく戰ひしも賊勢猛烈、博多灣に入りて能古島を根據とし、盛んに兇威を振ふ。隆家九州の兵を集めて之を討つ。大藏種材（タネキ）（註二）藤原助高、大藏光弘、藤原明範（アキノリ）、藤原友近、平爲賢（タメカタ）、平爲忠等賊を迎へて奮戰、之を能古島に却く。次いで平致行（ムネユキ）、大藏種材（タネキ）等戰艦三十八艘を以て能古島を擊つ。財部弘延（タカラベヒロノブ）等苦戰して能古島を回復し、賊を外洋に退けた。しかし程なく又も松浦を犯したから源知（シル）（註三）戰つて之を擊退し、次いで我兵之を逐うて見たが賊は既

に居なかつたと云ふ。我死者四百人、捕虜千三百人に及んだ。

【註】一、隆家は菊池氏の祖と云ふ。二、大藏種材は原田氏、秋月氏等の祖である。三、源知は松浦黨の祖先になる。

彼の捕虜中高麗人が多かつたので、高麗國を詰責したが、高麗は「刀伊(トイ)人我を侵し、我が捕虜を使役して貴國に寇したのである」と云つた。しかしそれには疑はしい點がある。

高麗の云ふ所によれば、刀伊は女眞なりと。當時女眞は高麗の北に居つた。後遼を亡ぼして金(キン)國を建つ。此時高麗は刀伊に捕はれたる我捕虜を送りかへして呉れた。

高麗王系(その一)

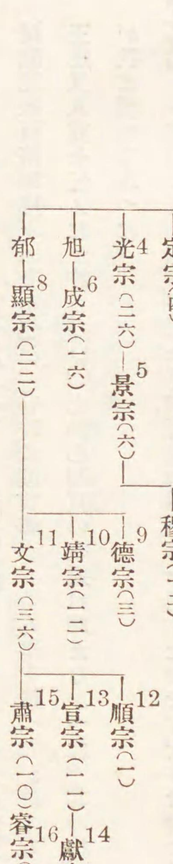

【風俗頽廢】斯樣に外寇があつたけれど、それは未だ京都貴族を目覺めしめる程のものでなかつた。地方にも反亂があつた、しかしそれは總てを武將に任せて京都貴族は自ら關する所でないと思つて居たらしい。又さう思つても差支へがなかつたのである。かくて唯賊盜の跳梁跋扈ある以外は、都の中外一の荒波も打ちよせなかつたので、前時代から打ち續く此の長い期間の平和は、京都を全く腐敗せしめたのである。宗教は墮落し、學問は遊戯と化し、而して道德は全く地に墮ちたのであつた。

【佛教】前時代から引續いて一般人民に迄普及したけれど、それは健全なものではなく、迷信的のものであつた。天變地異は云ふを俟たず、征討防禦より、出産疾病に至る迄、讀經修法を行ひ、加持祈禱をして、災惡を攘はんと務めたのである。

かやうな有樣だから、戰亂平定する場合にも、誦經調伏の爲と信じ、征討の將卒よりは僧侶が先づ恩賞に與つて居た。出産病氣の場合は醫師を招くより、先づ僧侶を聘し、加持祈禱せしむるのが常であつた。これ病氣其他の災厄は總て物怪のする業と信じたから、佛力を以て退散せしめようとしたのである。生れるから死ぬまで僧侶の厄介となり、其間に於てなす所の行事の大半は佛事に費し、老ゆれば自身髮を剃りて、出家するのが常であつた。

【陰陽道】古くからあるが、殊に盛んに世を災したのは此時代からである。當時代に於ては全く佛教と混じ、年月、日時に吉凶を附し、十干、十二支、二十八宿、九曜を以て人間の運命を定め又、物忌(モノイミ)、方違(カタタガヘ)、庚申待など、其說く所極めて多く、社會に害毒を與へた事は想像以上と云つてよからう。

陰陽道には陰陽師なるものがあつて、此等の說に精しかつたので、嫁娶、元服、喪儀より些々たることまで、此者を招いて日時、吉凶を判せしめ、又祈禱、禳祓させたのである。物怪殊に死靈、生靈を信じ、病氣は多くその災と信じて居た。又夢を信ずる事も深かつたのである。

【道德】　藤原氏は上にあつて陰險惡辣なる策略を弄し、貴族朝臣は之に阿諛し、上下賄賂を公行して憚らない。權勢富貴の爲には天皇を欺き奉り、人民を苦しめ、內にあつては、父子、兄弟、叔姪、相爭つたのである。男女の關係又紊れ閨室の亂、姦淫の風、此時代より甚だしきはないであらう。

【榮華と無情】　而して志を得て高位高官に登つた者、並に之に阿諛する貴族、朝臣は大邸宅を構へて、美衣美食に飽き、春は花に戲れて日の短きを喞ち、秋は月を賞して夜の短きをなげく。四季、詩歌管絃の遊びに疲れ、晝夜宴を張り、女に戲れて居るが、一朝失意の地位になれば、落花に悲しみて月に泣き、四季怨を述べ、はかなき身をかこつて一生終るのであつた。此の榮華と、此の無情とは或は詩となり、或は歌となつて此の時代を賑はして居る。それは次の章で述べよう。

第十九章　平安中期の文物

前編で述べたやうに、上古より繼續せる外來文化の移植は、前時代に於て完了を告げた。此の移植の完了と、日唐國交の斷絕とは、外來文物の日本化を助長し、又一面固有文化の發達を誘致して、既に貞觀、寬平より延喜に於て、日唐折衷の文物と國文、和歌の曙光の輝きとを見せたのである。それが此時代に於て一層よく調和され、より多く精選されて來るのである。しかし狹隘な自然の內に滿足を得て居る藤原氏一派の貴族のみに政權を掌握されたやうに、文化も全く其手に歸したから、美しく華かなものではあるが、弱々しい女性的のものたらざるを得なかつた。そして堅苦しい支那の學問は、前時代に於て既に其傾向を見せたやうに、漢文學を除く以外は微々として振はない。殊に一時全國から集まつた地方秀才は、疲弊と共に其跡を絕ち、政治上と同樣、諸道夫々家筋がきまつて、氏族的、世襲的となり、凡ては唯先人の蹤を守るのみに過ぎない。卽ち明經道は淸原、中原の二氏、明法道は中原、坂上の二氏、文章道、卽ち紀傳道は菅原、大江の二氏、算道は三善、小槪、陰陽道は賀茂、安倍、醫道は和氣、丹波、その他神祇道は大中臣、齋部、占部、畫家は巨勢と云ふやうな有樣となつた。

【漢文學】　しかし漢文學は前時代の隆盛をうけて、天曆時代には大江朝綱、菅原文時、源順、兼明親王等がある。

大江朝綱は音人の孫で、後江相公と云はれる。彼が渤海使臣に贈つた「前途程遠馳懷雁山之暮雲、後會期遙霑纓鴻臚之曉淚」の句は人口に膾炙して居る。

菅原文時は道眞の孫で、菅三品と云はれた。字句の洗練は祖父に勝つたと云はれて居る。

露濃緩語園花底。　月落高歌御柳陰。　村上御製

西樓月落花間曲。　中殿燈殘竹裏音。　文時

源順は詩文を善くし、又和歌に巧みであつた。彼の著和名類聚抄(單に和名抄とも云ふ)は今に殘つて學者を益して居る。

兼明親王は醍醐天皇の皇子、左大臣に登り、後兼通に退けられた事は前述した處である。その時菟裘賦を作つて懷ひを述べた。かの有名なる「七重八重花はさけども山吹の、みの一つだになきぞ悲しき」とは此頃の作なりと云ふ。中書王とは此人を云ふのである。(中書とは中務の唐名)

一條天皇前後の時代には具平親王、藤原公任、同有國、同明衡、大江匡衡、同以言、源爲憲、紀齊名、藤原爲時、慶滋保胤、橘正通等があつた。

具平親王は村上天皇の皇子、兼明親王に對して後中書王と云ふ。

藤原公任は關白賴忠の子、世に四條大納言と云ふ。道長嘗て大井河に詩歌管絃の船を浮べて遊んだが、公任は多才多藝の人なので、諸人何れの船に乘り給ふと云つた。これより三船の才と持てはやされた。かの

朝まだき、嵐の山の寒ければ、紅葉の錦着ぬ人ぞなき。

とは此時船に乘つて詠じたものである。其著和漢朗詠集十卷は、和漢の詩及び和歌の朗詠に適する秀句を拔摘したもので、當時代の詩歌を知るに都合がよい。

藤原明衡は詩文に長じ、又和歌を善くした。其著本朝文粹十四卷は有名なものである。

【天曆の國文學】　次に國文學は前時代の後期に曙光を放ちて延喜文學となり、此時代に天曆文學を興し、遂に一條天皇前後に至りて、その最高潮に達するのである。天曆時代の文學興隆は京都が所謂天曆の治に際會したのと、天皇が奬勵されたからであらう。そして、その文化は丁度延喜時代に比すべき物であつた。彼れの古今和歌集に倣つて後撰和歌集が出たが、單に和歌のみでなく、漢文學には延曆の道眞、清行、長谷雄等に對して、此時代には文時、朝綱等がある。又音樂の名手として彼れに藤原敦忠、(時平の子)此の時代は源博雅(醍醐皇孫)を持つて居る。思ふに此等文藝の點より延喜天曆を聖世として併稱するのであらう。

【後撰和歌集】　天曆五年十月(一六一)和歌所を置き、藤原伊尹を別當とし、源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城を寄人として萬葉集を訓點させ、尋いで禁中梨壺に於てこの五人に古今の秀歌を撰集させた。これが後撰和歌集であつて、勅撰和歌集の第二になる。勅撰の和歌集は、これより室町時代の後花園朝まで打續き併せて二十一回選ばれた。これを二十一代集と云ふのである。此の後撰の選者五人を梨壺の五人と云つて後世に名が高い。

【歌合】は寛平時代から著はれて居るが、盛んになるのは此の時代からで、特に禁中にての催しはこの時代が初めである。

かの「勅なれば、いとも畏し、鶯の宿はと問はゞ、いかゞ答へん。」との歌も此時代の事で紀貫之の娘の作だと云ふ。

【一條朝の國文學】一條朝は前述の様に詩文も可なりの隆盛を見せて居るが、到底國文學の盛んさには及ばない。それは德川時代以後を除けば空前絶後とも云ふべきであつて、遙か後世まで國文の模範となつて居るのである。而も其大部分は名媛才女の手になつたと云ふ事は驚かざるを得ない。思ふに當時はまだ外國文學崇拜の影響を受けて、男子は假名文を書くを屑しとせなかつたらしい。從つて國文は女子の手に握られたのであるとも説明が出來るが、私は前時代と比較して、もつと大きな原因があると思ふ。卽ち前時代に於ては氏族競爭激甚の爲に各貴族は各々學藝を競ひ、又その執事には俊秀な者を得ようとしたが、此時代には外戚たる事、それが權勢を得る爲の唯一の道であつたから、自家の女をして後宮に於て勢力を得せしむべく競つて、才藝に秀でたる名媛を得て之に侍らしめんとした。これが女子の文藝を進める大きな刺戟となつたと思ふ。それはかの清少納言や馬内侍は一條皇后定子に仕へ、紫式部、伊勢大輔（イセノオホスケ）、和泉式部、小式部内侍の如きは、同じく中宮彰（アキ）子に仕へ奉つたのでわからう。其他赤染衞門は中宮彰子の母（源倫子）に、大貳三位（ダイニノサンミ）は後一條天皇の乳母であつた。

【紫式部】は詩文に秀でたる藤原爲時の女で、天性穎敏、幼時既に史記を諳じたりと云ふ。長じて和漢の學より佛典に通じ、音樂も巧みであつた。出でゝ藤原宣孝に嫁し、夫の死後上東門院に仕へたのである。式部は學藝に秀でたばかりでなく、婦德甚だ高かつた。其の著はす所の源氏物語五十四帖は流麗の文辭を以て、當時に於ける人情の極微を精細に描寫したもので、我國文學史上に一大異彩を放つて居る。又紫式部日記がある。これは式部の平素とその婦德の高き點とを知らしめる有力な史料と云ふ事が出來よう。其子大貳三位は狹衣物語の作者と傳説されて居る。

冬嗣—良門—利基—兼輔—雅正—爲時—紫式部

源氏物語の主人公は天皇の皇子で源姓を賜はつた方であるが容貌秀麗、且つ才學に秀でゝ居たので人呼んで光源氏の君と云つたと述ぶ。

【清少納言】は歌人清原元輔（モトスケ）の女、皇后定子に仕ふ。天資敏捷、博く和漢の學に通じたが、時にはその博識を恃みて當代の老學士を困らせた事などがある。けれどよく皇后に仕へた。殊に皇后の父道隆薨じてより、其弟道長獨り榮えて中宮を宮中に入れ、皇后の勢力は前日の如くでない。其の苦しい月日の間清少納言はよく皇后を慰めたらしい。その狀況は清少納言の著枕草紙三冊によく寫し出して居る。此草紙は彼女の隨筆で、文勢輕妙、觀察鋭利を以て名高い。

房則―深養父―春光―元輔―清少納言

【赤染衛門】は赤染時用の妻の女、大江匡衡（マサヒラ）の妻となり、道長の妻倫子に仕ふ。榮華物語四十一卷は其著と云ふが疑はしい。

【和泉式部】は大江雅致の女、初め橘道貞に嫁し、後藤原保昌（ヤスマサ）に行く、上東門院に仕ふ。

【小式部内侍】は橘道貞の女、母は和泉式部、大江山の歌人口に膾炙す。今更云ふ必要もあるまい。

其他伊勢大輔は伊勢祭主大中臣輔親（スケチカ）の女、江侍從（エノジユウ）は大江匡衡の女、馬の内侍は左馬頭時明の女でいづれも才學を以て名高い。

【和歌】勅撰集の第三、拾遺集が一條朝長德年間に撰ばれた。古今集の渾厚な風はうせたが、言葉づかひがなだらかで、句調が流暢、又捨て難い趣がある。花山天皇の御撰とも、藤原公任の撰とも云ふ。古今、後撰を合せて三代集と呼ばれて居る。

【書道】さきに小野道風によつて和樣に傾いた書道は、此時代に入りて益々日本化して三筆時代の雄健は、溫和優美となつた。卽ち藤原行成（カウゼイ）の如きそれである。藤原佐理（サリ）又書に巧みに、世人道風（又は兼明親王）を併せ、行成と共に三蹟と云ふ。

藤原行成は伊尹（コレタダ）の孫、其の書風を世尊寺樣と云ふ。佐理はその從兄に當る。（一二五頁系圖を見よ）

【畫道】前時代に出た巨勢金岡の裔、代々畫家を出したが、此時代には曾孫廣高が妙筆を奮つて居る。次いで藤原基光は巨勢氏の門より出でゝ土佐繪の祖となり、宅摩爲成は宅摩家を起した。それ等によつて畫も著しく日本化した事がわかる。

【音樂】かの仁明朝に榮えた外國渡來の樂は漸く衰へて、神樂歌（カグラウタ）、催馬樂（サイバラ）、東遊（アヅマアソビ）の如き古樂が流行した。今に傳はる神樂歌、催馬樂等は左大臣雅信の定めたものである。

【彫刻】には有名なる定朝が出た。その作圓滿、溫雅、優麗、充分に日本化した事を表はして居る。忿怒相の天部の神像さへ此時代には柔和の相貌に化したのである。

【建築】に於ては寢殿造が顯はれた。これは唐式の宮殿から變化したもので、頗る幽雅、よく時代の風を表はして居る。

【寢殿造】は當時流行した貴人の住宅である。寢殿とは正殿の事で南面し、其東西に東の對屋西の對屋、時には其背後に北の對屋を設く。何れも廊を以て聯絡し、更に西對より南に廊を作りて釣殿に至り、東對よりは泉殿に至る。南面に大なる池がある。釣殿、泉殿は其の水に臨んで居る。庭には小山を築き、池には中島があつた。

當時の建築として最も有名なものは法成寺（ホウジヤウジ）だが、久しからずして灰燼に歸した。それについで宇治の平等院がある。これは道長の子頼通が造つたものである。

【法成寺】は前述したやうに、道長老後建立して居所とした寺で、その造營の際には、子の頼通が百僚諸國に命令して「公事よりも、此の御堂の事を先にせよ」と命じた程で、諸國から役夫を召し、材木を集めたが、殊に驚くべき事は、宮中、諸司、神泉苑等の珍石まで運ばせてその用に充てたと云ふ事である。かくして出來た法成寺は近衞の北、京極の東、方四町に亙る境内に金堂（大御堂）阿彌陀堂、五大堂、講堂、釋迦堂、東北堂、西北院等が並び立つて居た。何れも善美を盡し、華麗を極めてあるが、殊に金堂は梁棟柱楹、總て櫁樟の良材で、その上に金銀を鏤め、螺鈿を箔し、四壁天井は巨勢弘高、宅摩爲成が丹青を凝らしたものであつた。そして内部に安置せられた三丈二尺の金色の大日如來、及び釋迦、藥師、文珠、彌勒等の諸像は、名工定朝の作で圓滿の相を表はして居た。道長は此處に居つたので、御堂關白と呼ばれるのである。かやうに立派な建築だが、程なく灰燼に歸して今は礎石さへも殘して居ない。

【平等院】は頼通が宇治の別莊を寺としたもので、その佛殿を鳳凰堂と云ふ。それは堂全體を鳳凰に擬へたから起つた名で、本殿がその體、左右の廊はその翼、後廊がその尾である。そして棟の兩端に立つた金銅の鳳凰は風に隨つて舞ふのであつた。本尊は定朝の作丈六の阿彌陀如來、壁に描ける極樂の圖は爲成の筆である。

第五期　平安後期

第二十章　後三條天皇と院政

さしも盛んであつた藤原氏の勢も、後三條天皇の朝に至つて急に衰へる事となつた。それは云ふ迄もなく天皇の聰明英智、よく藤氏を抑壓して政權を回收されたによるが、一には藤原氏自身が其の失勢の原因を造つたと云つてよい。先づ斯樣な、そして年長な、殊に藤氏の出でない天皇を立て奉つた事、それが藤氏にとつては大失敗ではないか。勿論頼通はその立太子について反對の地位に立つた、けれど弟能信は反つて後朱雀天皇に其立太子を勸めたのである。此の同族の爭、それは此後も猶繼續するが、之程藤原氏を衰微せしめたものがあらうか。前々章に述べた樣に此の同族間の爭鬪の爲に、餘程前から藤原氏の勢力は幾つにも別れて來て、漸次衰微に傾きつゝあつたのである。けれど道長の如き傑出した人が出て、其勢力で威壓したから、漸く其統一が保たれて居たに過ぎない。それ故藤氏の勢力は其死と共に破壞すべき運命を持つて居た。けれど幸ひに（藤氏から云へば）天皇は相變らず藤氏出の方であつたから、やつと事なきを得たに過ぎぬ。そんな譯であつたから、後三條天皇は充分に藤氏を抑壓する事が出來たのである。

皇室系圖（その七）（二二三頁より）

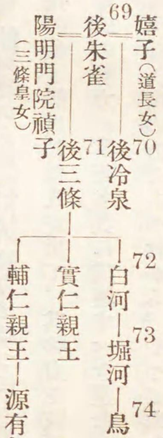

後三條天皇は御名尊仁、後朱雀天皇第二の皇子、御母は三條天皇皇女禎子內親王（陽明門院）である。それ故三條天皇が藤氏に對する憤を繼承せられた事は云ふ迄もない。天皇東宮に在ます事二十三年、大江匡房等を師として和漢の書を學び、天下の政務を研究し、以て他日藤氏を抑壓して政權を回收せんと計られたのである。かの能信は東宮大夫であつたが、策立の功を思召されてか、其養女茂子（滋野井女御）を納れて妃とし、其腹なる貞仁親王（白河帝）を皇太子となさつた。

天皇卽位の年、（治曆四年一七二八）頼通關白をやめて子の師實に傳へんとしたが、頼通弟敎通も亦之を得んとした。此時上東門院が道長は敎通に傳へる心であつたと仰せられたので、天皇は敎通を

關白となさつた。これから頼通の後と敎通の後とが爭ふ事となるのである

天皇卽位し給ふや、政を親らして、先づ新置の莊園を禁じ、（延久元年二月）次いで記錄所を置き（同年閏十月）又國司の重任を停む。其他節儉を勸め、斗升の法を定むるなど善政極めて多かつたから、朝綱再び張り、さすがの藤原氏も初めは一二反對して見たが、遂に其前に雌伏せざるを得なくなつたのである。

【莊園の弊害】　前に述べたやうに其の增加は公地公民の減少を來し、國庫の收入を減らして行くのであるから國家としては最も危險なものである。平安初期に於て代々の天皇が屢々禁じてさへも、日に月に殖えたのであるから、藤氏專權の長い期間には藤氏一門並にそれに關係ある寺社の莊園はどれ位增したかわからぬ。其處で天皇は卽位の翌年（延久元年一七二九）其減少を計る爲に寬德二年（後朱雀朝の末年一七〇五）以後新置の莊園を一切停止せられた。猶それ以前でも券契の明かでないものは同じく停止したのである。それを調べる爲に太政官內に記錄莊園券契所を設け、上卿（シャウケイ）辨官、寄人（ヨリウド）を置き、天皇親ら政を裁決せられた。（同年閏十月）此時前關白頼通は「某政治を預る事五十餘年、莊園の寄贈、讓與など唯一言の應答を以てしたに過ぎないから、文書などあらう筈がない。もし確かならずと思召されるなら、憚る所なく召上げられたい。」とて命に應せなかつたが、天皇もやむなく從來の由緒を重んじて、前大相國（頼通）の所領のみは之を除外とせられた。

【國司重任】　當時用度足らざる時は、國司に財物を課して再任させる事が往々あつたが、これでは任期中の功過が明かでないので奸曲が行はれ易い。それ故國司の重任を禁じた譯である。(猶富豪に私費を以て諸種の造營をさせ、其賞として官位を與へる事もあつた。これを成功と云ふ、國司の重任も一種の成功に外ならぬ。)此時敎通は興福寺の南圓堂を造營して居つたので、特に大和の國司の再任を乞うたが、天皇はお許しにならなかつた。そこで狂悖なる敎通は「藤氏の公卿皆座を立て、春日大明神の神威も今日失せ果てた」とて、藤氏一族公卿を率ゐて退出した。これにはさすがの天皇も御困りになつてやむなく御許可になつた、けれどこれより敎通も恐れて萬事御心に從つたと云ふ。

【節儉】　については檜に藍を塗りて扇の骨となし給ひ、又鯖の頭を炙り、胡椒を塗りて食し給ふたなど云ふ種々の話が傳はつて居る。又石清水行幸の時に見物車の金物を剝がしめ給ひしに、その後賀茂行幸の時には金物打ちたる車一輛もなかつたと云ふ。

當時桝に大小があつて不正が行はれて居たから、天皇親ら御簾の竹を折つて寸法を定められた。これが延久の宣旨桝(センジマス)である。(延久四年一七三二)

【村上源氏の勃興】　平安朝の初期から源氏で大臣に登つた人は多いが、總てそれは一代きりで臣下に下つた皇子の特點とも見られる。しかるに村上天皇皇子具平親王の御子源師房の後のみは此後代々三公に登る事となつた。これは具平親王が後中書王と云はれる程に才學が秀でた方であつたにもよるが、又師房が巧みに藤氏と結び、又よく天皇を助け奉つたのによるのである。

師房は道長の女を室とし、又頼通の猶子であつた。その妹一人は頼通の室となり、一人は敎通の室である。かく藤原氏と關係が深いばかりでなく、天皇東宮に在ます頃その傅となり、卽位の翌年には右大臣に登り、其孫賢子は太子(白河帝)の妃となられた。師房の子は俊房、顯房共に三公に登つた。此師房は其子俊房に大江匡房を加へて前の三房と云ふのである。其他源經信、藤原實政の如きも天皇に重んぜられた。

村上源氏(その一〇(二二三頁より))

- 村上天皇—具平親王—源師房
  - 俊房—師頼
  - 顯房
    - 雅實—顯通—雅通
    - 師忠
      - 顯雅
      - 雅兼
      - 賢子(白河中宮)—堀河帝

天皇は在位五年にして位を白河天皇に讓り(延久四年一七三二)院中にて政を聽かんとなされたが其翌年(延久五年)崩御されて其事終に遂げ給はなかつた。しかし次帝白河天皇は、その御遺志により院政を

始められるのである。

天皇は讓位の後院廳を設けられて、其處で天下の政を執らうとなさつたのであつた。

天皇崩御の際には、其壓迫を蒙つた賴通さへ「此の君早く崩御せられたのは我國の不幸である」と言つたと云ふ。

白河天皇は後三條天皇の皇長子、御母は藤原能信の養女滋野井女御である。

藤原公季―實成―公成―茂子―（白河帝）

【白河天皇】　御氣象剛毅果斷に富ませらるゝ事父天皇に似て居られたのみならず、賢相名臣がよく之を輔翼し奉つたので充分藤原氏を抑へる事が出來た。そして關白以下唯員に備はるのみに過ぎなくなつた。けれど佛に淫せられたので、寺塔の建立盛んとなり成任、重任、新置の莊園等父天皇の禁じ給へる弊害が又もや起り、（終に天下國司の管する地僅かに百分の一と云はるゝに至つた）その上僧徒ます〳〵橫暴を極めるに至つた事は惜しむべきである。

藤原氏系圖（その四）（二二六頁より）

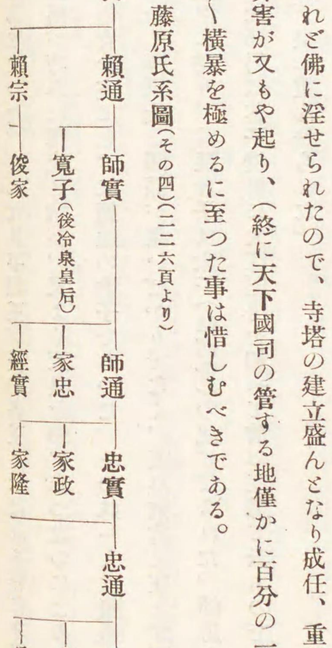

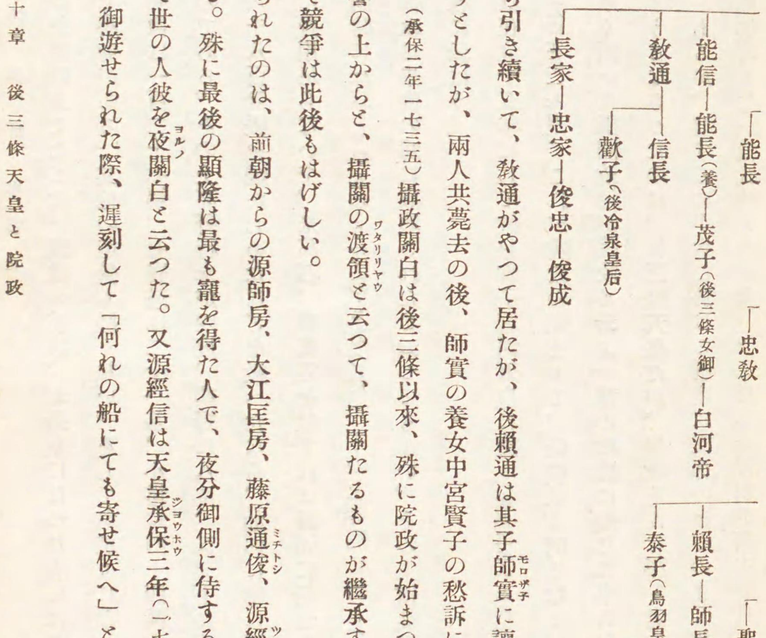

關白は前から引き續いて、教通がやつて居たが、後賴通は其子師實（モロザネ）に讓らうとし、教通は其子信長に傳へようとしたが、兩人共薨去の後、師實の養女中宮賢子の愁訴によつて師實に授けられる事となつた。（承保二年一七三五）攝政關白は後三條以來、殊に院政が始まつてから實權が伴はなくなつたが、名譽の上からと、攝關の渡領（ワタリリヤウ）と云つて、攝關たるものが繼承する富裕なる莊園、什器が多かつたので競爭は此後もはげしい。

當時重用せられたのは、前朝からの源師房、大江匡房、藤原通俊（ミチトシ）、源經信（ツチノブ）、その他源俊明（トシアキラ）、藤原顯隆（アキタカ）等である。殊に最後の顯隆は最も寵を得た人で、夜分御側に侍する事が多く、其の云ふ所皆が聽れたので世の人彼を夜關白（ヨルノ）と云つた。又源經信は天皇承保（ジヨウホウ）三年（一七三六）詩歌管絃の三船を西河に放つて、御遊せられた際、遲刻して「何れの船にても寄せ候へ」と云つたので又三船の才の名を得た。

天皇の崇佛は想像以上であつた。讓位の前後、お造りになつた寺には法勝寺、尊勝寺、最勝寺、圓勝寺等の七勝寺がある。其他の造營も尠くない。そして御造りになつた畫佛は五千四百七十餘幅、丈六の佛像は一百二十七軀、七寶塔は二十一基、小塔は四十四萬六千六百三十餘基と云ふ多數に上つたのである。その上高野行幸が四度、熊野に八度、又天下に殺生を禁じ、鷹鵜等を放たしめ、漁網八千八百餘張を燒かしめたなどを數へたなら、如何に佛に婬せられたかゞわからう。それ等の爲に費用足らないで、米萬石、絹萬匹を献ずれば國司に任ぜられると云ふやうな譯で、父子三四人同時に任ぜられるやうなのもあつた。その上寺院に對しての莊園も甚だ多かつたので、先帝の善政は崇佛の爲に破壞されたと云つてもよい。その上僧徒の横暴は益々はげしくなつたがそれは後に云はう。

【院政】　天皇は在位十五年にして位を御子堀河天皇に讓り（應德三年一七四六）院廳を設けて自ら政を聽かせられた。（寛治元年一七四七）これが院政の始まりで、此後永く例となり、院宣は詔勅よりも重くなつた。つまり永く續いた攝關政治が院政と云ふ一種の政體に變じた事になる。

院政を始めようとなさつたのは、後三條天皇だが、何故そんな事を考へられたか、それについては種々の說があるが、要するに中古に於ける制度は支那のをそのまゝ模倣したもので、繁文縟禮に過ぎて實際必要もない儀式的の事が多い。これ其後官制が漸次變更された所以である。殊に天皇には種々繁雜な儀式が伴つて居るから、到底手輕に、そして敏活に政治を行ふ事が出來ぬ。（後幕府が簡單な政府を建てた事などを考へ合すべきである。）その上人才を登庸するにつけても、低い身分から一躍公卿に登す譯にも行かない。殊に藤氏專權以來、其一族は世襲的に公卿の殆んど全部を占有して居るのだから猶以て思ふやうに人才拔擢が出來ない。そこで讓位の後、院で政治を聽かうとなされたのであるらしい。（かの宇多上皇が讓位なさつたのも同樣な考へであつたらう）猶讓位と云ふ事が當時普通の例であつたから、此の後も幼主の卽位を豫期せねばならぬ。それ故若しこのまゝすてゝ置けば、再び攝關の擅權に移る恐れがあると心配されたのであらう。

院廳には別當（長官）を始めとして、御厩別當、仕所（ツカヘドコロ）預、院殿上人、院藏人、それから上下の北面等があつて、太政官に居る法律家や、源平兩氏を始め武勇の士を之に任じ、檢非違使も其兼攝となさつたので、從來政府の主なる事務は此處に移ることとなつた。

此後白河上皇（後法皇）は寛治元年（一七四七）より崇德天皇の大治四年（一七八九）まで、四十餘年間院宣を以て國政を裁決せられたから、天皇攝關は唯定式の節會、叙任等を擧行するに過ぎない事となつて藤氏の權力全く地に落ちた。

初め白河天皇は御父の御心を受けて、皇弟實仁（サネヒト）親王を東宮となさつたが早世せられたので、（應德二年一七四五）御子善仁親王を東宮として位を讓られた。（應德三年一七四六）これが堀河天皇である。御

母は源顯房の女賢子であることは前述した。此天皇の御世には後三年の役がある。それは後に云はう。

堀河天皇は御子宗仁親王を皇太子とせられたので、崩御の後親王踐祚せられた。（嘉承二年一七六七）これを鳥羽天皇と申す、御母は閑院藤原實賴の女茨子である。

攝關は關白師實、後に攝政となり（應德三年一七四六）再び關白となり、（寛治四年一七五〇）次いで其子師通後を襲ひ、（嘉保元年一七五四）薨後其子忠實關白となり、（長治二年一七六五）鳥羽帝の卽位と共に攝政に移り、（嘉承二年一七六七）後更に關白に任ぜられ、（永久元年一七七三）子忠通に其れを讓つた。（保安二年一七八一關白）

鳥羽天皇は皇長子顯仁親王を東宮として位を讓られた。これが崇德天皇で、御母は藤原公實の女待賢門院璋子である。（保安四年一七八三）

此時白河法皇と鳥羽上皇と院二方が居られたので、法皇を本院と申し、上皇を新院と申し上げた。

【鳥羽上皇の院政】 其後崇德天皇の御世、白河法皇崩じ給ひ、鳥羽上皇（後に法皇）が院中にて政を聽かれた。（大治四年一七八九）御二方とも華美を好まれたから、後三條天皇の節約御奬勵の御主意は破壞されて上下擧げて奢侈を競ふ事となつた。從來の萎裝束が强裝束になつたのも此時である。

强裝束とは衣紋に稜を立て、烏帽子に額をつけるなど萬事恰好よくしたものを云ふ。これは容儀を整へる爲に源有仁に仰せて考へさせたのである。

天治元年閏二月（一七八四）法勝寺御幸の如き、法皇も院も一つ御車に乘り給ひ、御隨身は錦繡、色々に裁ち重ね、上達部、殿上人狩裝束にて樣々の色を盡くし、又女院は御車の後には皆紅の十ばかりなるを出されて、紅の打衣、櫻、萠黃の表着、赤色の唐衣、銀、黃金をのべて、窠の紋置き給ひ、地摺の裳にも金をのべて、洲濱、鶴龜をしたるに、裳の腰にも銀をのべて、表差は玉を貫きて飾られると云ふ有樣で、見る人々の目を驚かしたのであつた。

一般に華美になつたばかりでない、かの田樂の如き野卑なる演戲も禁裡、仙洞の娛樂となり、殿上人も之を習ふに至つた。大江匡房の傀儡子記、藤原明衡の新猿樂記等は此時代に記るされたものである。

【閑院家の勃興】 閑院家は白河帝以後數代皇室の外戚となつたので、漸次興隆して鳥羽天皇卽位の時には、公實遂に攝政を望むに至つた。勿論その事はならなかつたが、これから代々三公を出し、三條、西園寺、德大寺、洞院等の諸家に別れて、時に其勢ひ攝政を凌いだのである。

閑院家（二二六頁より）

忠平―師輔―公季（閑院太政大臣）

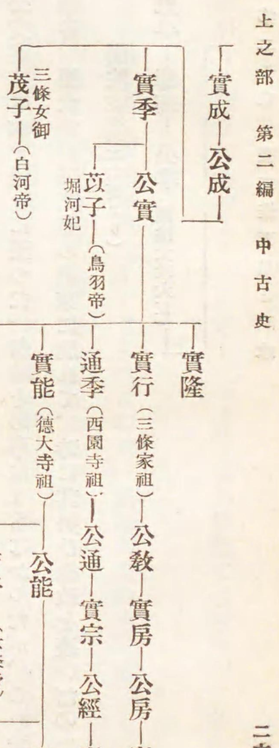

閑院家は師輔の十男公季の後である。その子實成、孫公成、何れも中納言に登つたに過ぎぬが、公成の女茂子が後三條天皇の女御となりて白河帝を生み奉り、公成の子實季の女苡子が堀河天皇の妃となりて鳥羽天皇を生み奉り、實季の子公實の女璋子（待賢門院）が鳥羽天皇の中宮となりて、崇德、後白河兩帝を生み奉つたので非常に勢力ある氏となつたのである。此後も皇妃を出して屢々天皇の外戚となつて居る。この皇室との關係から今後此家は攝家に次いで、否時には其以上隆盛を極めた事もあるのである。

第二十一章　中古に於ける社會組織

【社會階級】　大化に始まる中古初期の大改革は種々な方面に亘つて居るが、その主眼とする所は要するに古代に於いて政治組織、社會組織の根本となつて居た氏族制度に立脚する氏族政治を破壞するにあつた。卽唐制を採用して普天の下、所有る土地人民を王土王民とし、官位職業の世襲を廢して人才を登用し、又品部（トモベ）の民を解放して職業を自由ならしめたのである。斯樣に氏族政治が破壞されたが爲に、氏族制度は政治的色彩が薄くなつたが、社會的には未だ大きな意味を持つて居たのみならず、朝廷でもそれを認めて、天武天皇は八階級の姓（カバネ）を定め給うたが、その後も代々氏を與へ姓を賜うと云ふ事が行はれ、猶歸化人は勿論蝦夷、隼人等にも此制度を押及ぼされたのである。これは爲政者の心から出たのもあらうが、多くは社會の要求が然らしめたのであつた。それで氏制度、姓制度と云ふ者が猶社會上大きな意味を持ち、延いては政治上に及ぼす影響も尠くなかつた事が證明されるのである。それ故當時代の社會組織を考へ、社會階級を論ずるには、氏姓（ウヂカバネ）と云ふものを基礎とせねばならぬ。私はそれによつて中古に於ける社會階級を調べると、次の四階級になつて居たと思ふのである。

第一は昔の大臣（オホオミ）、大連（オホムラジ）、大夫（マヘツギミ）、臣連（オミムラジ）の後裔なる貴族。

第二は伴造（トモノミヤツコ）、國造（クニノミヤツコ）、縣主（アガタヌシ）、稻置（イナギ）等の後裔、及びその族類で、士族と名附くべきが適當であらう。

第三は氏だけで姓を持たぬ者、及び古の品部の後裔なる部名を帶ぶる者、これは平民と名附くべきである。

第四は氏も姓もない者、賤民で、雜戸、家人、公私の奴婢の類、卽ち自由を持たない人達である。

【第一階級】　貴族である。天武朝貴族には眞人、朝臣、宿禰、及び忌寸の四階級の姓を賜うた。此等貴族は法律上から云へば何等の特權もなかつたが、事實の上から見れば　極めて稀な例外を除くと、貴族でなければ四位以上に登る者がなかつた。それは蔭位と云ふ制度があつて、親が一位であれば嫡子は何の功がなくても從五位下、庶子は正六位上、三位であれば嫡子は從六位上、庶子は從六位下になれたので貴族はその地位を繼續し、又出世する事が容易であつたからである。勿論當時人才登用の時代であるから、士族若しくは平民でも非常な秀才は納言にも參議にも登る事が出來、又昇つた人も多いが、それ等はその位置に登る以前に前述の様な高級の姓を賜つて貴族に列せられるのが恒であつた。

【第二階級】　士族と云つたらよからう。主として古代に於いて伴造、國造、縣主、稻置など云つた中央の下級官吏や地方官吏、並びに其の一族の後裔で、公、臣、連、造、直、首、我彦、祝、積、使主、勝、村主、吉士、王、國造、縣主、稻置、別、神主、畫師、藥師、曰佐、史など云ふ姓を持つて居る。五位相當官まで昇るのが例であるが、中には高い官位に昇つた人も尠くない。けれど前述したやうに、そんな高い位置に進む前に朝臣とか宿禰とか云ふ姓を賜はつて貴族に列せられるのが恒であつた。例へば右大臣まで昇つたかの有名な菅原道眞も、もとは土師連と云ふ士族の家であつたのである。一般から云ふと都には多數の貴族があつて、威張つて居るから、士族なる者の位置は極く低かつたが、地方ではなか〳〵大した者で非常な富を擁して居た。けれど其の官位は低い、郡司鄕司の類にしかなれなかつたので、都に上つて官位を得ようとあせつたものが尠くない。しかし普通一般の官吏は貴族に占められて、士族からはなれにくかつたので、學問方面若しくは藝術方面に力を入れて、其方面の特種の官吏になる者が多かつた。それ故當時の學者や藝術家は此の階級の人若しくは此階級出身の新貴族によつて占められて居た。つまり實力から云ふと此階級が國民の中堅であつた。

【第三階級】　平民を云ふ、氏だけで姓のない者である。官吏になる事も出來、又地方では富裕な者も尠くなかつたが、概して云ふと無資產で又無智であつたらしい。その上俊才で官位を得て少し昇進すると姓を賜はつて士族となり、又更に高い姓を賜はつて貴族ともなつたから、此階級はいつでも極めて低い官吏と普通の國民を包括するに過ぎなかつた。けれど數から云ふと平民が國民の中堅であつた。殊に官吏としては六位官ぐらひにしかなれなかつたが、實力さへあれば、士族貴族に上

り、その子の代には公卿に列せられた人さへある。

【第四階級】　賤民で、氏(うぢ)も姓(かばね)もない。此の階級には官戸、陵戸、家人、公奴婢(ぬひ)、私奴婢の五種類があつた。官戸は又雜戸と云ふ。品部の内特種の職業に從事した者の殘りで諸官省に使役されて居た。第二の陵戸は御陵や高貴の人の墓を守る家である。第三の家人は或は家人部とも家部とも云つて、奴婢より上等で一家を持つ事が出來た。そして家族が十人あれば、其内二三人丈は家業に從事する事が出來ると云ふ樣な特點を持つて居た。勿論その他は持主の思ひの儘に駈使されたのである。第四の公奴婢或は官婢とも、公賤とも云つて、官廳に使役せられた奴婢である。最後の私奴婢は又私賤と云つて最も一般的の賤民である。全く持主の私有となつて居たから、その命令のまゝ働かねばならなかつた。以上の内家人と奴婢とは自由に賣買する事が出來て、殆んど物品と異ならぬ待遇を受けて居た。しかし賤民でも官戸、官奴婢には良人と同じ丈の、家人私奴婢には良人の三分の一の口分田を與へられた上、才能其他の事情から解放される事もあつた。これを今良と云ふのである。

【姓制度の崩壞】　上述の樣な社會階級は平安中期までやつと保持されたが、その間も崩壞する傾向を示し、終に後期に至つて全く破られた。その原因は次の如きものであらう。

第一は貴族の數が年々に增して行つた事である。初め天武天皇の時忌寸(いみき)以上の姓(かばね)を賜はつた氏は百二十六氏に過ぎなかつたが、その後その一族や、又新に此等の姓を賜はつて貴族に列せらる者が年々增したから、姓氏錄には三百七氏を載せて居る。その後も次第に增した故、平安中期頃には驚くべき數に達したらう。殊に今の華族と違つて一度貴族に列せられると、その後裔全部が總べて貴族なのだから、其の家數殊に人數は、それ以上驚くべき數に達したに違ひない。從つてその何れもが貴族の體面を維持する程の位置と富とを有し得る筈がない。奈良朝末平安初期頃には皇族の數が增して、諸王の中にさへ、やつと衣食する程のものがあつた位だから、貴族の中には落魄して士族どころでなく、平民と變りのない迄に細い煙を立てたのがあつたらう。さう云ふ現象は朝政が健全に行はれても、漸次甚しくなる譯であるのに、次に云ふやうな結果から益々急激に貴族の地位が下落した。

第二には藤源二氏の公卿(官は參議以上、位は三位以上)獨占である。卽一七九頁で述べたやうに、平安中期からは公卿の大多數は藤原氏、次に源氏が占め、他は僅に平、菅原、大中臣、高階、大江等の諸氏に過ぎなくなつた。それ丈ならよいが、それ以下の中央官も、國司の如き地方官も多くは此等の氏、又は其他少數の氏に限られ、又特種の技能を要する官吏、卽明經、明法、文章、算等諸道の官吏も總べて家筋がきまつてしまつたので、多數の貴族若しくは士族からは殆んど全くなれなくなつた。さなくても貴族が殖えて衣食にも困る者があるのに、斯樣に官職の大部分が此等限られたる氏に占められたから、多數の貴族は全く有名無實で、士族、平民と選ぶところが

なくなつた。

第三、中央の士族も大體に於いて貴族と同樣な理由で貧弱となり、その姓は有名無實となつた。之に反して地方の士族は郡司、鄕司を世襲し、又中期以後多くは武士となつて、朝政亂れ、國司の權衰ふるにつれ、益々榮えた。庄司、下司などの多くは此の士族である。又在廳官として威張つたものもある。けれど、それは其内の或數の者で、他の者は同じ氏でも微祿して平民と何等異る所がない。その懸隔が甚しいので、姓は其家の社會的地位を表はす事に對して何等の權威がなくなつた。一體同地方で同じ姓（カバネ）を有する同じ氏でも、中古の初め已に數十戸に分れて居たと云ふやうなのが尠くない。此等は自他を區別する爲に私に苗字を稱へたが、戸籍のなくなつた後には此の苗字が氏に代つて、根本の氏や姓は何等意味のないものとなり、遂に忘れらるゝに至つたのである。

第四、朝臣（アソミ）姓が餘りに增した事も一原因である。源平藤橘は勿論、菅原、大江等何れも朝臣だが、伴とか三善とか云ふ他の姓の者も、後世は皆朝臣（アソミ）となり、又もとはその一階級上であつた眞人姓の如きも、その價値の下落と共に朝臣姓を賜はつた。つまり上も下も都で有名な氏は殆んど全部朝臣（アソミ）となつたが、地方でも系圖を假冒して源平藤橘と稱し、皆朝臣だと云ふに至つて、朝臣なる語は氏に附加する裝飾に外ならないと云ふ有樣になり了つた。

斯樣な原因から姓なるものは社會的に無意味なものとなつて、氏のみ稱へるに至つたが、猶氏も姓と共に公式の場合にのみ用ひ、他は稱號、苗字が專ら行はれる事となつた。

【新社會階級】　姓制度の崩壞は、つまり中古の初期から長く維持された社會階級の崩壞に外ならない。そして其に代つた新社會階級は專ら官位に標準を置かねばならぬ事となつた。他に階級を表はす標準がなく、且此時代の官位は殆んど家によつて定まつて居たからである。

第一階級（貴族）公卿たり得る家で、氏から云へば藤原、源、平、菅原、大中臣等の數氏に過ぎないが、此頃では多くの家に分れて居た。同じく貴族と云つても、前に云つた貴族とは少し違つて居る、卽初期の貴族の樣に官職に就けないと云ふ事が殆んどない。又他から此階級に入り込むと云ふ事もあまりないと云つてもよい。數に於いても減じた。それ故寧ろ古代の大臣、大連、大夫、臣連に比較するが、最も適切である。

上達部（カンダチメ）、殿上人（テンジヤウビト）、地下（ヂゲ）人、上達部は三位以上の人、卽公卿で、公は攝關大臣、卿は三位以上、但し參議は四位でも卿と云ふ。又卿相とも、月卿とも云つた。殿上人、四位以上及び六位の藏人（クラウド）を云ふ。殿上、堂上、雲客、皆同じである。地下人、殿上を聽されない五位以下の官人、又は朝廷以外の人全部を指す。後朝官の家格一定して堂上地下と別れ、地下の家を地下の諸太夫と稱し、四位でも昇殿を許されぬ事となる。これを四位の諸大夫と云ふ。

第二階級（士族）公家以下中央並に地方官吏、及び社寺、權門。勢家私設の役人等を出す家で古代

の伴造國造以下公私の役人に極めてよく似て居る。主として舊貴族、舊士族の末裔である。武士も勿論此の内に含まれて居る。戰時武士は戰士として出征するのであるが、平時は公私の役人多くは在廳官人、押領使、郡司、莊司、下司等を勤めて居たのである。主として地方在住の舊士族の血統を受けたものと、都落ちした中央貴族の後裔とであるが、中には平民から投じた者も勿論あらう。

第三階級(平民)第四階級(賤民)舊來とあまり變らない。但し賤民の制度は餘程破壞された。

【氏族政治の復活】中古の初め、鎌足が天智帝を輔け奉つて改革した氏族政治の破壞、人才登用、王土王民、職業の自由等は、その子孫なる藤原氏によつて、完膚なきまでに破壞された。公卿は藤原外數氏の獨占となつたが、その藤原の内でも、攝關に登る家、三公まで登る家と家筋が漸次鮮明になり、從つて其以下の職も夫々世襲となつて來た。

明經道　清原、中原。明法道　中原、坂上。文章道　菅原、大江。算道　三善、小槻。陰陽道　賀茂、安倍。醫道　和氣、丹波。神祇道　大中臣、齋部、占部。畫家　巨勢。

と云ふ樣に諸道各家筋がきまつて、その道に關係ある官職に就くのであつた。地方官も漸次遙任となつて、實際の政治は世襲的の在廳官人の左右する處となり、軍事は軍團廢れて職業的武士の掌る處とかはる。郡司の世襲、農工商漁獵等一般人民の職業を世々にするは云ふ迄もない。僧侶さへ門閥によつてその位置が定めらるゝに至つたのである。

第二十二章　武力の勝利

長い間の藤原氏の惡政で、天下の紀綱全く弛み、陸には盜賊蜂起し、海には海賊群をなして良民を苦しめたから、地方の豪族と中央にて志を得ざる者とは各地に割據して之を防ぐと同時に、又互に私鬪を以て自己の勢力を張らんとする狀態は前章既に之を述べ盡した。つまり地方は既に武力を以て全べてを解決しつゝあつたのである。中央の藤原氏が猶皇室の外戚となる事のみを以て自己の榮達を計つて居る時、斯樣に地方の武士は武力によつて勢力の獲得に務めて居たが、單に武士や海賊ばかりでない。武力を以て勢力を得ようとする一般の風は、法界にも及んで、所謂僧兵(註)なるものが生れて來た。そして奈良朝から平安初期にかけて、三論と法相が爭つたり、天台と南都諸宗とが鬪つたりした時のやうに、筆と舌とを用ふる代りに、武器を以て自己の意志を通さうとしたのである。同宗間の爭ひでも他宗との鬪ひでも、又朝廷に對しての强請でも、總てはそれによつて解決しようとした。始めは叡山、三井寺、南都等のみであつたが、漸次地方の寺院にも及んで、寺院は武力社會に於ても有力なる勢力となつたのである。殊に此の形勢は白河天皇の崇佛から其度を進めたものらしい。

【僧兵】　時代の風潮から自然に生れたのだから其起原はいつからと、はつきり區ぎる事が出來ないが、少くも圓融朝頃には既にあつたらしい。此時代北嶺延暦寺に於て慈覺、智證兩門下の爭ひがあつたが、慈覺派は武力を以て、智證派を山門から逐ひ出したと云はれて居る。その時慈覺門下の頭は良源であつた。これから智證門下は園城寺に據り、延暦寺と爭つたが、(承保元年六月(一七三四)叡山僧徒園城寺を焚く、翌年兩寺の僧相鬪ふ)その爭鬪が殊に激しくなつたのは、園城寺戒壇設立運動からである。當時戒壇は延暦寺と東大寺にあつたのみなので、園城寺も之を設けようとしたが、山門の抗議で出來なかつた。しかるに白河中宮賢子皇子誕生を園城寺の賴豪阿闍梨に祈らしめたるに其のしるしあつて敦文親王生れ給うたので、其の賞として園城寺戒壇設置を許可された。しかし山門の僧徒が之を嫉み、群をなして朝廷に嗷訴したので、やむなく又も其設置を中止せしめ遂に賴豪をして憤死せしむるに至つた。(應德元年一七四四)かくて兩寺の爭ひは益々劇甚の度を加へ、山門衆徒は園城寺を燒いて三井の殿堂、佛像、經卷、寶物を灰燼に歸せしめる事數度に及んだ。(承保元年一七三四、永保元年一七四一、等)しかし其爭鬪は猶長く續くのである。延暦寺は園城寺と爭ふと同時に南都興福寺と戰つた。その結果として興福寺衆徒は延暦寺末寺多武峯の僧徒と爭つて、之を燒いた(永保元年一七四一)。南都には興福寺の外東大寺も兵を養ひ、兩寺相爭つた事もある(天永二年一七七一)。以上延暦寺衆徒を山法師、園城寺のを寺法師、南都なるを奈良法師と云つたが、猶石清水、祇園、金峯山、熊野、北野、高野山、根來、白山、等近畿の大寺、大社は勿論、地方の社寺も多くの僧兵を蓄へて居た。神社にては之を神人と云つて居る。以上のやうに僧徒は兵を蓄へて互に爭鬪する事地方の武士と異らないが、猶後者より厄介なのは差少の利害から其の衆徒を率ゐて禁闕に迫る事である。それは此の時代から始まつたものらしい。(承暦三年(一七三九)延暦寺僧徒祇園別當讓補の事によつて感神院に入り嗷訴す)就中延暦寺は山王日吉神社の神輿を舁ぎ、又祇園神輿を奉じて入落し、亂暴を極めた。朝廷武士を遣はして防がしむれば、神敵佛敵と罵り、誤つて彼等を誅すれば、神輿を捨てゝ歸り、國家を呪詛するのを例とした。(嘉保二年一七五五)興福寺僧は春日神本に鉾、鏡鈴をつけ、之を擁して入京し(康和五年一七六三)石清水八幡神人は延暦寺衆徒の八幡別當光淸を讒訴せしを憤り、(長治二年一七六五)神輿を奉じて入洛せんとし、又熊野僧徒も神輿を奉じて嗷訴した事もある。(永保二年一七四二)。斯樣な僧侶の狼籍にはさすがの白河法皇も困却せられて、「朕の意の如くならざるは山法師、鴨河の水、双六の賽のみ」と慨歎あらせられたと云ふ。

【註】　一、これから後の記錄に惡僧と云ふ言葉が多く見えるが、これは武勇のある僧兵の意味である。　二、山門嗷訴記によれば後三條天皇の延元三年、祇園神社の事で叡山の僧千餘人が京都に下つた。それが嗷訴の初めと云ふ。

【源平二氏及秀郷流藤原氏の勢力消長】　天慶年間將門征討に功を立てた平貞盛、藤原秀郷の後裔は

一方中央の信任を受くると共に、又地方武士の信頼を得て、漸次其等武士を配下として勢力を得て行つたが、後に源氏は滿仲以來藤原氏と結託し、其子頼信は平忠常の亂を平げて平氏の根據を覆し、其子頼義は前九年の役を平定して武威を東國より奥州に輝かしたので、其勢力は平氏及ひ秀郷流藤原氏以上となつた。殊に義家は前きに前九年の役に從ひ、院政時代に入り堀河朝後三年の役を平げ、猶巧みに東國武士の心を收攬したから、東國に於ける源氏の勢力は牢として拔くべからざるに至つた。

五代將軍　藤原秀郷の子千晴（チハル）は前述の如く、安和年間、源滿仲に賣られて源高明等と共に流されたが、其弟千常、其弟千方、千常の子文脩、其子兼光、其子頼行等五代に亙り鎮守府將軍に任ぜられ、其武威盛んであつたが、源平二氏には及ばなかつた。

【後三年の役】　前九年の役は頼義が出羽清原氏の力を借りて平定したのであるから、安倍氏の滅亡後は清原氏が勢力を得る事は言ふ迄もない。武則（タケノリ）は亂後鎮守府將軍となり、奥州六郡を領し、清將軍と敬稱せられて、奥羽兩國の一門、郎黨を威服し、其子武貞（タケサダ）、其孫眞衡（サネヒラ）、三代相繼いで勢ひ益々盛んであつたが、眞衡が餘りに其一族を侮つたので此の大亂を惹起すことゝなつた。

秀郷四世孫經清
安倍頼時―女
清衡

武則―武貞―眞衡―成衡
　　―武衡
　　―源頼義―女
　　―家衡

平貞盛―繁盛―安忠―則道―忠清―清隆―師隆―隆行（海道小太郎成衡）

この眞衡には子がなかつたので海道小太郎成衡を養子とし、頼義の女を迎へて其嫁とした。其慶賀の爲に武則の姪で、且婿になる出羽の吉彦秀武が、わざ〳〵澤山の弊物を持つて來たのに、眞衡は碁を圍んで居て顧みなかつたから、秀武は怒つて國に歸り、眞衡の異母弟家衡と眞衡の繼母のつれ子藤原清衡（秀郷四世孫經清の子）を語らうて眞衡と戰ふ事となつた。家衡と清衡はかね〴〵眞衡を怨んで居たのである。此戰爭中（永保三年一七四三）義家は陸奥守兼鎮守府將軍として着任して、相方を諭したので一時平和になつたが、獨り家衡のみは承知をせない、清衡や義家を怨んで兵を擧げた。叔父の武衡も之に應じて金澤棚に據つたのである。此頃眞衡は既に死んで居たらしい。そこで戰ひは義家、清衡と武衡、家衡との間に起つたのである。かくて義家は金澤棚（二二〇頁地圖參照）を攻めたが、なか〳〵落ちぬ。（寛治三年一七四九）それを聞いて弟の義光（新羅三郎）も京都から助けに來たが、（寛治四年）反つて味方の成衡（眞衡の養子）が討死すると云ふやうな次第で思はしい

事がなくて月日がたつた。其内に奥州が豊作で兵粮が自由になつたので三度金澤を攻めた。（寛治五年）此時の事である、義家が、かの大江匡房に敎はつた兵學から飛雁の亂れるのを見て敵の伏兵を知つたと云ふのは。けれど城堅くして落ちぬ、やむなく吉彦秀武の議によつて長圍の策を執り、敵の粮盡くるを待つた。處が此の策があたつて城中苦しむ事一通りでない。武衡、家衡は遂に柵を燒いて逃れたが、程なく共に捕へられて殺された。（寛治五年十一月）（註一）

亂平定の後、義家は武衡家衡討平の事を奏したが、もとより此は私鬪で、清原氏一家の爭ひに際し、義家が姻籍關係から、眞衡派を助けたに過ぎぬのである故、源家にとつてこそ大事件だらうが國家としては關する所でない。それ故追討の官符も下さず、又恩賞も行はれなかつたのは當然である。そこで義家は私費を以て將士を賞し、私恩を賣つて、巧みに武士の心を得た。

清原氏の後は眞衡についで成衡も死んだので、藤原清衡が奥州六郡を領する事となり、其の武威奥州を壓するに至つた。その事は後に云ふ。

【註】一、此戰爭に關しては奥州後三年記と云ふ書物が群書類從にある。今それによる。

【源家の内爭】　源氏はかく代々東國に功を建てたのみでなく、又京師にあつて平氏と共に禁闕の警衛、盜賊の追捕、惡僧の防禦に當つて其功尠くない。けれど義家の卒後、長男義宗は早世し、次男義親は亂を起して誅せられ、三男義國は大臣を凌辱して下野に流され、四男義忠が家を嗣いだが、叔父の義光は宗家を奪はんとして人をして之を殺させたので、義親の子爲義が家を嗣いだ。けれど齡僅かに十四に過ぎなかつた。斯樣な事で源氏の勢は一時衰へたのである。

義親は鎭西を横行して（康和三年一七六一）人民を苦しめ、又官吏を殺害したので、隱岐に流されたが、（康和四年）後出雲に押渡つて、目代を殺し、調庸を盜んだので平正盛之を討つて誅戮した。（天仁元年一七六八正月）

源氏系圖（その二）（二一七頁より）

- 賴義
  - 義家
    - 義宗
      - 爲義
        - 義朝
          - 賴朝
        - 義賢
          - 義仲
    - 義親
      - 義重（新田氏祖）
      - 義國
        - 爲朝
        - 義康（足利氏祖）
          - 行家
    - 義忠
    - 義時
    - 義隆
  - 義綱
  - 義光

義國は右大臣實能を凌辱したので下野の足利に逐はれた。其長子義重は新田氏の祖、次男義康は足利氏の祖である。

義光は兄義綱の臣鹿島三郎をして義忠を殺さしめ、又欺いて三郎を殺し其罪を兄義綱にかぶせ

た。義綱は其嫌疑で、義親の子爲義の爲に美濃甲賀山で討たれて降り、佐渡に流された。後（天仁二年二月一七六九）又謀叛の疑ひを蒙り自殺した。

【平家の勃興】　之に反して平氏は維盛の後長く顯はれなんだが、正盛に至り追討使として源義親を誅し（天仁元年）又海賊を討ち（永久二年一七七四）鎭西の犯人平直澄を討つ（元永二年一七七九）など、其功尠くない。其子忠盛は又山陽南海の海賊追捕で名を擧げた。（大治四年一七八九及び保延元年一七九五）それのみならず、正盛も、忠盛も、白河、鳥羽兩法皇の寵愛が深く、忠盛は遂に昇殿を聽さるゝに至つた。（長承元年一七九二院昇殿をゆるさる）そこで都に於ける勢力は源氏以上であつたのである。

平家は高望（タカモチ）以來常總を根據として居たが、忠常反して源頼信に討伐されてから、其勢力を失つて關東は源氏の勢力範圍となつた。多くの平家殘黨は其後源氏に降つたが、ひとり維衡（コレヒラ）の一派は伊勢を根據として蔓つた。これが伊勢平氏である。其子正度、孫正衡、正衡の子が正盛である。正盛は度々の武功により從四位下に叙せられて、世人を驚かしたが、其の子忠盛は武勳の上に文才があり、又得長壽院（三十三間堂）を造進した功などで、鳥羽上皇の寵遇を得て、遂に正四位上に進み、昇殿を許されたので一層殿上人を驚かした。そして昨日まで伊勢平氏と嘲つた忠盛が、今日己等と肩を並べるのを見て不快に堪へなかつたのであらう。殿上人等は相謀つて忠盛を闇撃にせんとしたのである。けれど忠盛は奇智により、之を免れたばかりでなく、益々法皇の信任を得る事となつた。

源氏が東國に於て武勳があつたやうに、平氏は中國、四國に於て勢力を得た。義親誅伐でも、直澄征討でも、海賊追捕でも總て西國である。その上正盛、忠盛、その子清盛の任國は伊勢を除けば、凡て西の方であつた。

平氏系圖（その三）（二一〇頁より）

正衡―正盛―忠盛―清盛―重盛
　　└―忠正―長盛

しかし兩氏共、地方武士の勢力を代表し、且中央に於て漸次其の地位を高めて來た點は同樣であつた。そして次いで來る保元の亂に活動して一層有力な地歩を占めるのである。

【保元の亂の原因】　(1)皇位繼承の爭　鳥羽上皇は白河法皇の後をうけて、院で政を聽かせられたが（大治四年一七八九）兎角今上崇德天皇とは不和勝であつた。さうした間柄の折柄、寵遇比なき美福門院得子（トクコ）（藤原長實（ナガサネ）の女）が體仁（ナリヒト）親王を生みまつたので（保延五年一七九九、五月）上皇は早速まだ三箇月にしかならぬ親王を東宮とし、（同年八月）後二年天皇に勸めて位を讓らしめ給うた。（永治元年一八〇一、十二月）これが近衞天皇で、時に御齡三歳である。これから鳥羽法皇（註）を本院、又は一院と申し、崇德上皇を新院と申し奉る。しかるに近衞天皇は僅に十七歳で崩御せられて、御子がなかつ

たので、新院崇德上皇は御子重仁親王を立てたいと期待せられたが、美福門院は天皇の早世は新院の呪詛(ジュソ)によると疑ひ、法皇に勸めて之を妨げた。そこで新院の御弟四ノ宮雅仁(マサヒト)親王(註二)が卽位せられる事となつたので、新院の御心は甚だ平かでない。(久壽二年一八一五)

【註】一、永治元年落飾、法皇と申す。　二、雅仁親王卽位せられて、後白河天皇と申す。

(2)攝家の相續爭　藤原忠實の長子忠通は鳥羽天皇の朝、父の讓を受けて關白となり(永久元年一七七三)崇德天皇卽位と共に攝政(保安四年一七八三)後又關白となり(大治四年一七八九)近衞天皇の朝又攝政となつた(永治元年一八〇一)時に其弟賴長(註一)は左大臣であつたが、兄が詩歌、書道に長じ、寬厚の風あるに反し、彼は博覽强記、經史を好み、嚴勵深刻ではあるが、理非曲直を辨明する事明晰であつたから、父忠實は兄よりも賴長を愛し、吾が家を嗣ぐべき者は汝なりとて、氏長者を賴長に與へ、且奏請して文書內覽の宣下を蒙らしめ、(仁平元年一八一一)又莊園を始め、家傳の寶器たる朱器臺盤(キイバン)を賴長に授けた。これより父子兄弟の間がよくない。其後近衞帝崩御せられた際、賴長が呪詛し奉つたと云ふ風說が立つた爲法皇は漸次賴長を疎んじ給うたので、賴長は崇德上皇に味方し奉るに至つた。これが保元大亂の第二の原因である。

導火線　保元元年(一八一六)七月二日、法皇鳥羽殿にて崩御せられたので、崇德上皇は弔問の爲に院に臨幸せられた。處が遺詔だと云つて、お入れしないので上皇は非常に憤怒せられ、遂に天下を爭はんと賴長に謀られた。賴長は己れ攝關たらんとの心があつたから、之に贊成したのである。

亂の經過　かくて新院の召に應じた武將は、源家では爲義、其子賴賢(ヨリカタ)、賴仲、爲宗、爲成、爲朝(タメトモ)爲仲、平氏では忠盛の弟忠正、家弘父子等で、白河殿を固めた。爲朝は十三の時鎭西に追ひやられ、自ら九國の總追捕使と稱し、十五歲までに數十城を攻落した程の腕白者だが兵を用ふるに長けて居て、此時夜打を獻議した。しかし賴長が用ひないで守勢を執る事となつた。內裏に集つた武將は平淸盛、源義朝(コシトモ)、同賴政等で軍議の際、藤原信西は、義朝の戰略を用ひて白河殿を襲ふ事とした。白河殿では爲朝等よく戰つたが、燒打されて敗北し、賴長は流矢に中つて薨じ、上皇は讃岐に遷され給うた。爲義、忠正等降つたが、朝廷淸盛をして忠正を、義朝をして爲義以下其子を誅せしめ、爲朝は其武勇を惜んで伊豆の大島に流された。弘仁年間藤原仲成を誅してから、三百五十年間、死罪が停められて居たのを此に再び用ひられることとなつたのである。

源氏系圖(その三)(二七七頁より)

- 賴賢—義房
  - 賴仲
  - 爲宗
  - 爲成
  - 爲朝—舜天王
  - 爲仲
  - 行家—義房
    - 女子（藤原能保室）
    - 義經—女子（衣川卒）
    - 圓成—義成—豪曉—保成—保義
    - 全成—隆元—義繼—義泰—賴爲—賴基
    - 範賴—範圓—爲賴—義春
    - 希義—貞義
    - 義門
  - 爲家
    - 家光—惟義
    - 西乘
  - 乙若
  - 鶴若
  - 龜若
  - 天王

此戰爭程あさましい戰はなからう。皇室にては御兄弟、藤氏、源氏は父子兄弟、平氏は叔姪が敵味方に分れて爭つた。そして亂後、天皇は御兄を他に遷し、清盛は叔父を、義朝は父を始め弟を斬つたのである。さすがに關白忠通のみは特に願つて父を赦免にした。（註二）

【註】一、賴長は支那から澤山書籍をかひ、書庫にそれを蓄へて居た。此人の日記を台記と云ふ。二、此の戰爭の事は保元物語に面白く書かれて居る。其他愚管抄、百錬抄、保曆間記を見よ。

【結果】亂後武士の地位は一層高まつた。今迄武力なる物を直接必要とせなかつた公卿も、まのあたり戰亂を見て武士の勢力を認めねばならなくなつたのである。そして武士の頭梁なる源平二氏の勢力は大いに注目さるゝに至つた。しかし從來の關係上、且武力のみならず、才にも富んで居た清盛は何かにつけて義朝を超えて居たので、義朝は鬱々として喜ばない。此の義朝の怨望は長い間の源平の軋轢を一層惡化させたが、丁度後白河上皇寵臣信西と信賴との不和が結びついて程なく平治の亂が勃發し、源氏が全く打破られる事となるのである。

保元三年（一八一八）後白河帝は位を皇太子守仁親王（皇長子）に傳へ、院中で政を聽かれる事になつた。守仁親王は二條天皇で、御母は藤原經實の女懿子である。

【平治の亂】義朝は清盛以上大功を立てた積りで居るのに、朝恩常に平氏に劣つて居たから、之を回復する爲に上皇の寵臣藤原通憲（入道信西）と結ばんとして、其子是憲を婿にと望んだが、信西は之を斥けたのみならず、其の子成範を清盛の婿とした。これから義朝は信西をも敵視するに至つたが、之より先上皇の寵臣に藤原信賴なる者があつた。無才無藝であつたが、寵を賴んで近衞大將たらんとして、信西に妨けられて果さないので、痛く信西を怨み、義朝の信西と爭ふを知

つて之を近づけた。斯くして信西、清盛、對信頼、義朝の爭ひとなつたのである。

巨勢麿―貞嗣―高仁―保蔭―道明―尹文―
永頼―能通―寶範―季綱―實兼―通憲―俊憲
是憲
成範

藤原道隆―隆家―經輔―師家―家範―基隆―忠隆―信頼

平治元年（一八一九）十二月、信頼一派の者は清盛、重盛父子熊野詣の虚に乘じて兵を擧げ、上皇を宮中に遷して、一本御書所に押込め、天皇を黒戸（クロド）御所に遷し奉り、又信西の宅を燒き、彼の遁がれて大和にあるを殺戮し、信頼は自ら大臣大將と稱し、義朝を播磨守とした。清盛は變を聞き急いで歸京し、藤原經宗（經實の子）藤原惟方（コレカタ）が密かに天皇を出し奉れるを迎へて六波羅第に入れ奉り、重盛及び弟頼盛、教盛をして内裏を攻めた。信頼等は陽明、待賢（タイケン）、郁芳（イハウ）の三門に平氏を迎へて戰つたが、義朝等は平氏の僞つて退却するを追擊して六波羅を攻め、信頼は敗れて内裏を奪はれ、義朝又敗れて東國に走つた。此役源頼政は反つて平氏に味方した。

高藤―定方―朝頼―爲輔―宣孝―隆光―隆方―爲房―爲隆
光頼
顯隆―惟方

亂後信頼を捕へて斬り、義朝は逃れて尾張に走つたが家臣鎌田政家の岳父長田忠致に欺かされて殺され、（永暦元年一八二〇）長男義平は捕へられて死し、次男朝長は東國に行く途中自殺した。三男頼朝も平宗清に捕へられたが、清盛の繼母池禪尼の救護によりて死を免れ、伊豆の蛭ケ島に流された（永暦元年三月）時に年十四である。其他義朝の妾常盤に三子あつたが、清盛はその色にめでゝ三子を助けた。これ今若（全濟）、乙若（圓濟）、牛若（義經）である。（註二）

【註】一、此の戰爭の事は平治物語に面白く書かれて居る。其他愚管抄、百練抄、保暦間記を參考すればよい。

第二十三章　平氏時代

かくて清盛はその武功と、上皇の寵遇の厚きとによつて瞬く内に、參議を經て（永暦元年一八二〇）權大納言に進み、六條天皇（永萬元年一八二五即位）の御世には東宮の准外祖なる關係より寵遇益々厚く、内大臣（仁安元年一八二六）翌年從一位太政大臣に昇り（二月）程なく之を辭した（五月）が天下の權は其掌中にあつた。次いで妻の妹建春門院（平滋子）の腹なる高倉天皇立ち給ふや（仁安三年一八二八）藤原氏の故智を學んで、其女德子を納れて中宮とした。（承安二年一八三二）時に子重盛の内大臣なるを始めとして、平氏一門の公卿十六人、殿上人三十餘人、而して三十餘國を知行し、五百餘の莊園を持つに至つた。けれど斯樣な榮進をするにつけ、又榮進したにつけて、他の氏と衝突せざるを得なかつた。先づ彼

は藤原氏と爭つた。

【平家と皇室並に攝家との關係】　後白河上皇と二條天皇とは父子であらせられたが、御間柄は兎角宜しくなかつた。天皇は藤原經宗、同惟方二人を寵愛せられたが、二人は權を專にせんとして政の上皇にあるを悅ばなかつた。これも平治の亂の一原因であつたかも知れぬ。亂後も經宗維方の輩は上皇の宸怒に觸れるやうな事を敢てして居る。(註)　斯樣な兩皇軋轢の間に立つて、清盛は尠からず忠志を盡したので、上皇の親任を受くる事となつたのである。

【註】　一、その爲兩人は永曆元年流罪に處せられた。しかし後ゆるされて京に歸る。

六條天皇は二條天皇の第二の皇子、御名は順仁(ノブヒト)親王、父天皇の御讓りを受けて踐祚せられた。(永萬元年一八二五)　御齡僅に二歲である。忠通の子基實政を攝す。程なく後白河上皇は愛子憲仁親王を皇太子とせられた。(仁安元年一八二六)　時に天皇三歲にして皇太子は叔父に當り、御年又六歲である。皇太子の御母建春門院滋子は平時信の女であり清盛の室時子の妹に當るので、其關係などから清盛は內大臣に陞り、翌年太政大臣に進んだが、程なく之を辭し、翌年剃髮して淨海と稱した。(仁安三年一八二八)

皇室と藤氏平氏との關係系圖

77 後白河 — 78 二條 — 79 六條

平時信 — 滋子(建春門院) — 80 高倉 — 81 安德

時子(二位尼) — 清盛

德子(建禮門院)

忠通 — 基實 — 基通

盛子(白河殿)

基房 — 師家

兼實 — 良經

上皇は殊に東宮を愛されて居たから、清盛の病が重いと聞かれて萬一の事のなき內にと、天皇に位を讓らしめた。つまり此天皇は五歲にして上皇となられたのである。(仁安三年一八二八)　かくて東宮踐祚せらる、これが高倉天皇で、基實の弟基房を攝政とした。これより先攝政基實の室は清盛の女盛子(白河殿)であつて、亦東宮(高倉天皇)の准母であつた。卽ち清盛は建春門院の姉婿と云ふ關係から上皇の寵を得、又其女盛子の婿と云ふので基實と親しい。つまり上皇、關白、太政大臣の三大勢力が聯合すると云ふ姿であつた。しかるに程なく基實が薨去した。(仁安元年一八二六)　清盛黨の愁傷は非常なものであつたらう。そんな事から其弟基房が攝政となつたが、上皇を始めと

して、白河殿（清盛の女、基實の室）清盛等は此人に攝關に附隨する寶器、莊園を與ふるを好まない。そこで先例やむを得ざるものゝみを基房に讓り、他は白河殿が預かつて基實の子基通に傳へることとした。こんな事から基房や其弟兼實等は清盛を甚だしく怨む事となつたのである。

公卿平氏系圖（一六三頁より）

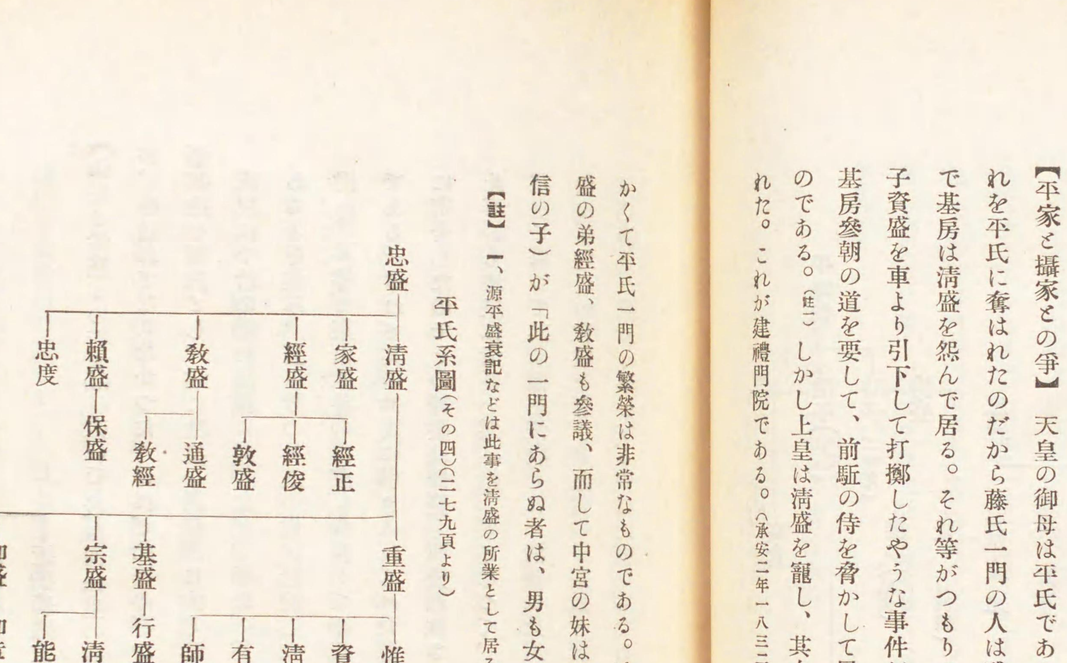

【平家と攝家との爭】 天皇の御母は平氏である。永い間藤氏が外戚の地位を占めて居たのに、それを平氏に奪はれたのだから藤氏一門の人は殘念でたまらない。その上前述のやうに、所領の事で基房は清盛を怨んで居る。それ等がつもりつもつて基房の從者が、無禮をしたと云つて重盛の子資盛を車より引下して打擲したやうな事件が起つた。さすがの重盛も後に之を怒り部下をして基房參朝の道を要して、前駈の侍を脅かして居る。これが又藤氏の人が平氏を怨む一原因となるのである。（註一）しかし上皇は清盛を寵し、其女德子を猶子として女御に納れ、次いで中宮とせられた。これが建禮門院である。（承安二年一八三二）

かくて平氏一門の繁榮は非常なものである。重盛は內大臣、宗盛は近衞大將、知盛は參議、又清盛の弟經盛、敎盛も參議、而して中宮の妹は基實の子基通の室であつた。かの大納言平時忠（時信の子）が「此の一門にあらぬ者は、男も女も尼法師も人非人なり」と云つたのは此時である。

【註】一、源平盛衰記などは此事を清盛の所業として居る。

平氏系圖（その四）（二七九頁より）

—建禮門院德子
—白河殿盛子
—近衛基通室

【法皇と清盛との衝突】　次いで後白河法皇の寵臣藤原成親等は平氏を嫉んで之を討たんと謀つたが、事破れてならなかつた。けれど此等の事から法皇も清盛を厭はせ給ふ事となつたので、彼は女婿基通を關白とし、遂に法皇を鳥羽殿に幽し奉つた。程なく天皇は位を御子安德天皇に讓り給ふ。成親は平治の亂に信頼に與したが、平氏の爲に救はれた人である。しかし平氏の勢が益々盛んであるのを嫉み、且自分の昇進の途が杜絶したのを憤り、同じく平氏を怨んで居る平康頼（ヤスヨリ）、僧西光（サイクワウ）、僧俊寛（シユンクワン）等と東山鹿谷（シヽガタニ）の山莊に會合して平氏を討たんとした。つまり恩を仇でかへさうとしたのである。けれど其の仲間に引き入れられた源行綱（多田藏人）は事のならざるを見て福原なる清盛に密告したのでその計畫は發覺し西光は誅され、他は流罪に處せられた。（治承元年一八三七）此事から法皇は清盛を惡み給ふ事となつて、治承三年（一八三九、七月）に重盛が薨ずるや、（註一）關白基房と謀つて其所領を沒收した。清盛は此處置を憤つて、兵を率ゐて福原より上京し、關白以下法皇親近者の官職を奪ひ、基實の子基通を關白とし、次いで法皇を鳥羽殿に幽し奉つた。（同年十月）清盛が亂暴な事をするのは此頃からである。高倉天皇は其後程なく位を皇太子言仁（トキヒト）親王に讓られた。（治承四年一八四〇）これが安德天皇で、御母建禮門院は清盛の女德子である。

【註】一、源平盛衰記には死を熊野に祈つたとあるが信じられない。

其年（治承四年五月）源頼政平氏を怨み、以仁王を奉じ、先づ王の令旨の諸國の源氏に下して兵を擧げしめ、その出兵をまつて平家を討つ計畫であつたが、早くも發覺して共に宇治で戰死した。

【以仁王の擧兵】　源頼政は頼光五代の孫で、平治の亂には初め義朝に屬したが、後歸順した人である。清盛の奏請により源氏として先例のない三位に叙せられた。つまり平氏に大恩のある人だが、子の仲綱が宗盛と馬の事で爭つたのを根に持ち、後白河法皇の御子以仁王を勸めて平氏討滅を企てたのである。

源氏（頼光流）系圖（二一七頁より）

頼光—頼國—頼綱—明國—行國—頼盛—行綱（多田藏人）
　　　　　　—仲政—頼政—仲綱
　　　　　　—國房（土岐氏祖）
　　　　　　—兼綱

以仁王は後白河皇子で、高倉上皇の庶兄だが、御母が低い身分の方（藤原季成の女成子）であつたが爲に、まだ親王にもならず、常に不平で居られたのである。

頼政の計畫は極めて巧みであつたから、以仁王擧兵の事が發覺した時も、清盛は頼政の二子兼綱

に討たせて居る。そんな事から王は難なく逃れて園城寺に行かれたが、平家は更に頼政をも討手の大將として居る。餘程清盛は頼政を信じて居たらしい。こゝに至つて頼政始めて園城寺に行つたが、園城寺も恃みにならぬので南都に向はんとして、宇治で平知盛等に追討されて敗死し、王は流矢に中つて薨去した。けれど王の令旨により程なく諸源嶋起して平家は沒落するのである。

【福原遷都】　其年六月清盛は僧徒の跋扈を憂ひ、天皇、法皇、上皇を奉じて福原に遷つたが、反對者が多かつたので程なく都を京都に遷した。

清盛は前から福原の地を愛して多くは其地に住んで居た。いづれは帝都を遷したいと考へて居たのであらう。さて僧徒、殊に北嶺南都の衆徒の暴行は白河朝以來絶えた事がない。平家全盛時代に入つても惡僧は相變らず横暴を逞したが、殊に頼政は園城寺や南都に通じて謀叛したのであるから、之を處罰したいが信仰上から反對する者が尠くない。さりとてその儘にして置いては煩はしさに堪へない。其處で急に福原遷都を決行する事となつたらしい。けれど何の準備もなかつたし、其地は狹隘過ぎたので、舊都を慕ふ者が多く、又山門を始め都内外の者は遷都を望んでやまない。殊に引き續いて起る變災を總て遷都の結果だとする迄に至つたので、さすがの清盛も都を京都に遷す事となつたのである。

時に源頼朝は配所伊豆にて、（治承四年八月）源義仲は木曾にて、（同年九月）其他諸國の源氏、並に平氏を怨む者、何れも以仁王の令旨を奉じて各地に兵を擧げたが、殊に頼朝は平維盛を破つて威を東國に奮ひ（同年十月）義仲は越後の城氏を破つて北國を平げて居る。（養和元年一八四一）けれど都近くでは平氏の討伐功を奏し、勢ひに乘つて反徒と通じた園城寺、及び東大興福二寺を燒いたが、斯樣な折柄不幸にも清盛は病沒した。

【頼朝の擧兵】　初め頼朝は伊豆にあつて伊東祐親（註一）の女と通じたが祐親は平氏の咎めを恐れて強ひて絶緣させ、猶之を害せんとしたから、逃れて北條時政（註二）に寄り其長女政子を娶つた。以仁王の令旨を受くるや、時政と謀りて源氏恩顧の士を集め、四年八月十七日兵を擧げて先づ伊豆の目代平兼隆の館を襲うて之を斬つたが、次いで相模石橋山にて大庭景親（註三）と戰つて敗られ、僅に景親の族人梶原景時の情によつて免れるを得た。此時頼朝に黨した三浦義明（註四）

は、平家方の畠山重忠(註五)の軍を衣笠城に迎へ戰つて破れ、義明は戰死し、其子義澄、孫和田義盛等は逃れて頼朝の後を逐うた。頼朝は敗戰後安房に渡り、上總に行き、千葉常胤、上總介廣常等を降し、(註六)武藏を經て、相模鎌倉に進み、其處に亭館を營んだが、關東の諸豪族は大抵其の威に恐れて旗下に集り、前に頼朝を討つた畠山、大庭の族さへ皆降參したので、足柄山を越え、黄瀨川に於て時政が集めた甲斐の武士を併せる事が出來た。於是其兵力は非常なものとなつたのである。一方平氏は先きに石橋山の捷報に喜んで居た所、此の形勢が傳つたので大いに驚き、維盛を始め忠度、知盛等を將として之を討たせる事とした。かくて兩軍は富士川を挿んで陣したが、未だ戰はざるに平氏の軍は意氣沮喪して逃亡する者多かつたので、衆寡敵せず遂に一夜水禽の羽音に驚いて總崩れとなり、維盛等は已むなく京師に逃げ歸つた。清盛はその敗北を怒つて維盛の入京を許さなかつたと云ふ。

【註】一、藤原南家爲憲の後裔祐家の子。

家次―祐繼（工藤）―祐經―祐時
祐家―祐親―祐泰（河津）―祐成（曾我）
祐家―祐親―祐泰（河津）―時致
祐家―祐親―祐清（伊東）

【註】二、北條氏は平貞盛の子維將（二一〇頁參照）の後裔。

維將―維時―直方―維方―盛方（熊谷）―直貞―直實―直家―直國
維方―聖範―時方―時家―時政

【註】三、大庭氏、梶原氏共に鎌倉權五郎景政の後と云ふ。二一〇頁參照、一本景親は景房の子、景能（景義）の弟にして、景時は景清の子と云ふ。　四、三浦氏は平良文の後裔である。（二一一頁より）

良文―忠通（貞道）―爲道―爲繼―義繼―義明―義宗―和田義盛
義明―義澄
義明―義連

【註】五、平良文の子忠頼の後裔也。（二一一頁參照）　六、千葉氏上總氏共に良文の子忠頼の後である。（二一一頁より）

忠頼―忠常―常將―常永―常兼―常重―常胤（千葉）
常兼―常家―常明―常澄―廣常（上總）
常將―將恒―武基―武綱―重綱―重弘―重能

此時頼朝の弟義經が來會した。彼は平氏の恩によつて一命を免れ、洛北鞍馬寺に這入つたが、父の叛逆を考へないで一重に平氏を怨み、出家せないで奥州に下り、藤原秀衡に寄り時期を待つて居た。處が今度頼朝の擧兵を聞いて此處へ訪ねて來たのである。此時頼朝は勝に乘つて上洛しよ

うとしたが、千葉常胤が東國を鎮定して西に及ぶべきを勸めたので軍を班して鎌倉に歸り、次いで常陸の佐竹氏を破り其主秀義を奥州に走らせた。

新羅三郎義光―義業（佐竹）―昌義―隆義―秀義―重義

【義仲の擧兵】　義仲は義朝の弟義賢の子で、義賢が義平に殺された時は僅に二歳であつたが、畠山重能（シゲヨシ）（重忠の父）齋藤實盛に助けられて木曾に逃れ、乳母の夫今井兼遠の許にて長じた。それが今度以仁王の令旨により、兵を擧げて同國の根井幸親（ネヰユキチカ）、下野の足利、甲斐の武田等を從へ、越後の城氏を討ち破つたのである。けれど武田信光（註二）が事によつて義仲の事を頼朝に讒したので、兩人の間に血を流さうとしたが、義仲が謙讓して子義高を頼朝の養子としたので事落着した。

【註】一、源義光の子義清の裔。（二一七頁より）

義清―清光―信義―忠頼―行忠
　　―信光―信政―信時―時綱―信宗―信武

【註】二、信光はその娘を義仲の嫡子義高にやりたいと云つたが、義仲が身分が違ふとて應じなかつたのを怨んだのである。

其他源行家は美濃尾張の諸源を語らつて板倉城に據り、山本義經は近江に兵を擧げて、延暦寺、園城寺及び南都の僧兵と通じ、又九州には菊池隆直、緒方惟義、四國には河野通清、紀州には熊野衆徒等何れも兵を擧げたが、義經、行家等は程なく平知盛に破られ、園城寺、東大寺、興福寺、

は平氏に討たれて灰燼に歸し、（南都を攻めたのは平重衡）菊池等は平貞能等に破られた。つまり近畿及び其以西の反徒は日に平いで行つたのである。しかるに斯樣な大切な時に清盛が病で沒した。これは平氏にとつて最も不幸であつたと云はねばならぬ。行家は敗北後頼朝に合しようとしたが、そのすげない仕打を怒つて義仲にたよつた。

其後平氏は維盛を遣はして義仲を打たせたが大敗して、（壽永二年一八四三、五月）京都をも守る事が出來ず、天皇を奉じて西國に奔り、（同年七月）義仲代つて上京した（同月）しかし其の横暴平氏に倍したので、後白河上皇は頼朝に命じて義仲を打たせ

られた。頼朝は範頼、義經を遣はして義仲を打ち、遂に之を粟津ケ原の露と消えしめた。（壽永三年即元暦元年一八四四、正月）

【平家の西海沒落】　義仲は越後の城長茂を敗つて北國に威を振つたので平家は維盛、通盛、忠度等を將として之を打ち、燧城、河上城等を陷れたが、加賀越中の境なる礪波山（倶梨迦羅嶽）に敗れ、（此役義仲は先づ牛の角に松明を燃して敵に放つたと云ふ。）（五月）次いで安宅、成合に敗れて都に逃げ歸り、義仲は攻め上つて叡山に陣した。宗盛は京都の守るべからざるを知つて、一族郎黨と共に天皇を奉じ、（七月二十五日）福原に至り、宮殿を燒いて西海に走つた。其處で義仲と行家とは都に入り、（七月二十六日）平家追討の院宣を賜はり、又院の昇殿を許された。

【後鳥羽帝の卽位】　法皇は天皇西幸せられたので、京にも主上を立てようと云ふので、高倉帝の四宮尊成親王を以て帝位に卽け奉つた。（八月二十日）これが後の後鳥羽天皇である。（註一）此時義仲は高倉宮以仁王の御子北陸宮を立て奉るべきを主張したが聽かれなかつた。

【註】一、同時に天皇が二た方あらせられる事となつた。

77 後白河 ─┬─ 78 二條 ─ 79 六條
　　└─ 以仁王 ─ 北陸宮

┌ 80 高倉 ─┬─ 81 安德
└ 82 後鳥羽

平家は福原より太宰府に行きて假皇居を定めたが、（八月十七日）程なく豊後の緒方惟方に攻められ又も海に浮び、讃岐の屋島に行きて四國を定め、又敎經等は水軍を率ゐて義仲の將を水島に破つたので、（閏十月一日）平家の勢又振つた。義仲は之を討たんとして備中に下つたが、行家の院宣を奉じて己を打つの報があつた（？）ので急ぎ歸京した。行家とは其前から不和となつて居たのである。猶法皇も義仲の粗野と、驕傲と、其部下の亂暴とにより既に嫌つて居られたので、兵を集めて之を討たんとなさつたから、彼は無道にも法住寺殿を燒き（十一月十九日）、法皇を五條内裏に押込め奉つた。次いで攝政基通を罷めて基房の子師家を攝政としたが（十一月二十一日）、彼は其の勸めによつて法皇を籠居より出し奉り、翌壽永三年正月征夷大將軍に任ぜられた。世に朝日將軍と呼ばれる。

【義仲の敗死】　これより前法皇は使者を鎌倉に遣して義仲追討を命じたので、頼朝の弟範頼と義經とが攻め上つて來た。兩人は熱田から二手に分れて、範頼は武田信義、千葉常胤を從へて勢多より、義經は安田義定、佐々木高綱、畠山重忠、梶原景時、土肥實平、和田義盛等を從へて宇治

より京都に入らんとした。これより先き義仲は平家と和睦して、一時を免れんとしたがならないので、やむなく數百の兵を以て鎌倉數萬の兵と宇治、勢多に戰つたのである。義仲方勢多口の大將は今井兼平、宇治口は根井幸親（ユキチカ）であつた。何れも橋板を引き、河の中には亂杭を打つて大綱を張渡したと云ふ。かくて正月二十日、宇治の守り先づ破れた。梶原景時、（註一）佐々木高綱、（註二）が先陣を爭つた事や、畠山重忠が歩で宇治川を渡つた事など有名である。義仲は法皇の御所を守護して居たが、敵が近づいたと聞き六條河原に出でゝ根井幸親と合し、義經の兵と戰つて敗れ、近江の粟津に逃れて今井兼平と會し、矢に中つて死んだ。

義仲の子清水冠者義高は前述の如く頼朝に養はれて、その女大姫を妻として居たが、頼朝の己を害せんとするを知つて鎌倉を逃れたけれど追手の爲に捕はれて武藏入間河原で殺された。

【註】一、景季は景時の子である。　二、佐々木氏は宇多天皇の皇子、敦實親王の後と云ふが信じられぬ。恐らく孝元皇子大彦命の後裔佐々木山君氏であらう。秀義の子定綱、綱高、盛綱、高綱、義清いづれも頼朝に從ひ功を立つ。

前述の如く平氏は一度西海に走つたが、幾程もなく勢力を挽回して長門、次に讃岐の屋島に歸り、（九月）義仲の將を水島に敗り、（閏十月）行家を室山（註一）に破り（十一月）遂に西海、南海、山陽の軍數萬を率ゐて攝津の一谷城に據つた。（壽永三年元暦元年正月）（註二）範頼、義經は義仲を亡ぼした勢に乘じて之を攻めて、又も平氏を屋島に退けた。（二月七日）

【註】一、室山は播磨室津の背後にあり。　二、壽永三年四月十六日京都では元暦と改元せられた。けれど平家はもとの如く壽永を用ふ。

【一の谷の合戰】　一の谷城は生田森を東門とし、須磨の一の谷を西門となす。背は山、前は海、要害の地を占めて居る。東軍は範頼が山崎街道を取つて東門に向ひ、義經は丹波路を迂回して西門に行く筈であつたが、戰略上から其部將土肥實平をして一の谷に向はしめ、自らは精兵を率ひ鵯越を下つて、敵の背後を衝いた。（鵯越は福原の後の山だらうと云ふ。）戰は二月の七日東西同時に始つた。平家の軍もよく戰つたが、義經に不意を衝かれたので城忽ち陷り、通盛（教盛の子）、忠度（清盛の弟）、經正（經盛の子）、敦盛（經正の弟）、知章（知盛の子）、經俊（經正の弟）、業盛（教經の弟）、師盛（重盛の子）、及び盛俊等討死し、重衡（宗盛の弟）は虜となり、宗盛以下生き殘つた者は天皇を奉じて屋島に向つた。（二月七日）

戰後義經は頼朝に憎まれて京都に殘り、範頼獨り西海に向つたが、翌年に至るも功をたつる事が出來ない。義經は暫く京都に居つたが此年（壽永四年一八四五）（註一）正月追討の院宣を得、二月暴風を犯して屋島を衝き、平家の軍を西に走らせた。

【註】一、京都では元暦二年と云ふ。此の年八月十四日文治と改元せられたけれど平家ではやはり壽永と云ふ。

一の谷の戰後範頼は一旦鎌倉に還つたが、義經はそのまゝ京師に殘つて居る。程なく頼朝は正四

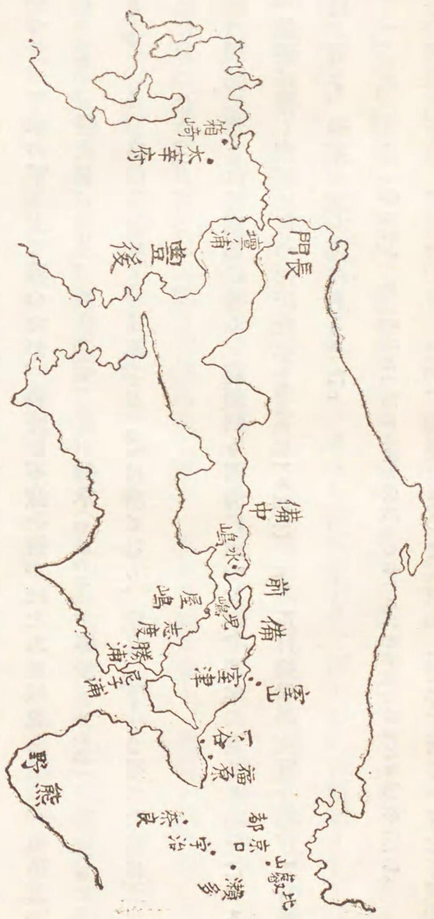

位下に叙せられ、(三月)次いで範頼は三河守に任ぜられた。(六月)義經は專斷に過ぎたから、此時既に頼朝に嫌はれて、その奏薦に與らない。けれど八月に至り法皇の思召で左衞門尉に任ぜられ檢非違使の宣を蒙つた。これが又頼朝の氣に入らなかつた。勿論義經は法皇の仰せで辭し難いと鎌倉へ云つてやつたが頼朝の心は解けず、平家追討の將たるを止めたのである。そして範頼のみをやつて西に向はせた。(九月二日)けれど範頼はその器でない、徒らに日を送るに過ぎなかつた。彼は

九月播磨室に着し進んで備前兒島に上陸したる平行盛を破つたが、(十二月七日)久しく止まつて進まないので、部下の將卒中逃げ歸らんとする者が多かつた。漸く翌壽永四年(文治元年一八四五)臼杵惟隆、木上遠隆等から兵船を得て、豐後に渡る事が出來た。(二月一日)

【屋島合戰】　義經は此頃まで京都に居つたが、此年(正月)追討の院宣を得、二月十八日暴風を犯して阿波國尼子浦に渡り、櫻間良連(サクラマヨシツラ)を破る。續いて勝浦勝宮を經て翌日屋島を侵した。平家は東軍打寄すと見るや、多くは舟に移つたので、義經は火を放つて内裏を燒いた。(二十日)これより兩軍水陸に別れて烈しく鬪ふ。平家方でも教盛の如きは奮戰したが、源氏の軍は漸次加勢者があつて兵力を增したから、平家の軍遂に敗れて、次いで二十一日同國志度に籠つたが、又も破られ、遙かに筑前の箱崎に走つた。

平家は九州に據らうとしたが、範頼が豐後で九州を經略して居るから、それも出來ない。やむなく壇の浦に漂ひ、遂に義經の爲に全滅せらるゝの已むなきに至つたのである。(三月廿四日)

【壇の浦合戰】　義經は屋島陷落後四國を從へ、三浦義澄を案内者として進み、三月二十四日兵船七百餘艘を以て壇浦を攻めた。今が最後と思つたから平家方も必死になつて戰つた。殊に菊池高直、原田種直の如き九州の勇將は舟に慣れて居たから、源氏は漸次敗軍の姿であつた。しかるに平家の將阿波成能が急に變心して源氏に内通し、背後より平家の軍を射たから平家遂に破れて、

二位尼時子（清盛の室）は寶劒を奉じ、按察局は天皇を抱いて海に入らせられた。此時神璽は海上に浮び出で給ひしが、寶劒は沈みうせて再び世に出ない。建禮門院も海に飛入り給ひ、又天皇の御乳母大納言典侍は神鏡を奉じて入水したが共に助けられて無事なるを得た。（註一）平家の人々は教盛（清盛の弟）、知盛（宗盛の弟）、經盛（清盛の弟）資盛（重盛の子）、有盛（資盛の弟）、行盛（清盛の孫、基盛の子）教經（教盛の子）等いづれも奮戰して死んだ。（註二）その最後は實に美しかつたが、唯宗盛と、その子清宗のみが敵に捕へられて見苦しい最後を遂げたのは惜しむべきである。（註三）時に壽永四年三月二十四日であつた。

【註】一、建禮門院は後入京せられ、大原の寂光院に入らせられた。　二、殊に知盛（新中納言）教經（能登守）の最期は花々しかつた。　三、宗盛は義經につれられて京都に入り、次いで鎌倉に送られたが、猶自決する事が出來ないので、更に京都に送り還す途中斬られた。　此の平氏時代の參考書としては今鏡、愚管抄、百練抄、保暦間記、又當時の公卿の日記なる玉葉、（九條兼實）山槐記、（中山忠親）等それから平家物語、源平盛衰記を參考すればよい。

平家は武士階級から身を起し天下の權を掌握する事二十四年、その成す所見るべきものがないではないが、種々の意味に於ける敵を各方面に設けた事はやむを得ない事情があつたとは云へ、最も大きな拙策であつたらしい。その上長らく都にあつて全く軟弱化し、その生命とする武力を失つたので、一層滅亡を早からしめたのである。けれど一二を除く外（頼盛等）一族盡く最期を共にした事は權臣興亡の歴史の上に美しい華を咲かせたものと云ふ事が出來よう。

第二十四章　外交と宗教

【支那】　前時代から引き續いて支那は宋の世である。我國とは國際的の交通がなかつたけれど、彼の地の貿易船は引き續いて來航し、その便によつて我が國から僧侶の渡航する事も尠くなかつた。前時代の事ではあるが圓融朝天元五年（一六四二）八月には延暦寺の僧斎然彼の地に渡り、印本大藏經を得て歸り、（一條朝永延元年（一六四七）二月宋商鄭仁德の船に乘つて歸朝その冬（永延元年）宋商人朱仁聰若狹に來るや、翌年斎然弟子嘉を遣し、宋僧祈乾に因つて書を宋帝に送つた。次いで長保四年（一六六二）八月僧寂昭奏請して宋に入り、眞宗より圓通大師の號を賜ふ。此人は歸朝せないで彼地で死んだ。（長元三年一六九〇）その生存中道長と書を往復した事がある。當時我國に來た宋商人の有名な人を擧げると寛弘二年（一六六五）には曾令文、三條朝長和四年（一六七五）には周文商、後一條朝萬壽四年（一六八七）には陳文祐、後朱雀朝長暦元年（一六九七）には慕安誠、寛德元年（一七〇四）には張守隆、後冷泉朝康平三年（一七二〇）には林表、同治暦二年には王滿、其他猶多い。

此の時代に入つては後三條朝延久四年（一七三二）三月大宋寺の僧成尋、宋商孫忠の船に乘つて宋に入り、又宋福州の商人潘清太宰府に來り、佛像及び書籍を齎す。翌年宋主神宗、成尋に附して金

泥法華經一切經及び錦二十段を献じた。それで白河朝承暦元年(一七三七)には宋の商人孫忠に附して、我國から神宗に六丈絹二百疋、水銀五千兩を贈つて居る。その後孫忠、孫吉、楊有、張仲、泉州綱首李充、孫俊明、鄭清等相次いで我國に來り、或は物を献じ或は交易を乞ひ、時に國書を奉つた事があるが、書辭無禮であつたので答へなかつた。(鳥羽朝元永元年一七七八)

崇德天皇の朝宋は金の爲に亡ぼされた。けれど一族高宗南京に卽位し、江南を保つた。これより南宋と云ふ。その後も商人の來往は絶えない。殊に清盛は貿易交通に意を用ふる事大であつたから日宋の交通を促進したと云はれて居る。

我國の僧侶が渡宋したばかりでなく、彼の地の僧侶で我國に來朝する者もあつた。鳥羽法皇が熊野へ御幸された際、宋の僧淡海を召された話なども殘つて居る。此時博學の信西が通譯したと云はれる。

金は、もと女眞と云つて遼に屬して居たが、後獨立して金と稱し(鳥羽朝永久三年一七七五)宋と同盟して遼を討ち滅し、(崇德朝天治二年一七八五)更に兵を南して宋を討ち、翌々大治二年之を亡ぼした。(一七八七)けれど高宗は南京に卽位して南を保ち、金は北を奪つて支那又南北に分る。その後高倉朝承安二年(一八三二)九月宋明州の刺史が方物を上つた事がある。しかし書辭無禮な爲、藤原兼實、清原賴業等之を却けん事を主張したが、後白河上皇聽き給はず、沙金、染革を酬いられ、清盛も劒兵器を贈つた。

當時宋僧妙典と云ふ者があつた。支那、印度より、我國に往來して甚だ海事に通じて居た。彼は清盛に謁して貿易の利を說いたので、これより清盛大いに貿易に意を用ふるに至つたと傳へられて居る。

【音戸瀨戸】　清盛嘗て安藝守たる時、海岸航路の便をはからんとて、音戸(穩渡)の地峽を開鑿して瀨戸となすの大工事を起し、六條天皇の朝竣功したと云ふ。しかし此は天然のもので人工的のものでないと云ふ說もある。

【經島】　清盛は福原の地を愛し、此處に別莊を造つて居たが、此地兵庫の港は風急なる時波浪高く舟運に不便だと云ふので防波の島を築き初めた。けれど容易にならなかつたので、石の面に一切經を書いて沈設し、承安三年(一八三三)十月遂に功をなすを得た。これが經が島である。

此等音戸瀨戸開鑿、經が島の築造、並びに福原遷都の如きは總て清盛が宋との交通を盛んにせん爲にやりだしたのだと說く人がある。その眞相は得て詳にし難いが、兎も角清盛は宋の船に乘つて內海を巡つた事實などがあるのだから、宋との交通に熱心であつたのは事實であらう。

斯樣に宋との交通が盛んであつたから、彼の地の文化が我國に影響した事も頗る大なるものがあつたらしい。殊に宗敎に於て、美術に於てその著しさを見る事が出來る。

南宋になつてから彼地に渡つた有名な僧侶には重源（六條朝仁安二年一八二七宋に赴く）榮西（仁安三年四月宋に行く）覺阿（高倉朝承安元年一八三一歸朝）等がある。重源は源空の弟子で後東大寺再建に當つた人、嘉應元年（一八二九）天台新章疏を齎して歸朝した。榮西は後文治三年（一八四七）復び宋に入り、臨濟宗を傳へた。覺阿は在宋四年承安元年（一八三一）歸朝し、始めて臨濟宗を傳へた人である。

【高麗】　朝鮮半島は相變らず高麗朝である。我國との交通は殆んどない。唯商人の往來があるばかりである。

白河朝承曆四年（一七四〇）我が商人高麗に行つたが、その歸る時高麗王、名醫を遣はされん事を乞ひ、綾、麝香を献じたが書辭無禮なので許さなかつた。その返翰は有名なる大江匡房が草したのである。

次いで二條朝永曆元年（一八二〇）百濟金海府、對馬島民を拘へ、後又對馬の商人を拘へた事がある。

【南島】　一條朝長德三年（一六五七）南蠻の賊西邊に寇したので、明年太宰府は貴賀島をして南蠻賊を追捕させた事がある。前述したやうに奈良朝の頃、南島諸島内附して來貢を絶たなかつたが、その後漸次離反して長寛、承安の頃には十二島中内屬した者五、屬せない者七と云ふ有樣であつた。

源爲朝は保元の亂の後伊豆大島に流されたが、密に遁れて南島を經略し、沖繩島（鬼が島）を征服して、大里按司の妹を娶つた。その子が尊敦である。爲朝は大島に歸つたが、尊敦は琉球に留まり推されて浦添按司と爲つた。時に此國王天孫氏二十五世暗愚にして國亂れ、文治三年（一八四七）權臣利勇の爲に弑せられた。尊敦義兵を擧げて之を誅し、遂に王位に登つた。これが舜天王である。

【澆季末法の世】　華々しう時代を彩つて居た藤氏一派の榮華は、此時代になつて急轉直下の勢で破壞されて行つた。そして聞くも恐ろしい保元の亂が起つて、花の都が修羅の巷となり、畏れ多い事だが皇室を始めとして藤原氏、源氏、平氏等何れも父子、兄弟、叔甥が敵と味方とに別れて戰つた。そして戰敗の者は死刑が復興して斬に處せられたが、その災を免れた者も多くは流謫の憂き目を見たのである。次いで平治の亂が起つて、天皇、法皇が共に幽閉され給ひ、續いて保元に勝鬪をあげた源氏は、平氏の爲に敗られて或は斬られ或は流されたが、驕る平家も久しからずして西海の藻屑と消えはてた。あはれな事實、悲しい物語は時代に充ち滿ちて居る。猶世の中を濟はねばならぬ僧侶は反つて弓矢を帶びて亂暴狼籍を逞うした。實に此の時代は佛敎で云ふ澆季の世であり、末法の世ではないか。此時代の人も末法の時に入つたとか、澆季が近づいたと云つて、一たいに無常觀が深刻になつて來た。

【淨土敎の發達】　斯樣に深刻な無常を味ひ、現世に深い悲哀を感ずるやうになつては、勢ひ他に活

路を見出さねばならぬ。其處で時代の人は未來に極樂淨土を畫いて、それに生きようとしたのである。加持、祈禱によつて現世の利益を求むる密敎は漸次衰へて、念佛によつて成佛せんとする淨土敎が次第に發達して來た。それは此時代の末に出た源空、及び次の時代の初めの親鸞によつて大成されるのであるが、其實さう云ふ傾向は時代の要求によつて生れたのであるから、起原はもつと古く遡らねばならぬ。既に前時代に於て空也出でゝ念佛を稱へ、次いで源信や、良忍が出で、遂に源空に至るのである。

【空也】は又光勝と云ふ。少時天下を遍歷して社會事業に盡した事が尠くない。天慶元年（一五九八）京都に入り、彌陀の念佛を市井の人に敎へたので市の上人と云はれた。天曆二年（一六〇八）叡山に登り大僧正となる。後落東に六波羅蜜寺を建て、又奥羽を遊歷して誘導に勤めた。天祿三年（一六三二）九月寂、年七十。

【源信】大和葛木の人、俗姓卜部氏、叡山に登つて良源に學び、顯密の敎を究めたが、當時一山の僧徒が墮落に傾いて居るのを歎いて、横川の奥に屏居し、往生要集等一百餘卷を著述した。時人慧心僧都と云ふ。彼は多くの讀書と著書を完成したが、又暇さへあれば間斷なく念佛を稱へて居たのである。寛元元年（一六七七）寂、年七十六。

【良忍】尾張知多郡の人、父を秦道武と云ふ。叡山の良賀、園城寺の禪仁、仁和寺の永意等に學び、顯密二敎の蘊奥を極めた。後大原に退隱して來迎、淨蓮華の二院を創め、常に阿彌陀經を讀誦して居たが、永久五年（一七七七）三昧中に親しく阿彌陀佛に謁し、融通念佛の示誨を受けたと云ふ。これが融通念佛宗の起原である。これより京都に入り鳥羽上皇を始め奉り、朝野の尊信を得、又攝津に大念佛寺を建てゝ、遠近に敎を弘めた。長承元年（一七九二）二月一日寂、年六十一。

【源空】美作の人にして漆間時國の子、長承二年（一七九三）四月七日生る。先づ鄕里に學び、次に叡山に登り、又黑谷の叡空に從ひ、終に南北兩都の名僧を歷訪したが、まだ彼の心を滿す事が出來なかつた。然るに四十三の春に至つて彌陀の名號の尊きを知り、遂に所習を棄てゝ淨土宗を創め、（安元元年一八三五）洛東の吉水に遷つて敎を說いた。後白河、高倉、後鳥羽、土御門の諸帝の崇信を得其の敎へ大いに世に行はれたが、それが爲に又南都北嶺の僧侶に憎まれて承元元年（一八六七）讃岐に流された。建曆元年（一八七一）京都に遷り、翌二年正月二十五日寂、年八十。世に法然上人と云ふ、後元祿十年圓光大師の號を賜はつた。

【本地垂跡說】奈良の六宗は勿論平安初期の天台、眞言の二宗も殆んど外來のものであつて、日本固有の思想に同化したものでなかつた。處がその後遣唐使の派遣が絕えて、我國は鎖國的態度を執つて行つたので、他の文化と同樣、佛敎も我が國風に同化して來たが、一方我が國の固有宗敎も漸次佛敎の影響を受けてその方に近づいた。つまり兩方から歩みよつて神佛同體、本地垂跡の說とな

り、後に山王神道や、兩部神道と云ふものが生れるのである。

【神佛同體說】我國では神と云ひ、印度では佛と云ふが、其實同一體であると云ふ說である。これは行基が稱へ出したと云はれて居るが信じられぬ。次を見よ。

【本地垂跡說】佛は本地で神はその垂跡、つまり佛は神の本體であつて、神はその佛が形を變へて我が國に跡を垂れたのであると云ふ說で、我が國の神祇を總て印度の神佛に附會したものである。これは最澄、空海が始めたと從來說かれて居るが、恐らく信ではあるまい。勿論當時並びにそれ以前奈良朝に於ても、神前讀經とか、神宮寺の建立とか云ふ事はあつたが、それは神を佛と同體と思つたからではない。神も人間と同樣六道(註一)を輪廻するものと信じて居たからである。一體當時の僧侶は外國輸入の佛敎をのみ學び、且それに心醉しきつて居たから、本邦神祇を非常に輕侮し、斯樣に神も人間と同樣六道を輪廻するもので、善根を積めば佛となり得るが、惡行を犯せばやはり蓄生道にさへ墮るものと信じた。其處で神も成佛したい爲に寫經や、讀經を欲し、又寺院の建立を希つたと考へたのである。處が其後佛敎が漸次日本化するに至つて本邦神祇に對する信仰は次第に高まつて來た。そして遂には神祇卽佛陀とするの思想が生れて來た。これが本地垂跡說である。それ故此說は最澄や空海の時代に生れ得べきものではない。それよりもつと後の事とせねばならぬ。思ふに此說は平安初期の後期に兆し、藤原時代に發達して此時代に至つて大いに流行したものと思はれる。かくて叡山を中心とする山王一實神道や、眞言宗徒によつて稱へられた兩部習合神道は、我國の神祇を以て佛敎上の佛又は神に附會し、大系統の神話を作りあげたが、それは此後一般に信仰されて垂跡の說は長く我國人の信仰を支配する事になるのである。

【註】一、六道とは地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六つで、生物は、その六つを巡り廻つて居る、即ち生前よい事をすれば天上に生れ、又人間になるが、惡事をすれば地獄とか畜生になると云ふ。

【禪宗の渡來】禪が我國に傳來したのは隨分古い事である、けれど流行を見ないで此時代となり、始めて宋の影響をうけて流行が兆し始めた。けれどまだ此時代に於ては見るべきものがないから次の時代で云ふ事としよう。

第二十五章　文學と美術

【當時代の漢文學】平安初期に於て極盛の域に達した漢文學は其後漸次衰微して、此時代に至つては一般に漢文の力が乏しくなつた。その結果として正確な漢文が作れないので、一部誤格和臭を帶びた一種特別な漢文體が生じて來た。そしてその文體が、これから公にも私にも用ひられる事となる、日記の文や東鑑の如きがそれである。けれど此時代に於ても猶文章道の菅原、大江、明經道の

清原、中原等の諸家には漢學に秀でた人が尠くない。殊に大江匡房、清原頼業の如き又藤原信西の如きは博學の譽高かつた。

大江匡房は匡衡（マサヒラ）の曾孫、成衡の子である。四歳にして書を讀み、八歳にして史漢に通じ、十一歳にして詩を作つたと云ふ。後三條帝東宮に在します頃より參り仕へ、天皇に登り給ふや匡房卽日藏人に補せられ、漸次出世して遂に中納言、太宰權帥となり、天永二年（一七七〇）十一月薨去した。年七十一、世に江帥（カウツツ）と云はれる。江家次第は此人の著である。匡房詩文に長じ、又和歌に巧で、才學一世を驚かせた。

清原頼業（ヨリナリ）は祐隆の子、學和漢を兼ね、又典故に精しかつた。曾て禮記を讀み、解註を試む。その說朱熹（註一）と說を同うすと云ふ。明經博士として、又高倉天皇の侍讀として、名聲双ぶ者がなかつた。關白兼實も國の大器、道の棟梁と評して居る。文治五年（一八四九）卒、年六十八。

藤原信西は宏才博覽、天竺震旦（シンダン）（支那）韓土の語に通じて居たと云ふ。その略歷は二八三頁で述べたから此處には省いて置く。

【國文】　前期の後を承けて猶隆盛と云ふ事が出來よう。けれど其作物には前時代と同樣な物語、隨筆、日記等の種類もないではないが、有名なる物は大鏡、榮華物語、今鏡、水鏡の如く凡てが歷史物である。猶今昔物語（コンジヤク）がある。けれどこれも隨筆的の歷史とも見られる。斯樣に此時代に至つて國文學が、主として過去の事件を記すのに力を用ひられたのは、前に述べたやうに此時代の人が現在の悲しい世態を見るにつけ、未來に極樂淨土を畫くと同時に、過去にも强いあこがれを持つて居たからであらう。つまり淨土敎の發達と同樣な原因から生れたと思はれる。

【大鏡】　の作者は詳かでないが、先づ藤原爲業の作と云ふのが當つて居るらしい。文德天皇から後一條天皇に至る迄の事蹟を略叙し、次に攝家の列傳を述べてある。八卷。其の文素樸にして力がある。爲業は崇德天皇頃の人で、後出家して大原山に隱れ寂然と云ふ。和歌も巧みである。

【水鏡】　は中山忠親の作であらうと云はれて居るが、詳かでない。神武天皇から仁明天皇までの事が書かれて居る。丁度大鏡の前記をなすものと見ればよい、三卷。

【今鏡】　また續世繼とも云ふ。大鏡についで後一條天皇から高倉天皇の御代までの事が書いてある。作者は水鏡と同樣中山忠親とも、又久我通親ともいはれて居る、十卷。中山忠親（山槐記著者）は六條朝から三代に歷仕した人で、建久六年（一八五五）六十五歳で死んだ。

【榮華物語】　また世繼物語と云ふ。作者は赤染衞門だと傳へられて居るが信じられない。村上天皇から堀川天皇寛治四年（一七五〇）までの記事があるのだから、たとへ一部分赤染衞門の作としても、全部はさうでないと云はねばならぬ。道長の榮華を最も詳細に記されて居るので此の名があるのであるが、一體によく當時の禁中の有樣や、公家の風俗を寫し、且文章艶麗で趣味尠くない、

四十一卷。

以上水鏡、大鏡と室町時代に出來た增鏡を合せて三鏡と云ひ、又今鏡をも加へて四鏡と云ふ。けれど今鏡から增鏡までの間、斯樣な假名文の歷史が缺けて居るので、德川時代荒木田麗女は月の行方を著はして、高倉、安德二朝の事蹟を補ひ、又池の藻屑を著はして增鏡についで、後醍醐朝から、後陽成朝までの歷史を書いた。

【今昔物語】は宇治大納言源隆國の著であるから、又宇治大納言物語とも云ふ。これは隆國が宇治平等院の傍なる南泉房と云ふ所に籠り、行人をして見聞せる雜談、逸話を語らせて、之を書き記したと云ふが、其實古今の諸書の面白い話を集めて編纂したものらしい。六十卷。

【和歌】和歌も前時代から引き續いて盛んである。そして三代集(古今、後撰、拾遺)についで此時代には後拾遺、金葉、詞花、千歲等の勅選集が現はれた。

【後拾遺集】は白河天皇の朝、藤原通俊の選んだものである。當時の歌人として有名なる人には、後の三船の才と云はれた源經信がある。

【金葉集】は崇德天皇の朝、經信の子源俊賴が選んだ歌集であるが、此の俊賴はその才氣に任せ古今の末流を汲むを屑しとせず、心も詞も新奇を出さんと務めたから、反つて風體がよくないと評されて居る。

【詞花集】は近衞天皇の朝、藤原顯輔が鳥羽上皇の仰せを奉じて選んだもので、金葉集と同樣評判がよくない。

【千歲集】は安德天皇の壽永二年、藤原俊成が後白河法皇の院宣によつて選んだもので、次の鎌倉時代文治三年に出來上つたのであるが、歌は此時代のものである。有名なる薩摩守忠度が故鄕花と云ふ題で詠んだ。

さゞ浪や滋賀の都は荒れにしを、昔ながらの山櫻かな

と云ふ歌が、「よみ人知らず」として載せられたのは此の集である。以上を前時代の三代集と次の時代の新古今とを合せて八代集と云ふのである。

【今樣】歌謠の一種で多くは七五の句を四つ聯ねたものである。前時代からあるが、最も流行を極めたのは此時代から次の時代にかけてゞある。これは謠ふばかりでなく、當時は白拍子と云ふ者があつて、歌と共に舞ひ遊んだ。その有名なものを擧げると次の樣なものである。

君を初めて見る時は　　千代もへぬべし姫小松　　佛御前

御前の池の龜岡に　　鶴こそ群ゐて遊ぶなれ　　祇王

佛もむかしは凡夫なり　われらも遂には佛なり
いづれも佛性具せる身を　隔つるみこそ悲しけれ

徳大寺實定

舊き都にきて見れば　淺茅が原とぞあれにける
月の光はくまなくて　秋かぜのみぞ身にはしむ

かの空海の作と云はれる「いろは歌」も亦今樣歌であつて、實際は此時代に出來たものらしい。

【建築その他美術】　當時代は前述した樣に、白河、鳥羽、兩法皇が佛事を好まれた結果として、七勝寺を始めとして、京都の內外に建立された堂塔、伽藍の數は極めて多い。（二五八頁參照）又それに伴つて佛像佛畫の彫刻され、畫かれたものは非常な數に上つて居る。けれどその多くは燒失して今日に傳はつたものは、建築物としては僅に興福寺の三重塔や、奧州平泉なる中尊寺の金色堂及び經等に過ぎない。しかしそれによつてほゞ當時の狀態を窺ふ事が出來る。

【中尊寺】　は仁明朝に創設され、淸和朝貞觀元年（一五一九）その名を得たと云ふが、大いに盛んとなつたのは秀鄕流藤原氏が平泉に據るに至つてからである。卽ち藤原淸衡は堀河朝、寬治二年（一七四八）當寺を經營し、堂塔、僧坊三百餘宇を建てた。天仁二年（鳥羽朝一七六九）功竣るや勅願寺となり、海內屈指の靈場となつた。けれど後其の多くは灰燼に歸して、現今金色堂（光堂）經堂等を殘すに過ぎない。しかし其れは驚異に値するものであつて、以て當時の豪華を偲ぶ事が出來る。

次に繪畫に於ては佛畫の外に、繪卷物の流行した事を注目せねばならぬ。その內殊に有名なのは、信貴山緣起（鳥羽僧正）、鳥戰戲畫（不明）、源氏物語繪卷（藤原隆能）、伴大納言繪詞（土佐光長）、粉川寺緣起（土佐光長）等である。次に工藝美術も著しい發達を遂げた。殊に嚴島の平家納經は實に精巧を極めたものである。

此の嚴島經卷は長寬二年（一八二四）に淸盛が一門の榮福を感謝し、同時に來世の妙果を祈る爲め、嚴島の寶前に納めたもので、一門三十二人各一品一卷宛之を書寫したのだと云ふ。

第三編　近古史

第一期　鎌倉時代

第一章　鎌倉幕府の創立と源氏の滅亡

【武家政治の序幕】　平安中期に勃興した武士の勢力は日にまし盛んとなり、その後期に至り遂に中央貴族に代つて天下の權を掌握するに至つた、平氏時代がそれである。此の意味から云へば平氏が武家時代の先驅であるが、その志を得るに及んでは、主として藤原氏の政策を襲用し、且彼の墮落的方面までをその儘にうけついで、武士特有の精神を喪ふに至つた。つまり藤原政治の繼續に過ぎないのである。それ故眞の武家政治の序幕は源氏によつて落されたと云はねばならぬ。

【幕府の創立】　頼朝は平家討伐中も居を鎌倉に定めて動かず、先づ侍所（サムラヒドコロ）を置き（治承四年一八四〇、十一月）將士の進退、非違の檢察、罪人の決罰等を掌らしめ、次いで壽永三年（元暦元年一八四四）八月公文所（クモンジョ）（政所）を、十月問注所（モンチュウジョ）を設けた。この三所は此後鎌倉幕府が天下の政權を握る上についての中心機關となるのであるが、設立當時に於ては斯る意義を持つたものではない。唯武士の頭梁としての頼朝が其の權限内の仕事を行ふのに必要な機關であつたに過ぎない。然るに程なく平家は滅亡して（壽永四年一八四五、三月）幕府の勢力が自ら增して行くと共に、頼朝並にその家人等は、それを利用して權力を得ようと勤め、又その後繼者も同樣な努力を繼續して行つたから、遂に朝廷は儀式的のことを行ふのみで、天下の實權は幕府に歸し、此等三つの役所は國家的政治機關の中心となるに至つたのである。

【幕府を鎌倉に置きし理由】　頼朝が上京せなかつた最初の原因は、奥羽の藤原秀衡（ヒデヒラ）や常陸の佐竹隆義がその虚を窺ふ恐れがあつた事と、その性質が堅實で危い橋を渡らないと云ふやり方から、本を堅めんとした爲めとにあつたのであるが、それ等の危險がなくなつても猶京都に居を移さなかつた事は次の原因によると考へられて居る。

1、東國と源家との關係は前述したやうに極めて密接なものであるから此地に居る事は最も安全である。

2、東國は古來武を以つて鳴る地だから、武士の頭梁としては此地に根據を置く事が最も必要であつた。

3、京都は藤原氏榮華以來遊蕩氣分が汪溢して如何なる武骨な男をも軟化せしめんとする魅力があつたから、之に近づく事は危險である。平家が覆滅したのも、義仲が失敗したのも此に外

ならない。頼朝は此等前車の轍を踏まなかつたのであらう。

併し又頼朝には始めから武家政府を建てゝ天下に號令しよう等と云ふ考へがあつたのではなく、平氏と協同して朝廷に仕へたいと云ふ希望を表明した事もあつた（玉葉治承五年八月一日條）位であるが平氏が源氏掃蕩の政策を執つた爲に騎虎の勢、公家政治とかけ離れた別天地に居を營んだのであるとも云はれて居る。（日本文化史）

【幕府の職制】

○政所　もと公文所と云ふ。前述の如く元暦元年（壽永三年一八四四）創設した所で、大江廣元を別當（長官）に、齋院次官中原親能、主計允藤原行政、右馬允足立遠元等を寄人として、諸般の政務を掌らしめた。建久二年（一八五一）正月政所と改め、廣元を別當、藤原行政を令、藤井俊長を案主、中原光家を知家事、中原親能、藤原俊兼、三善康清、三善宣衡、平盛時、中原仲業、清原實俊を公事奉行とした。其後幕府の發展するにつれて最も重要なる機關となる。即ち庶政を總裁し、兼て財務を司る所となつた。序でだから此時代の中期以後完成された制度について云へば別當（執權）の下に令、案主、知家事、執事（註一）寄人（註二）等の職があり、又やゝ重大なる事件のある場合には執權政所別當連署（註三）政所執事、評定衆（註四）寄合衆（註五）侍所別當等の諸職會議し、各自充分其説を吐露したる後、執權連署等が之を決するのであつた。

【註】一、執事は政所中の要職で主として財務を司つて居た、又政務にも參加するのである。　二、寄人は政務を分掌する職で其の人員は數多あつた。　三、連署、執權義時の卒後泰時執權を襲ひ義時の弟時房初て此職となる。執權の副で下文に署判するから此名がある。又連判、合判、加判とも、執權と合せて兩執權、兩後見、兩探題とも云つた。　四、評定衆嘉祿二年泰時執權の時十一人補せられたのが始まりで、政所に列して政事を議し、或は吏務を助くるもので、其人員は十五六人、北條氏の族人、大江三善等の文官も、三浦、千葉等の武人などの名家を網羅してあつた。その中執事や引付頭人などを兼務する以外の者を式評定衆と云つて常時出仕せず、唯式日又は有事の日にのみ出席した。　五、寄合衆、正應二年五月貞時執權の時北條時村此職となつたのが初めである。執權、評定衆と共に政治を議する職で、重大の事件のある時ばかり出席するのである。北條氏の中老成の人を之に任じた、人員は定まつた數がない。　六、引付衆（ヒキツケシュウ）建長元年時頼執權の時新設、評定衆の補助で訴訟の聽斷を掌り、時としては吏務をも助ける。人員に定數なく、各次順番その職務を行ふのであつた。建長の頃は三番あつたから三方引付と云つたが、後五番八番となつた。そして引付頭人なる者が之を統べて居たがその頭人は北條氏から任命されるのが例であつた。なほこの引付衆の下に引付、右筆等の職がある、これは政所寄人が兼ね、文案の記錄を司つて居た。

公文所が政所となつたのは建久元年（一八五〇）十一月頼朝上洛し、權大納言に任ぜられ、右近衛大將を兼ねたが、幾許もなく之を辭し、その翌年正月になつて、前右大將家の名のもとに政所と改めたのである。この政所なる者はずつと前から京都の縉紳家で置いて居た名稱で、莊園の事務な

どをとらせて居た、頼朝はそれを眞似たのである。

執權とは政所別當の事で、建仁三年將軍頼家職を弟實朝に讓つた際、外祖父北條時政此職に任ぜられしより北條氏代々此職を世襲するに至つた。つまり廣元の死ぬまでは二人あつた譯である。

○問注所（モンヂユウジヨ）　元暦元年十月諸人の訴訟を掌らしめんが爲に置いたもので、初めは頼朝館の東面の廂二間を以つて之に當てた。訴訟中その種類により賦別奉行、或は引付衆をして裁斷せしむる事があるけれど、貸借、領地諍論、財物の盗難等の如きは、必ず當所で裁判したのである。その長官を執事と云ふ。三善康信が初めて命ぜられて以來、その裔なる町野、太田の兩氏が任ぜられる事となつた。執事もし事故あれば執事代をして、その職を執らせた、其下に問注所寄人（或は問注所衆とも問注所公人とも云ふ）があつて訟訴人の言辭を記し、又廳内の雜務を司つて居た。

○侍所（サムラヒドコロ）　將士の進退、非違の檢察、罪人の決罪及び宿衛扈從の人選をなし、又戰時には機務に參するのであるから政所と相對して勢力があつた。長官を別當と云ふ、和田義盛を任じたのが最初である。その後義盛服暇の際梶原景時（註一）願つて別當に補せられたが、正治二年誅戮せられて、義盛再び別當となつた。其後和田氏又亡び、執權北條氏が兼務する、つまり文武兩權を北條氏が握る事となつたのである。別當の次に所司（ショシ）（註二）があり、その下に開闔（カイカフ）（註三）、右筆（イウヒツ）（註四）、小舍人（コドネリ）（註五）等があり、後には別に小侍所（コサムラヒドコロ）（註六）と云ふものが置かるゝに至つた。

【註】一、當時景時は侍所の次官なる所司であつた。二、所司、侍所の次官で始め一人だつたが後四人となり、小侍所の置かるゝに至り又一人となる。三、開闔は引付衆から兼ぬる職で、簿書の記錄、文案の檢査を司つて居た。四、右筆は文筆に携るを專務とする。五、小舍人は雜務に驅使する者である。六、小侍所、北條氏が侍所別當を兼ぬる樣になつてから別當の事務が繁雜すぎるので、別に小侍所を置き、武士の宿衛、扈從、弓始射手の選定等を掌らせた、職員にはやはり別當、所司等があつた。

○奉行（ブギヨウ）　その他一般政務を施行する爲に奉行人なる者が置かれてあつた。卽恩澤、安堵、賦別、越訴、評定、京下、官途、御所、御出、宿次過所、厩、國、保檢斷、地、藍作手、倉、納殿、中持、進物、贈物、寺社、御祈、法會、作事、御弓始、椀飯（ワウバン）、貢馬、旬御鞠、相撲、御元服、御拜賀、御產所、嫁娶等の奉行がそれである。

【守護地頭】　幕府が天下の實權を收むるに最も必要な手段は守護（シユゴ）、地頭（ヂトウ）の設置であつたが、その設置の口實となつたのは義經行家の追捕と云ふ事であつた。

【設置の原因。頼朝義經の爭】　義經が一の谷の戰後頼朝に憎まれた事は前述した處である。それで平家の追討も範頼丈に命じた位であるが、平家の勢力の侮り難い事と範頼が無能であつた爲に、やむなく再び起たせて平家を西海に討たせたのである。けれどそれは怒が解けた爲ではない、唯

利用したに過ぎぬ、殊に梶原景時が逆艫の事や何かで、義經を恨み鎌倉に讒言した事や、義經が勅勘を蒙つて居る平時忠の娘を娶つた事や、女院と同船した事や、何やかやで益々怒つて、義經が宗盛以下の虜を鎌倉に護送して凱旋した際、頼朝は義經の鎌倉に入るを許さなかつた。種々辨解する處があつたが、なほ免されないので、やむなく怏々として京都に歸つた。かくて兄弟の感情はます〳〵疎隔するばかりで頼朝は義經に與へた平家の沒官領を奪ふと云ふやうな事をやつたので、義經も怒り、かねて頼朝を怨んで居る叔父の行家と往來して密かに頼朝に對抗する樣子があつたから、頼朝は義經に命じて行家を討たしめんとしたが、病と稱して聞かないので遂に土佐坊昌俊をやつて、義經の館なる堀河を襲はしめた。けれど却つて昌俊が殺されると云ふ樣な事で其の計畫が失敗に終つた。斯樣な事から義經も兄を恨み、遂に行家と共に後白河法皇に請うて頼朝追討の院宣を要請するに至つた。この時藤原兼實は宣旨を與へる事はよくないと陳べたけれど、朝廷はその武威を恐れて文治元年（壽永四年一八四五）十月頼朝追討の宣旨を下された。これが幕府をして乘せしむる原因となるのである。之に對して頼朝は上洛すると揚言し、駿河國黃瀨川驛まで出馬したので、義經は九州の地頭に、行家は四國の地頭に補せられて西に下つたが、攝津國大物浦で暴風に逢ひ今まで從つて居た軍兵が殆んど離散したから事のなり難きを見て踪跡を晦ました。頼朝はそれを聞いて上洛を止め、朝廷では前と反對に義經行家を搜捕すべき院宣をば下すに至つたのである。

【廣元の建言】　この時大江廣元は「梟惡の者が時を得て天下に反逆を起した際東海道は鎌倉に近いからよいが、他の地方に起つた場合には、其度毎に將卒を派遣せなければならぬ。從つて煩も多く、費用も澤山かゝる、それ故今回の事を機會として國衙庄園毎に守護地頭を置く事を朝廷に願つたならよからう、若しそれがゆるされたら、かゝる憂はなくなならう」と建議した。頼朝はその良策なるを感じ、且つ自己の勢力擴張に極めて好都合であるから、北條時政を西上せしめ、一方に於ては諸國平均に守護地頭を設置し、權門勢家庄（庄園）公（公領）を論せず、段別五升の兵糧米を徵收する事、（東鑑文治元年十一月廿八日條）また一方に於ては義經等に關係のある朝臣の任黜を奏請した。

かくて文治元年十一月廿九日、守護地頭の設置、及び兵糧米徵收の件が許可された。此等守護地頭なるものは幕府の命令により任免され、又行動する者であるから、幕府の權力は國内に普きに至つたが、猶此の兩職は此の後漸次國司や領家の權限を侵して行つたから、それに從つて幕府の權力が增して行つたのである。

【守護】　は平安朝時代の追捕使又は押領使などゝ殆んど同樣なものである。そこで守護の事を始めは惣追捕使とも云つた、その職掌は京都の大番催促、謀叛、殺害人、及び夜討强盜山賊海賊の

追捕、（貞永式目）つまり軍事警察に關するもので、有事の日は國内の地頭、御家人を率ゐて出陣するのであつた。極く最初のを除けば世襲の職であつたから、漸次勢を得て此の時代の末には國内の事殆んど守護によつて決せらるゝに至つたのである。守護が鎌倉に居る場合などには、守護代を其國に置いて、その事務をとらせた。

【地頭】　地頭も以前からあつたもので、平安中期以後見える。平家も諸國に之を置いた。それを此時代から鎌倉の御家人を以つて任ずるやうにした譯である。その職掌は土地を管掌し其地の租税課役を徴收し、定例の租額を本所領家に納め、その一部を自己の得分とする。又守護の命を受けて京都の大番役を勤むる等であるが、その地の收入の一部を自己の得分とすると云ふ利益があるので、將士ばかりでなく、神社寺院でも地頭職となり又女子でも補せられる。つまり、その收入を得さしめると云ふ事が地頭にする目的であつて、地頭は官職ではなく幕府の恩賞であると迄云ふ人がある。けれど多數は武士であつた事勿論である。始めは鄕保莊園總べてに置いたのであるが、院宮權門等の反對が多かつたので、文治二年に至り、平家の沒官領や謀叛人跡にのみ置く事となつた。（東鑑文治二年七月七日及び十一月二十四日條）

【兵糧米の徴收】　守護地頭の設置と同時に許可されたのであるが、苦情が頗る多く、しかも理由のある不平であつたから、幕府でもやむなく文治二年三月末に至つて、これを撤廢する事とした。次いで前述の如く地頭も謀叛人跡以外は廢止されたから、當時では幕府の實權はそれ程大きいものではなかつた。守護の如きも當時はまだ微弱なものであつた。

【大江廣元】　幕府の建設に最も功の多い大江廣元は匡房の曾孫、維光の子、初め中原廣季の養子であつたが、後本姓に復した。頼朝擧兵の後、招かれて仕へ、公文所の別當となつたのである。幕府草創の際庶務殷湊、章奏文移、多くは此人の手になつた。守護地頭の設置また此人の發案である事前述した處である。頼朝薨後政子に重んぜられ、又北條氏に愛せられ、益々幕府の重鎭となつた、嘉祿元年卒す、年七十八。

大江氏系圖（一五八頁より）

維時―重光―匡衡―擧周―成衡―匡房―維順―維光―
　―廣元（覺阿）―親廣（蓮阿）―廣時―政廣―元顯―元政
　　―時廣―泰秀―時秀―宗秀―貞秀
　　―季光（毛利四郎）―經光―時親―貞親―親衡（親茂）―元春

【三善康信】　三善清行の後裔で、頼朝の乳母の子である處から頼朝の伊豆配流中一月三度使を遣はして京都の消息を報じた。後入道善信と云ふ。壽永三年招かれて鎌倉に下り問注所の執事となつた。問注所は初め幕府に設けたが後康信の家に移し、正治元年郭外に設けたのである。承久三

年卒、年八十二、子康俊職をつぐ。子孫問注所執事を世襲し、又評定衆となる者が多い。

康信―康俊（町野）―康持―政康弟康有
　　―行倫―倫重（矢野）―倫長
　　―康連（太田）―康宗

【奥羽經營】 斯の如く頼朝は兵馬の權は勿論其他の政權をも漸次自己の掌中に收めて行つたが、陸奥の藤原秀衡のみは父祖三代の勢力を恃みとして容易にその下風に立たないのみならず義經の來るや厚く之を遇して居たから、頼朝にとつては一敵國の感があつたのである。然るに文治三年（一八四七）十月秀衡死し、その子泰衡父の遺志に背いて義經を殺したので、謀叛人を庇護して居たのを口實として之を伐ち、文治五年（一八四九）九月六日泰衡を滅して奥羽全土を平げ、奥州總奉行を置きて之を治めしめ、後大河兼任の叛を平ぐるや陸奥留守職を置き相並びて、奥羽の庶政を司どらしめた。

【陸奥藤原氏】 後三年役に出た藤原清衡（キヨヒラ）（註一）の後である。其子基衡を經て孫秀衡に至り、父祖の積威により勢頗る盛であつたから、宗盛や、次に義仲は頼朝を苦しめる爲に追討の勅を秀衡に下されん事を請うた事もあつた。頼朝が容易に鎌倉を離れる事の出來なかつたのは、此人が背後を脅すを恐れた結果だと云はれて居る。義經（註二）は幾内各地に潜んで居たが、遂に舊緣をたよつて北陸道を經て奥州に下り、秀衡に身を託した。秀衡は之を厚遇し、その卒する際には其子泰衡に義經を助くべきを誓はしむる程であつた。しかし泰衡は義經を討てと云ふ院宣が屢々下り、又頼朝からも逼つて來るので、遂に父の遺志に背き文治五年閏四月、義經を衣川館に襲はしめて之を自殺せしめ、その首を鎌倉に送つた。（註三）けれど頼朝はかねゞゝ藤原氏を亡さうとして居たのであるから、之を好機として奥州征伐を行つたのである。

【註】 一、清衡の事は二七四頁を見よ。

奥州藤原氏系圖（其二）（二一八頁より）

秀郷―千晴―千清―（正頼）―頼遠―經清―清衡―基衡―秀衡―國衡（西城戸太郎）
　　―千常　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―泰衡
　　―千方　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―忠衡（泉冠者）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―高衡（木吉冠者）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―通衡（和泉七郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―頼衡（錦戸太郎）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―家清
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―清綱
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―俊衡（火爪入道）
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　―季衡

【註】 二、義經は三二六頁で述べたやうに行家と共に西海に行かうとしたが、暴風に逢ひ、その後幾内各地に隠れて居たが、終に舊緣をたよつて北陸道を經、奥州に行き、秀衡に身をよせる事となつたのである。吉野でその妾靜と別れた事や北陸安

宅關を過つた事など有名な話が多く傳はつて居る。行家の方は和泉で殺された。　三、義經は其實衣川で死んだのではない、蝦夷の嶋即北海道に逃れたと云ふ說もあるが、信じ難い。なほ大陸に渡つた、これが蒙古の成吉思汗だと云ふ說があり、又滿洲清朝の祖先だとも云ふが皆採り難い。○義經の妾靜は吉野で捕へられて鎌倉にゆき、頼朝の命で、文治二年四月八日鶴岡宮廻廊で舞ふ。工藤祐經鼓をうち、畠山重忠銅拍子をとつた。此時靜が「よしの山みねのしら雪ふみ分て、いりにし人のあとぞ戀しき」次に「しづやしづしづのをだまきくり返し、むかしを今になすよしもがな」と歌つた。頼朝は怒つたが、政子之をなだめて卯花重の衣を授けた。

【奥州征伐】　頼朝は泰衡が義經をかくまつて居たのを名とし、之を討たんとして院宣を請うたが朝廷では今年は太神宮上棟、大佛殿の造營などあるから延ばした方がよい、義經既に死んで天下略ぼ定まつたからは民を休める必要があるとて容易に許されない。再三願つても許下が出ないので遂に大庭景能の策(註一)を用ひて(六月三十日)出征に決した。七月十七日手分して、三道より進む事とした。一は東海道軍、千葉常胤、八田知家を將とし、勿來(ナコソ)關を越えて太平洋岸を進み、一は北陸道軍比企(ヒキ)能員、宇佐美實政を將とし、日本海岸、念種關より向ふ。中道は頼朝自ら將となり、畠山重忠を先鋒として白川口より入る。同十九日發向、八月陸奥見澤に至る。泰衡熱借山(ニッガシ)に城き庶兄國衡をして守らせ、自らは國分原鞭楯に陣し、又兵を分つて出羽を守らせた。頼朝熱借山を拔き國衡を追うて道に殺し、泰衡は國衡の敗北を聞いて軍を棄てゝ走り、頼朝國府に至る。常胤、知家等來り會し次で玉造に進んで多加波々城を圍み、泰衡又遁れ城兵悉く降つた。平泉に向ふ。泰衡の兵栗原三迫の險を扼して居たが頼朝皆之を破つて遂に平泉に入つた。(註一)泰衡城を燒き遁走

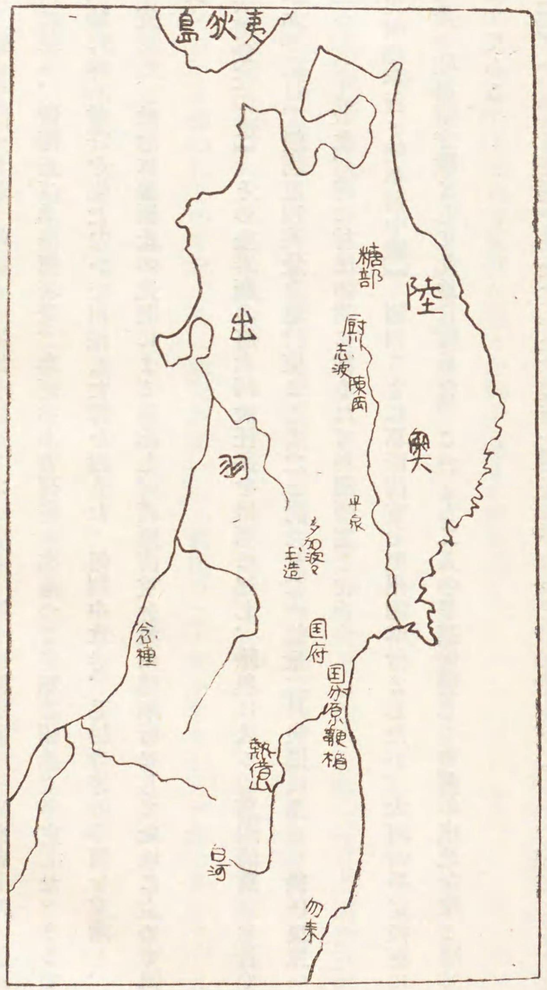

國司藤原基成降る。九月志波郡に至る、泰衡從叔樋爪俊衡逃走、陣岡に陣す。比企能員等出羽を

定めて來り會す。泰衡は夷狄嶋（北海道）に赴かうとして糠部郡に行つたが三日部將河田二郎、泰衡を殺して降つたが、賴朝その不忠を惡んで之を斬る。適ま泰衡追討の院宣到着した。進んで厨川に至る、俊衡及び弟季衡來降、泰衡弟本吉高衡も亦降つて奥羽二州悉く平定した。そこで捷を京師に奏し勅許を俟たないで出征した罪を謝した。賴朝中尊寺、毛越寺等の寺領を安堵し、土民を安んじ、政治は藤原氏の先例によるを諭し、葛西清重を奥州總奉行として此地に止めて凱旋した。

【大河兼任の反】　その後泰衡の將大河兼任兵を出羽に起し、陸奥に入る。葛西清重急を告ぐ、建久元年正月、賴朝足利義兼を追討使として之を討たせた。義兼二月泉田に至る。兼任栗原一迫に邀へ戰つて敗北、遂に村民の爲に殺されて奥羽平定した。

【奥州總奉行と陸奥留守職】　賴朝さきに葛西清重を奥州總奉行としたが、大河の平定後更に伊澤家景を陸奥留守職として此地に留めた。これより二人の子孫世襲して奥州の庶政を掌る事となつたのである。

【註】一、泰衡逃走の際平泉を燒いて、三代の榮華一朝にして灰となつたが金色堂は殘つた。さすがの賴朝も其結構に驚いたのである。金色堂の事は三一八頁を見よ。

【賴朝の上洛と征夷大將軍】　幕府の基礎定まり、又奥羽も平定したので建久元年（一八五〇）十一月上洛し、六波羅館より參内して權大納言兼ねて右近衛大將に任せられたが程なく之を辭し、妹婿藤原能保の子高能を六波羅に置き鎌倉に還つた。これより前右大將家の名で公文所を改め、政所を設けたのであるが、その後建久三年（一八五二）七月兼々望んで居た征夷大將軍に補せられた。（註一）これより幕府の首領たる者必ず此官を得るを例となすに至る。

【註】一、此年三月幕府さらひの後白河法皇崩御せられ、賴朝と通じて居た兼實が朝廷に勢力あつたからである。その事は後に云ふ。

【範賴の死】　建久四年（一八五三）五月十六日、賴朝富士の卷狩をした。此時（二十八日）河津三郎祐泰（祐道又は祐重）の遺子曾我十郎祐成、同五郎時致兄弟（伊東祐親の孫）父の讎工藤祐經を討つたが、（註一）此時賴朝も殺されたと云ふ風説があつた。政子之を聞いて悲しんだ際、範賴「我此に在れば御安心あれ」と慰めたその事を、後に賴朝が聞いて「義經の二の舞をするか」と怒つたので、八月二日起請文を書いてあやまつたが、その十日範賴の家人が賴朝の宿所を侵したから遂に伊豆の修禪寺に幽せられ、次いで梶原景時の讒で殺された。

【註】一、祐泰安元二年十月伊豆奥狩場で矢に中つて死んだが是は祐經の所爲である事がわかつたので、時に五歳の祐成と三歳の時致が辛苦艱難終に仇を討つたのである。祐成は仁田四郎忠常に討たれ、時致は虜へられて殺された。（二九四頁參照。）

【東大寺の再建】　東大寺は治承四年（一八四〇）平重衡に燒かれたが、俊乘坊重源その再建を企て、

幸にも後白河法皇の御信仰を得、また頼朝より米一萬石沙金一千兩、上絹一千疋を受くる等諸方からの寄進を得、建久五年（一八五四）落成す、翌六年の供養式には天皇行幸せられ、また頼朝も政子頼家を伴ひ、三月上京して式に列した。

【頼朝の薨去】 頼朝建久九年（一八五八）十一月相摸川新橋の落成式に臨み、歸途落馬して病を得翌正治元年正月薨去した、年五十三であつた。彼は流人より身を起し、宿敵平家を亡ぼし、且武家政府を創めた事は偉と云はなければならぬ。けれど源氏は經基以來代々武士の頭梁として、その功績、その勢力、又一族郎黨の多き、何れも平家其他より遙に越えて居たのであるから、藤原氏が勢力を失墜した後に於て、天下の政權を握るべきは當然此氏であつたのである。しかるに義家以來同族相爭ふの慘劇を演じて居るに反し、平家に於ては忠盛、清盛の如き英雄が現はれたので一時彼に乘せられたに過ぎない。從つて平家が失敗すれば源家の嫡流たる頼朝の世となる事は明白であつた。つまり彼はこの機運を適當に運用する丈で此の結果をもたらす事が出來たのである。勿論此機運をうまく運用したと云ふ點で彼も亦偉人と云ふ事が出來るが、彼は此の偉業が源家の嫡流として、その多くの一族家人の助力によつて出來上つた事を痛切に考へないで、爲義、義朝と同樣多くの同族を害し、殊に最も功の多い義經範頼を殺した事は自を計らざるの致す處で彼の失策の最も大なる者、又源家三代にして亡びた所以である。

【二代頼家】 頼朝薨ずるや、長子頼家（註一）繼いで鎌倉の主となつた。（註二）頼家は世に云ふ程愚な人ではなかつたやうだが、年が若く又ぼつちやん育ちと云ふやうな譯で、昵近な者（註三）を愛して老臣を遠ざけたり、亂暴な判決を下したり、（註四）又間々非行もあつた（註五）から母の政子尼將軍は心配して成るべく政治に與からせないと云ふやうな干渉がましい事をした（註六）

【註】一、幼名一萬、後萬壽と云つた。二、正治元年（一八五九）正月、左近衛權中將に任ぜられ、總守護地頭となる。建仁二年（一八六二）七月、征夷大將軍となつた。三、小笠原長經、比企三郎、和田朝盛、中野能成、細野四郎の五人。四、陸奥新熊野社僧院領の境界を爭ひ、文書及び地圖を持つて訴へた。頼家は線を圖の中央にひいて、自後土地の訴訟は皆之に準ずるから、厭なら爭ふなと。五、參河の人室平重廣が亂暴をして居るので、安達景盛を遣はして討たせ、その不在中景盛の愛妾を奪つた。六、北條時政、其子義時、大江廣元、三善康信、中原親能、三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、安達盛長、同遠元、梶原景時、藤原行政の十三人庶政を決して居た。

【梶原氏の敗滅】 梶原景時は石橋山で頼朝の難を見逃がした上、才能があるので、その寵愛を受けて一門榮えたが、讒邪盛んに人を陷れたので幕府諸將にきらはれた。けれど頼朝の寵臣なので如何ともする事が出來なかつたが、今や頼朝逝き景時の後援者がないのに乘じて之を退けんとしたのである。遇ま景時結城朝光を讒する事があつたので、和田義盛三浦義村等六十六人鶴岡社に會し連署して頼家に訴へた。頼家この書を景時に示したるに、景時辨解する事が出來ず、一族を率

ゐて一宮に走り、戰備を設け、翌正治二年(一八六〇)正月京都に向つたので、頼家は比企能員をして追擊させた。景時は駿河清見關で蘆原小二郎、飯田五郎と會ひ、還つて之と狐崎に戰つたが、吉香友兼に擊たれて敗死した。景時の上京せんとしたのは密勅を受けん爲であつて、勝木則宗をして西海に書を飛ばせ、又甲斐武田有義を立てゝ將軍とせんとした等大計畫を立てゝ居たらしい。景時其子景季、景高皆和歌を善くした。

【註】一、義經、範頼の如き、その最たるもの。義盛は侍所別當を奪はれた怨みがある。

鎌倉景政―梶原景長―五郎景清―平三景時―源太景季
　　―刑部丞朝景―平二景高
　　―三郎景茂

【城氏の反亂】　長茂は越後平氏で城九郎資國の四男、資永の弟である。建仁元年(一八六一)二月兵を率ゐて京に入り、小山朝政を襲ひ、又上皇の宮に詣つて頼家討伐を請うたが許されなかつた。後吉野に匿れ、廿二日誅さる。その廿四日長茂甥資家も殺された。四月二日、城資盛越後鳥坂城に據りて反す、佐々木盛綱之を討つ。資盛の姨母板額奮戰したが終に敗北、時に五月である。

【註】一、板額は疵をうけて虜へられたが、後に阿佐利與一義遠が將軍からもらひ受けて妻とした、

城九郎資國(又助國)―太郎資永(資元、助永)―小太郎資盛
　　―四郎永用(又長義、長茂、長用)
　　―小次郎資家
　　―三郎資正

【比企氏と北條氏との爭】　建仁三年(一八六三)將軍頼家病む、八月病はげし、北條時政、政子とはかり頼家をして、關西三十八國の地頭を弟千幡(後實朝)に傳へしめ、關東廿八國の地頭及び天下總守護を其子一幡に讓らしめた。これ一幡の母は比企能員の女であるから、一幡が頼家の後をうけたなら比企氏が外戚となつて、その權力北條氏を凌ぐに至るであらうと、時政や其子義時が心配しての策略だと云はれて居る。そこで比企能員も一幡の母なる自己の娘をして頼家に告ぐるには、「今地頭職を割くは叔姪相並んで無事を保つが如く思はれるが、其實、威權兩屬して爭端を啓くであらう、北條氏を滅さなければ嗣君の安全は望まれない」と。頼家驚き能員を寢室に召し密議をこらした。政子早くもその謀を知り密かに時政に報じて、先づ能員を誘殺し、其族人の一幡を擁して小御所に據るや、義時をして攻めしめた。能員子姪奮戰したが畠山重忠に攻められ、火を縱つて自殺し一幡亦焚死した。頼家病床に之を聞きて大いに恚り、堀親家を使し、和田義盛及び仁田忠常をして時政を誅させたが義盛反つて時政に通じた爲、親家忠常相次いで殺され、頼家も政子、時政に逼られて削髮、伊豆の修禪寺に幽閉されたが、後時政人を使はして弑す。(註一)

源氏系圖(その四)(二八一頁より)

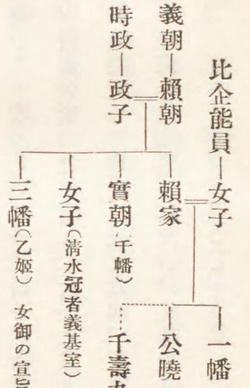

頼朝になほ貞曉と云ふ子がある。政子の腹でない、仁和寺に入り後高野山に住む。

【註】一、頼家の死は幽閉の翌年即建仁四年（元久元年一八六四）七月の事である。頼家はなか〳〵強いので、その浴室に在るのを伺ひ、索を飛ばせて頸にかけて殺したと云ふ事である。年二十三。

【三代實朝】　建仁三年（一八六三）九月頼家廢せられるや、政子、時政と議し、朝廷に請うて千幡を鎌倉の主としたので、征夷大將軍に拜せられ、名を實朝と賜はつた。歳僅かに十二であつたから母の政子及び外祖父時政が實權を握つて居た事勿論である。時に三浦義澄、千葉常胤、新田義重等の老臣既に逝き、梶原景時、比企能員の如き寵臣相踵いで亡び、北條氏の權威甚だ盛んである。それは和田義盛、畠山重忠の如き源家の忠臣と傳へられる人でさへ、頼家の意に反して北條を助けた事によつても知る事が出來よう。

【牧の方の陰謀】　しかし北條氏内部にも内訌があつて、終に時政も身を退かねばならぬやうな事件

が起つて來た、それは牧の方の陰謀である。牧の方（牧氏）は時政の後妻であるが、世間並以上繼子を惡んで居た、それ故先づ實子の婿なる平賀朝雅（トモマサ）と爭つたと云ふ樣な事から繼子の婿畠山重忠父子を亡ぼし、次に朝雅を將軍とせんとして、元久二年（一八六五）閏七月實朝を弑さんと圖つた。政子大いに驚き諸將を遣はして、時政の家にあつた實朝を迎へて義時の家に遷す。時政は聚めた兵が皆去つて實朝に屬したので如何ともなす能はず、翌日伊豆の北條に幽閉され（註一）義時代つて執權となつた。朝雅は京都にあつたが佐々木廣綱、後藤基清等に攻め殺さる。

【註】一、時政は建保三年癘を患ひて卒した、年七十八。

【畠山重忠の敗滅】　重忠は幕府創立以來武功極めて多く、且忠直の士として人望高かつたが、時政の婿であるが爲に北條氏に好意を寄せて居た。しかるに其子重保が平賀朝雅と爭つた事から、牧の方の怒に觸れ、その讒により重保先づ殺され、自分も義時の軍に討たれる事となつたのである。勿論義時は義兄弟の事であるから頻りに反對を稱へたが、牧の方頑として聞かない、若し强ひて反對するならば義絶すると迄云つた故、義時もやむなく兵を率ゐて武藏に向ひ、重忠の鎌倉に赴かんとする途、二股川に會して戰ふ。重忠は異心なきを表明する爲とて戰死した。（註二）

【註】一、重忠の室は重忠の死後足利義純に嫁し、重忠の遺跡はその手に歸し、その關係から義純の子孫は畠山氏を稱する事となつた。これが足利時代三管領の一なる畠山氏である。

【和田氏の滅亡】　前述の如く時政は退けられたが北條氏の基礎は、政子の勢力によつて極めて安全であつた。殊に義時の權謀は父に讓らなかつたから、反つて日に盛大を致したのである。そして其次にやゝ之に對抗し得る勢力を有して居たのは侍所別當なる和田氏であるから、義時は義盛を滅して幕府の全權を握らうとたくらみ、終に義盛を怒らせて兵を擧げしめ、討つて之を亡ぼした。かくして北條氏は侍所別當を兼ねて、幕府の全權をその手に收めた。

【泉親衡の叛】　建保元年（一八七三）二月十六日泉親衡の陰謀が發覺した。親衡は信濃の士である。同志百數十人と共に賴家の子千壽丸を戴いて北條義時を誅戮せんと圖つて居たが、同國住人青栗七郎弟阿靜房安念法師の白狀によつて事あらはれて逃亡した。

【和田義盛の擧兵】　その同志の内に義盛の子義直、義重及び甥の胤長も加はつて居たので、義盛は（上總國伊北庄に居たが）急ぎ鎌倉に歸り、將軍に謁して自家の功を述べ、二子の罪を贖ひ、明日又宗族九十八人を率ゐて幕府に詣り、廣元に就て切に胤長の赦されん事を請ふ。實朝首謀たるが故に聽さなかつた。其處で義時は金窪行親、安藤忠家に命じ胤長を縛して法吏に附したが、殊更に三浦の族が見て居る前でやつたから義盛愧ぢて門を出ない。胤長は陸奥に流されたが、其邸宅が荏柄にある、從來邸宅の沒收した物は同族に賜ふのが例であるから、義盛五條局に就て之を請ひ、聽されたので喜んで人をして守らせたが、幾程もなく義時更に之を奪ひ守人を逐うた。義盛聞いて忿怨日に深く、潛かに北條氏を滅さんとて土屋義清、横山時兼、古郡保忠等と結び時を待つて居たゝ實朝之を聞き諭して兵を罷めしめんとしたが、義時が故舊を蔑視する罪を述べて聽かず數日にして兵を發した。義盛幕府の四面を圍む、其子朝比名三郎義秀門を排して入り、其鋒甚だ鋭、俄かに府中火起り火焰天に漲る。義時實朝を奉じて之を避く。昏より曉に至つて勝敗決せなんだが泰時力戰、義盛の兵退く後義盛、横山時兼の救ひを得て再び振ひしも遂に敗れて殺さる。時に年六十七である。軍潰散、一族殆んど死んだが唯三浦義村のみ幕府に歸して免るゝを得た。義秀は五百人を帥ひ船に乘つて安房に走つたが終る所を知らない。或は云ふ高麗國に赴いたと傳へられて居る。（三六六頁系圖參照）

【實朝の官位と其の心事】　實朝は元久二年（一八六五）正月右近衞權中將、承元元年（一八六七）正月從四位上、同三年四月從三位、建曆元年（一八七一）正月正三位、同二年十二月從二位、建保元年（一八七三）二月正二位、同四年六月權中納言、七月左近衞中將を兼ね、六年正月權大納言、と云ふ樣に官位頻りに上つたが、同年二月屢々使を京師に遣はして左近衞大將を兼ねん事を請うた。朝廷では賴朝の故事により右大將としようとしたが、たつての望みにより藤原道家の左近衞大將たるを辭退させて實朝に兼ねしめ、又右馬寮御監を兼ねしめた。かやうに實朝が大將にならんとした時義時は大江廣元に曰ふには、故幕下（註一）叙任に値ふ毎に、戰兢辭讓、以て慶を子孫に延ばさんとせられた。しか

るに今將軍は齡未だ壯年に至らないのに榮進甚だ速かである。且京都に赴かず坐して品階を受くるは僭と云はねばならぬ、私が諫めたいが蒙昧でうまく云へない、君は何故言はないのか」と、廣元「しか思ふ事が久しい、故幕下事に臨む毎に諮詢せられたが今はさうでないから誠意を述べるの機がなかつた。將軍身に勳功なく獨り緒餘を承て諸國を管領するに止まらず、中納言中將に陞るは攝籙の子胤でなければ出來ない事である。崇班榮爵、懼くは盈溢の殃をのがれまい。從容誠意を述べて見よう。」と答へて、實朝に謁し諫めて云ふには、「慶を子孫に延ばす爲には宜しく他官を辭し、單に征夷將軍の職を帶び、高年に及んで大將を望まるゝが宜しい」と述べたが、實朝聽かずして「言ふ所誠に當を得て居る。けれど源氏の正統は孤危今日に極つて居る。どうして子孫の繼承が望まれよう。それ故自分は崇高を極めて家聲を顯著にしようとするばかりである。」と述べたのでさすがの廣元も辭なくして去つたと云ふ事である。實際實朝の心中は淋しさに滿たされて居たらしい。其は外戚事を專行するので意を枉げて從はなければならなかつたからである。其故或は源仲章をして史書を講せしめ、或は藤原定家に和歌を學び(註二)又蹴鞠を好んで京都から其道の達人を下らせたり、又宋に遊ばんとした事さへあつたのである。(註三)頻りに官位を望んだのも、その爲であるが、朝廷の方では後鳥羽上皇が幕府の專横を惡んで居られたので、官位その他(註四)によりて驕に恥らし、以て自滅せしめんとの計略から、請ふが儘に官職其他を與へられたのだと云はれて居る。同十月內大臣に拜し、十二月右大臣に轉じた。

【註】一、賴朝を指す。二、實朝はなか〳〵和歌に堪能であつた、之の事は第六章に述べよう、金槐和歌集はその歌集である。三、實朝、宋の佛工陳和卿に謁した際、貴方の前生は育王山長老で、私は嘗て門弟に列したと云つたので、從行六十餘人を定めて宋に遊ばんとした、義時時房兄弟が諫めても聽かなかつたが、船が大きすぎて由比浦で進入式をした際、動かなんだので止めたと傳へられて居る。四、盛んに官位を與へて、彼を弱らすのだから之を官打と云ふ。實朝の夫人は坊門信淸の女である。此の女を選んだのも後鳥羽上皇幕府軟化政策の一つだと云ふ。

【源家の滅亡】 建保六年(一八七八)十月實朝內大臣に拜せられ、十二月右大臣に轉じた。翌承久元年(一八七九)正月大饗を設く、權大納言藤原忠信等鎌倉に來る。上皇車服を賜ひ優寵、乃ち拜賀の禮を鶴岡社に行ふ。此時前將軍賴家の子公曉實朝を刺殺して逃げ、幾くもなく捕へられて殺され、源氏の正統全く絕えた。

承久元年正月廿七日實朝拜賀の禮を鶴岡社に行ふ。酉刻出づ(註一)廷臣扈從、隨兵一千騎、警衛甚だ盛であつたが、社の樓門に至り隨兵を屏け、唯獨文章博士源仲章劒を持つて(註二)從つたのみである。夜陰に及び神拜の事終り石階を降るの際、當宮別當阿闍梨公曉突然現はれ劒を以つて實朝を弑した。(註三)實朝時に廿八である。明日勝長壽院の側に葬つた。(註四)家臣悲傷剃髮者百餘に及んだと云ふ。公曉は首を提げて直ちに備中阿闍梨の家に往く、膳をすゝめる時にも首が猶手にあつた

と云ふ。次いで乳母の夫三浦義村によつて將軍とならんとしたが、義村は狀を義時に告げ、義時は政子の命をうけて之を殺させた。公曉は義村の家に向ふ途中義村の家人長尾定景に斬られる。時に歳十九である。公曉が實朝を刺殺したのは、かね〳〵父頼家が廢死せられたのを憤り、實朝義時を殺して讐を報ひ、旦將軍たらん事を望んで居たからであるが、なは義時が人をして陰かに使嗾した形迹がないでもない。註二で述ぶるやうに其夜病と稱して途中から歸つた事など甚だ怪しむべきではないか。

【註】一、此時刻を選ぶ事については大江廣元は暮夜は危險だから白日がよいと述べたが、仲章が故事に反すとて用ひなかつた。將に出ようとした際廣元諫むるには「某嘗て淚の下つた事がない、しかるに今日は覺えず落淚禁じ難い、是必ずわけがあらう、昔頼朝公東大寺落成式に臨むの際、束帶の下に腹卷を着けて變に備へられた、その故事に倣ひ給へ」と云つたが、又仲章反對して先例がないとやめになつた。又秦公氏に髮を梳らしめた際自ら髮を抜き記念として之を與へた。次に庭の梅を覽て、出でゝいなば主なき宿となりぬとも軒端の梅よ春をわするな　二、宮寺樓門を入るの際までは義時が劒を持つて居たが、此時急に氣持がわるいとて劒を仲章に讓つて家に歸つた、自分も殺されてはたまらぬと思つたらしい。　三、此時別當公曉父の敵を討つと叫んだと云ふ。　四、首がないので秦公氏賜はつた髮を藏めたのである。

第二章　後白河後鳥羽の院政と承久の亂

【院政の繼續】　安德天皇蒙塵の後、後鳥羽天皇が卽位せられた事は前述した處であるが、其より建久三年（一八五二）三月十三日後白河法皇の崩御までは法皇の院政である。そして初めは基通（註一）が寵を受け攝政として政治を助け奉つた。法皇は前に義仲の亂暴を怒つて頼朝に命じて之を討たせたその頃は彼に好意を寄せて居られたが、幕府の勢日に榮え、平氏滅亡の後は全國の武士その命令に服して朝權は之れが爲に次第に侵されて來る樣になつて來たので、漸次厭はせられる事となつた。殊に前章で述べたやうに義經行家に迫られて頼朝追討の院宣を授けられた事から、はしなくも守護地頭の設置を許可せねばならなくなつて朝權はそれ丈減少し、又それ以上壓迫を受くる事となつたから、早くも幕府の轉覆を謀らなければならなくなつたのである。けれど武家の實力は非常に大きいので、勢ひ裏面から側面から之を押へる方法をとられる事になつた。（註二）後白河法皇が策略に富んで居られた事は前に述べた處である。之に對して頼朝が幕府の勢力を朝廷に扶植する爲に幕府に好意を寄せた藤原兼實（註三）に內覽の宣旨を與へ、次には攝政とする事や、議奏十人を置く事など（註四）を院に奏し、その許可を得て之に對抗し、又妹の婿藤原能保（註五）をして朝廷の事情を探らせて居た。又再三上洛して公卿を威壓し又懷柔せんと試みたのであつた。

【註】一、基通は攝政基實の長子で後白河法皇の寵を得た。治承三年關白、安德天皇受禪に及んで攝政、宗盛西海に落ちる際基通を供つたが道から逃れ歸つた。義仲とは仲がよくなかつたので、攝政をやめられたが、其の敗北後又攝政となる、後頼朝が兼實をして基通に代らせんと法皇に願つたので文治二年三月十二日攝政を罷めた。建久七年又關白となり、土御門天皇

即位に及んで攝政、建仁二年罷め、天福元年薨じた。　二、守護地頭設置の制限、兵糧米徴收の撤廢等の事は三二八頁參照。其他幕府に親密な藤原兼實に對する壓迫、義經の庇護、奥州征伐に許可を與へない事、頼朝が征夷大將軍を望んでも與へない事、頼朝の妹を後鳥羽天皇の乳母とするをも拒まれたのである。　三、藤原兼實は關白忠通の第三子である。賢明な上に典故に通じて居たから、朝廷疑議ある毎に數々諮詢した。法皇が義經に頼朝追討の院宣を下される際にも、强く之に反對したのであつた。頼朝は之を德とし、文治二年十二月奏上して内覽を授け議奏の首となさん事を請うたので、廿八日内覽、翌日議奏の首位となり、翌二年三月十二日攝政となつた。けれど法皇には喜ばれなかつたのである。それ故攝關に附屬する莊園は舊の如く基通が領して、兼實に讓らない。頼朝は上奏して高陽院の地を前攝政に付し、京極殿の地を今の攝政に付す事を願つたが聞かれなかつた。同五年十二月太政大臣、建久二年關白、同七年關白を罷め、承元元年薨去、世に月輪關白と稱す。其日記を玉海と云ふ。　四、文治二年十二月廿九日、兼實、藤原實定、同實房、同宗家、同忠親、同實家、源通親、藤原經房、同兼光、同雅長の十人に勅して政事を議奏せしめた。　五、藤原能保の系は道長―頼宗―俊家―基頼―通基―通重（號一條）―能保で、頼朝の妹を娶り、高能、兼實の子良經の室、西園寺公經の室等を生んだ。朝幕の間にたつた重要な人物である。

【攝家分流の端】　前述の如く基通は嫡家なると法皇の寵により屢々攝關となり、兼實は幕府に親しきより又攝關となつた。其子家實、良經相共に前後その職を得て攝家は二流に分れる事となり、後史に分れて五流となるのである。基通、家實の家を近衞と云ひ、兼實、良經の家を九條と云ふ。　（四百七頁參照）

【後鳥羽天皇の親政と院政】　建久三年（一八五二）後白河法皇崩御の後天皇の親政となつたが、同九年正月に至り第一皇子爲仁親王卽土御門天皇に位を禪り、又院政を布かれた。其後承元四年（一八七〇）十一月に至り天皇をして、天皇の弟（上皇の第三皇子）なる守成親王に位を讓らしめた。これ順德天皇である。後鳥羽天皇院にて政治を聽かれる事前に同じである。次いで承久三年（一八八一）四月順德天皇は御子懷成親王に位を讓られた、これ仲恭天皇である。此天皇の時には三上皇あらせられた、内後鳥羽院を本院、土御門院を中院、順德院を新院と云つたが、猶後鳥羽上皇の院政であつた。此間攝關は

文治二年三月より建久七年十一月まで　兼實（忠通三男）
建久七年十一月より建仁二年十二月まで　基通（基實長男）
建仁二年十二月より建永元年三月まで　良經（兼實二男）
建永元年三月より承久三年四月まで　家實（基通長男）
承久三年四月より同七月まで　道家（良經長男）

（四〇七、八頁參照）

【源通親と範子】　頼朝嫌ひの後白河法皇の崩御によつて、朝廷の狀態は幕府に有利となり、頼朝は兼々望んで居た征夷大將軍を得、又兼實は名實共に朝政を掌握する事が出來た。けれど程なく强敵源通親（註一）が現れて、兼實を陷るゝに至るのである。彼は天皇の御乳母範子（註二）を娶り、其

關係から先づ地歩を固め、次に其養女在子を後宮に入れたが、(註三)兼實の女なる中宮任子の腹には皇子(今宮)が誕生せられたから、彼は兼實との競爭に打ち勝つに至つた。(註四)そこで彼は兼實を讒して關白をやめさせ、且その弟慈圓の天台座主たるをも辭せしめた(建久七年)。次いで建久九年(一八五八)正月天皇は今宮爲仁親王に位を讓られた。(註五)故彼は天皇の外祖父の地位に立ち、上皇院政の後院別當に任ぜられ、朝廷に於て第一の勢力家となり、世人から源博陸と呼ばれる。賴朝は此等の事々について反對であつたが、之れに構はず着々之の目的を達したのである。殊に彼にとつて幸な事には、その翌年正月賴朝が薨去し、賴家實朝の時代は幕府に內訌があつて京都を顧る遑がなかつたので、彼は上皇を輔け奉つて朝權回復につとめ、又親幕黨の人を苦しめたのである。(註六)其後上皇の意を揣摩し、皇太弟守成親王(註七)を立つる事を勸め、自ら東宮傅となつたが、建仁二年(一八六二)十月に至つて暴かに薨じた。けれど範子はその後も勢力が盛んであつた。

【註】一、通親は雅通の子である。(二五五頁參照)後白河天皇より土御門天皇に至る七朝に歷任、才器縱橫にはしる質であつた。其子通具、土御門帝の乳母と通じ具實を生む、其子基具に至り太政大臣に至る。又通具の弟通光、太政大臣に上り、久我家と云ふ。

村上源氏(その二)(二五五頁より)

- 雅通(內大臣)
  - 通親(內大臣)
    - 通宗
      - 通子(土御門(後宮))
        - (後嵯峨帝)(太政大臣 內大臣)
          - 通具(內大臣)
            - 具實(土御門帝乳母の子)
              - 基具
                - 具守……堀河家
          - 通光(太政大臣)
            - 通忠(內大臣)
              - 通基(太政大臣)
                - 通雄(太政大臣)
                - 長通……久我家
    - 定通(內大臣)
      - 顯定(太政大臣)
        - 定實(內大臣)
          - 雅房
            - 雅長……土御門家
    - 通方
      - 通成(內大臣)
        - 通賴
          - 通重(內大臣)
            - 通顯……中院家
    - 通行
      - 通持
    - (養)在子(後鳥羽(後宮))
      - (土御門帝)
    - 親子(後嵯峨(御乳母))

【註】二、範子は藤原範兼の女である。法勝寺執行能圓の室となつた、能圓は平時忠及び時子と異父兄弟であるから、その緣故から範子後宮に入つて後鳥羽天皇の乳母となる。平氏西海に奔る際能圓は從つたが、範子は止つて宮中にあつた。後通親と通じ、其子在子(能圓の女)は通親の養女となり、後宮に入つて土御門天皇を生み奉るに至つて、範子は外祖母と云ふので勢力を振ふに至つたのである。三、賴朝も其女を後宮に納れんと謀つたが、果さない內に薨去した。四、中宮も宮を出られる事となつた。兼實の敗れたのは、こればかりでなく前から云つて居るやうに、彼が親幕派の頭梁であつたからである。五、土御門天皇、幼時通親の私邸にて成長し給ふ。幕府は幼主を立て奉る事に反對したが、通親之を駁し、關白基親亦通親の說に贊成したので、後鳥羽天皇使を鎌倉に遣はし、使者のまだ還らない內に今宮を立てゝ皇太子となし即日位を傳へ給

うたのである。**六、**藤原頼實をして兼實の子内大臣良經を超えて右大臣とした。其他後に云ふべし。**七、**守成親王は順德天皇である。御母重子（修明門院）は範子の兄範季の子である。

【兼子】　高倉範兼の女で初め兼家の家司宗頼に嫁し、後太政大臣頼實の室となつた。又後宮に仕へ後鳥羽上皇の寵を得て、帥局又は卿二位と云ふ。その兄範季の女重子順德帝を生み、姉範子の女在子が土御門帝を生み奉つた等の關係から非常な勢力があつたので、政子の如きも幕府の後繼者を得んと上京した場合には兼子に會つて居る。

高倉家系圖　（二八四頁より。次に一三三頁を參照すべし）

- 實範
  - 季兼
    - 季範
      - 女子
        - （源頼朝）
  - 季綱
    - 友實
      - 能兼
        - 範兼
          - 範光
            - 憲子（順德帝御乳母）
          - 範季
            - 重子（修明門院）
              - 順德帝
            - 範子（能圓妻後通親室 三位局 後鳥羽帝乳母）
              - 在子（承明門院）
                - 土御門帝
            - 兼子（宗頼室 後通光室 卿二位）

【朝權回復】　後白河法皇の崩御によつて、幕府は思ふやうに朝廷に勢力を延す事が出來たけれど、源通親が勢力を得、親幕黨の兼實が退けられるに至つて形勢一變した。土御門天皇の即位の如きも極めて敏速（註一）に行はれ、排幕派の通親が廷臣第一の勢力家となつたのである。頼朝は切齒したが如何ともする事が出來ない。又その女を後宮に納れんとしたのも失敗した、何とか恢復しようと謀つて居る内に薨去したのである。その上頼朝の妹婿で親幕派の藤原能保も、其前年建久九年（一八五八）十月に薨去して京都に於ける親幕派は勢力地に落ちるに至つた。そこで能保の遺臣後藤基清、中原政經、小野義成等が通親を殺さうと圖つたが、通親は上皇宮に匿れ、鎌倉の頼家に使して三人を捕へて流し、且藤原公經（註二）同保家、同隆保等の親幕の公卿を罪にした。そして正治二年（一八六〇）四月十五日皇弟守成親王（順德天皇）を皇太弟に立つる際には先例を破つて幕府の意見を徵せないばかりでなく、通告さへも出さなかつた。又同年大和の賊京師を犯さんとしたから、佐々木經高が淡路阿波土佐三國の兵を發して京都を騷がせたが、その際、上皇は、國司を蔑如し擅に輦下を擾したと云ふので、幕府に命じて經高の守護職を褫ひ且食邑を奪はれた。又この十月近江國人柏原彌三郎が帝命に背いた際には幕府の處置を待たず、直ちに追討の宣旨を下し、在京の武士澁谷高重、土肥惟光等をして之を討たしめた。かやうなやり方で着々として朝權が回復されて行つたのである。

【註】　一、前頁を見よ。　二、西園寺公經である。後に說明する。

【幕府軟化の政策】　かやうにして朝權は漸次回復して居た。これは前に述べたやうに頼家、實朝二代の間、幕府では内訌が絕えず、京都方面を顧る遑がなかつたのが、上皇の努力と相俟つて、事此處に至つたのであるが、上皇は更に進んで一方幕府を軟化して自滅に至らしめんと勤められた。實

朝の請ふがまゝに高位高官を與へられたのも(註一)、賴家の請により鞠足(マリアシ)紀行景を下されたのも、實朝の夫人として坊門信清の女を選んだのも皆その現れである。

【註】一、これを官打と云ふ。

【武道の奬勵】なほ上皇は從來あつた北面の武士の外に西面の武士を置かれ(註一)又御手づから刀劍をつくり給ひ、又競馬、笠懸、流鏑馬のやうな遊戯をなされ、狩獵、水練の御催も屢々であつた。これ關東討伐の準備であつた事は申す迄もない。賴家や實朝が管絃や蹴鞠の遊戯して居るのに對照すべきである。

【註】一、從來院中を警衛する武士は院御所の北面に居るから北面の武士と云ふ。四位五位を上北面、六位を下北面の二つになつて居た。この時更に西面の武士をつくり院御所の西面に伺候せしめた。

【承久の役】承久元年(一八七九)正月、實朝殺されて源氏の正統斷絶したので、京都では、これで幕府は自滅するか、然らざれば微弱なものとなると想像されて居たのであつたらう。これより先、上皇が四天王院を白河に建てゝ源實朝を詛はれたと傳ふる事などで察せられる。然るに政子及び義時は奏請して、雅成賴仁二皇子(註一)の内一方を將軍に戴かん事を願つたが、上皇が許されなかつたので藤原道家の子賴經を迎へて將軍として幕府を存續したのみでない、今迄あまり例のない程上皇の意に逆ふやうな事をしたので(註二)遂に討幕の兵を擧げらるゝに至つた。朝廷の方では賴經僅に二歳であるから、今迄の樣に幕府が武士を統一する事が出來まい。討つなら此時だとも考へられたのであらう。けれど幕府の實權は既に早く北條氏の手に移つて、將軍の如何によらないのであつた。つまり此の事は朝廷の誤算と云はねばならぬ。

【註】一、共に後鳥羽上皇の御子である。二、承久の役の導火線は次の二事件である、一は信濃國の御家人で仁科盛遠なる者があつた。上皇熊野御幸の時、その二子を拔擢して西面の武士に加へられた。そして盛遠も上皇の知遇を得たので大番の期限が終つても都に留つて居る。幕府では關東の御家人でありながら、恣に院に仕へたからとて所領を沒收した。そこで上皇は幕府に命じて元の如く其を還させようとなさつたが、義時は命を奉ぜなんだ。第二は上皇は龜姫龜菊に攝津國長江倉橋二莊を與へられたが、その地の地頭龜菊を侮蔑して領主の待遇をせないので、上皇は命じて地頭を停めさせようとなさつた。しかるにこれ又義時命を奉ぜなかつたのである。

【戰爭の發端】承久三年(一八八一)四月二十日順德天皇は位を皇太子懷成親王(仲恭天皇)に讓られて父上皇と討幕を議し給ふ。中院卽土御門上皇のみは時機未だ至らずとて父上皇を諫めた(保曆間記)と云ふやうな事で其議にお加はりにならなかつた樣である。公卿の大多數は贊成した、けれど德大寺公繼の如きは尙早論で諫め奉つたが、元より御用ひになる筈がない。議が決せられるや、當時大番役として在京して居た三浦胤義(註一)を招き、五月十四日鳥羽城南寺に於て流鏑馬を行ふと云つて、山城、大和、近江、丹波、美濃、尾張、伊賀、伊勢、河内、和泉、紀伊、丹後、但馬の

兵を召された、來る者一千七百餘人と云ふ。此時親幕派の頭梁西園寺公經が上皇の計畫を京都守護に内通した陰謀發覺したので、公經父子を弓場殿に拘へ、京都守護大江親廣(註二)藤原光季を召されたが、光季のみ詔を奉せなかつた故、討つて之を誅した。十五日院宣を天下に下して義時を追討せしめ、又竊かに關東諸將を召された。

(註)一、義澄の子、義村の弟。三六六頁系圖參照。　二、親廣は廣元の子、此時官軍に從ふ。(三二九頁參照)

【幕府の戰備】　幕府では五月十九日、討幕の報を得て上下驚駭、後の結果から見る程のんきな物ではなかつた。けれど尼將軍と云はれた女傑政子、及び老獪なる義時の此の非常事に對する處置は實に巧であつた。政子は諸將を簾下に集め親ら激勵して云ふ、「故右大將鎌倉を草創し、傳へて今に至る。諸君富貴を保つ、恩江海より深い、豈報效の志なからんや、今讒臣難を構へ、天聽を熒惑す、諸君名節を砥勵せんと欲せば、宜しく秀康胤義等を斬つて、三將軍の遺業を全せよ、もし院宣に應せんと欲する者があるならば、去就を今日に決せよ」と、諸將感奮、みな其の命に服した。内心京軍に加はらんと思つて居たものもあつたらうが、政子の言に氣を飲まれたのである。卽日軍議、三浦義村、安達景盛等は「足柄箱根に據つて京軍を待たう」と述べたが、結局は大江廣元が「衆心一でない、險を守る何の益があらう、成敗を天に委すがよい」とて兵を進め直ちに京師を犯す事となつた。

【戰の經過】　廿二日幕軍三道より進む、義時の弟時房と泰時は十萬餘騎を率ゐて、東海道より。武田信光、小笠原長清は五萬餘騎にて東山道より、北條朝時は四萬餘騎にて北陸道より攻め上つた。廿六日官軍藤原秀澄美濃關より急を報じた。廿九日には北陸の官軍越後願文山(ゾウンモン)で敗北、六月二日、官軍藤原秀康、三浦胤義、大内惟信等兵一萬七千五百餘を九隊に分ち、美濃尾張に於て東海東山兩道の幕軍を防ぎ、宮崎定範等は越中にて北陸の幕軍に當つたが、五日、大井戸(オヰド)の守將大内惟信先づ敗北、六日泰時等大豆渡(マメト)を濟る、秀康胤義敗北。八日北陸にて定範又敗北。秀康等諸道敗北を奏上す、中外震駭。十二日山田重忠、延曆寺僧兵二千は勢多を、藤原秀康三浦胤義等一萬は供御瀬(クゴンセ)を、佐々木廣綱、奈良僧兵一萬は宇治橋を、其他牧島、芋洗(イモアラヒ)、淀、及び廣瀨等を守る。十三日、山田重忠勢多にて北條時房を破つたが、十四日泰時宇治川を濟る、官軍潰走、諸道皆敗北。十五日、泰時京師を陷る。三浦胤義、山田重忠自殺、十六日泰時六波羅に入る、後鳥羽上皇使を遣はして之を諭し、義時の本官を復し、又征伐の院宣を停められた。

【戰後の仕末】　天皇を廢し奉つて(註一)後堀河天皇を立て、後鳥羽上皇を隱岐に、(註二)順德上皇を佐渡に、(註三)土御門上皇を土佐に、(註四)雅成親王を但馬に、(註五)賴仁親王を備前に移し奉り、主謀の公卿藤原光親、同宗行、源有雅、藤原範茂、同信能等を斬に處した。又官軍に應じた者の食邑三千餘個所を奪ひ、有功の士に頒ち與へて私恩を賣つた。

【結果】戰後朝權地に落ち、幕府の權威頓に盛んとなつた。卽ち天皇を廢立し奉り、大臣を進退し、攝政以下愬あればその曲直を質すに至つて、國家の大權殆んど鎌倉に移り、朝臣は唯その鼻息を窺はざるを得ない事となつた。

幕府は亂後京都に兩六波羅探題府を置いて洛中は勿論畿內西國を管轄し、陰に朝廷の動靜を窺つて將來の變に備ふるのであつた。それ故探題は執權連署に次ぐ重職として北條氏一門の人を以て補するのが例である。最初泰時は北亭に、時房は南亭に居つたが、義時の死と共に泰時は歸つて執權となり、時房は連署となつて、六波羅の後任としては泰時の子時氏、時房の子時盛が赴いた。

前述した樣に官軍に從つた廷臣將士の所領三千有餘を沒して、幕軍有功の士に頒つた、之を新補地頭と云つて從來の地頭卽ち本補地頭と區別した。新補地頭の得分は十町別に免田一町を與へ、且一段別に五升の加徵を許した。

【註】一、七月九日天皇九條院にて位を遜れ給ふ。御年四歲。在位七十餘日、文曆元年（一八九四）五月二十日九條院に崩御、九條廢帝と稱し、又半帝と申し奉つたが、明治に至り仲恭天皇と諡し奉る。　二、後鳥羽上皇此の七月六日鳥羽院に遷り薙髮、十三日隱岐に移り給ふ。彼島に在す事十九年にして延應元年（一八九九）二月崩御せられた、御年六十。寶治元年（一九〇七）四月北條時賴、上皇の爲に神社を鎌倉鶴岡西北山に建てゝ今宮と申す。現今土御門順德二上皇と共に大阪府三島郡島本村官幣中社水無瀨宮に齋祭る。

新嶋守（增鏡）

（本院）四にて位につき給て十五年おはしましき、おり給てのちも土佐院（土御門）十二年佐渡院（順德）十一年なを天の下にはおなじ事なりしかば、すべて卅八年がほどこの國のあるじとして、萬機のまつり事を御心ひとつにおさめ、もゝのつかさをしたがへ給へりしそのほど、ふく風の草木をなびかすよりもまされる御ありさまにて、とをきをあはれみちかきをなで給ふ御めぐみ、雨のあしよりもしげゝれば、つの國のこやにひまなきまつりごとをきこしめすにもなにはのあしのみだれざらんことをおぼしき、はこやの山のみねの松も、やう〳〵枝をつらねて千世に八千代をかさね、かすみのほらの御すまゐ、いく春をへてもそらゆく月日のかぎりしらずのどけくおはしましぬべかりつる世をあり〳〵てよしなき一ふしに、いまはかく花の宮こをさへたちわかれ、をのがちり〴〵にさすらへ、いそのとまやに軒をならべて、をのづからことゝふ物とてはうらにつりするあま小舟、しほやくけぶりのなびくかたをも、我ふる郷のしるべに[か]ばかりながめすごさせ給、御すまゐどもはそれまでと月日をかぎりたらんだに、あすしらぬ世のうしろめたさにいと心ぼそかるべし、まいていつをはてとかめぐりあふべきかぎりだになく、雲の涙けぶりのなみ[四]いくへともしらぬさかひに、よをつくし給ふべき御さまども、くちおしといふもおろかなり、このおはします所は、人はなれ里とをきしまの中なり、海づらよりはすこし引入て山かげにかたそへて、大きやかなるいはほのそばだてるをたよりにて、松のはしら[四]あしふけるらうなどけしきばかりことそぎたり、[五]ことにしばのいほりのたゞしばしと、かりそめにみえたる御やどりなれど、さるかたになまめかしくゆへづきてしなさせ給へり、みなせどのおぼしいづるも夢のやうになん、はる〳〵とみやらるゝ海のてうぼう二千里の外も殘りなき心ちするいまさらめきたり、しほ風のいとこちたく吹くるをきこしめして。

我こそはにゐじまもりよおきのうみのあらきなみ風心してふけ